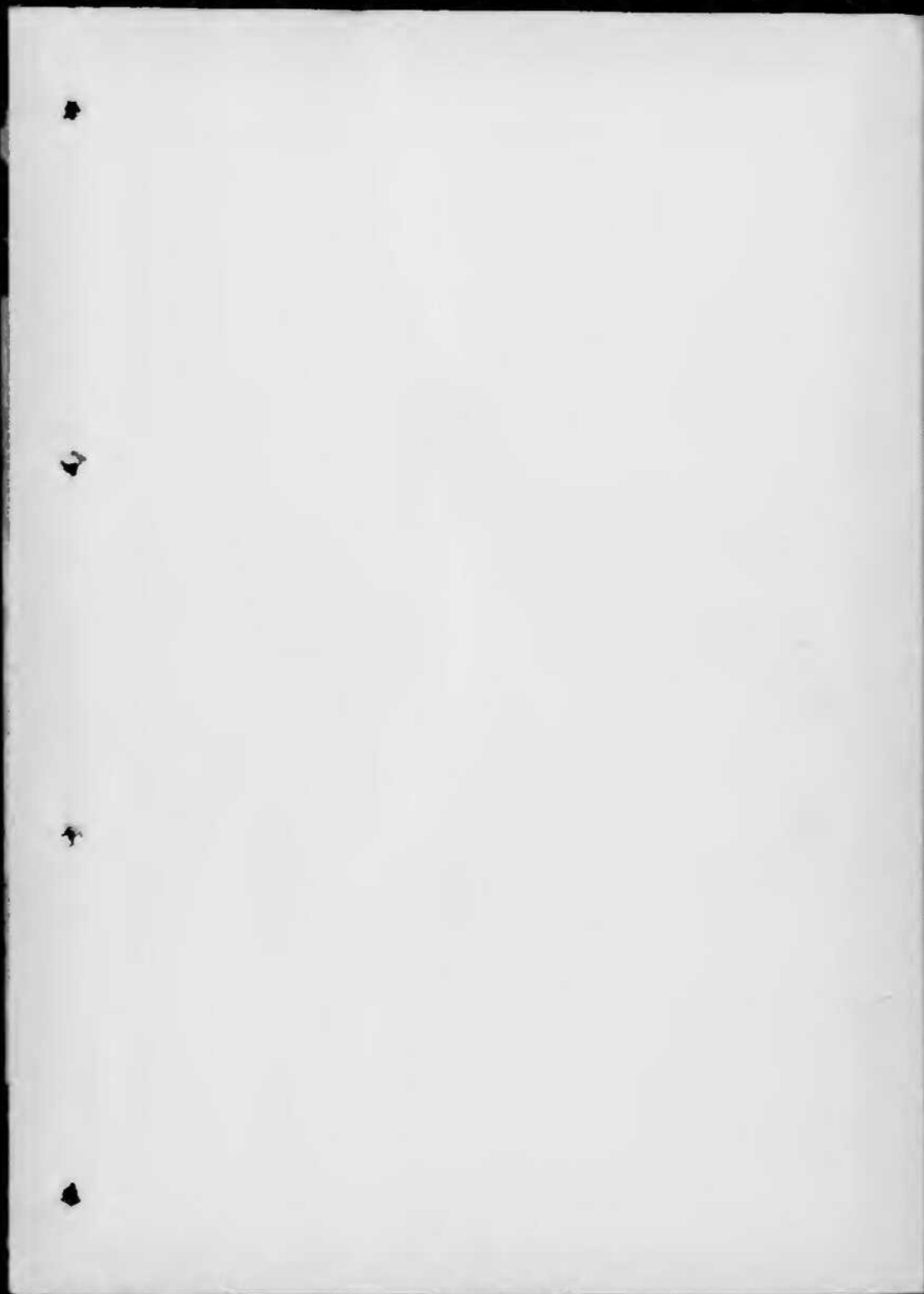


昭和三十年官制改正原議(四)



国立公文書館

自治省
48
3 A
13-9
281



37

内務大臣官房人事課

裏面白紙

2

37

目次

頁年明
(起業)

件名

備考

一.	二二九三〇東京部官制の一部と改正する等	東京部制及公府特別改正関係
二.	九九内務部内臨時職員設置制の一部と改正する等	北海道南支庁東地支庁法改正 進駐軍の前身建設等
三.	一〇七内務省官制の一部と改正する等	會計事務
四.	一〇〇国土計画審議会官制の制定	
五.	九三地方制度調査会官制	
六.	一〇九東京部官制の一部と改正する等	一般未事業、勸業統計、 民生委員指導等、地方官改訂等

内務省

省	及	受	付	日	合	議	局	號	及	受
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

印乙ノ形用

起案 昭和二十五年 九月三十日 局受 第 月 日 局空 月 日

決判 月 日 文書課長 月 日 行 月 日

大臣

次官

入事局長

主任

請議案

東京郵政官制の一部を改正する等の件
 要かありのべ別紙勅令案を提出する。
 右閣議を請ふ。

り 務 課

規格 其 5

裏面あり

日	月	第
號	號	號
法受	送受	送受
月	月	月
日	日	日

内閣總理大臣
 大
 臣

大
 臣

朕は、東京都官制の一部を改正する等の勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十一年 十月 二日

内閣總理大臣

内務大臣

勅令第 二百六十 號

十月 二日

第一條 東京都官制の一部を次のやうに改正する。

第一條中「東京都ニ」の下に「都長官及區長ノ外」を加へ、「長官」を削る。

第二十九條第一項を削る。

第二條 北海道廳官制の一部を次のやうに改正する。

第一條中「北海道廳ニ」の下に「道廳長官ノ外」を加へ、「長

内務省

官」を削る。

第三條 地方官官制の一部を次のやうに改正する。

第一條中「府縣ニハ」の下に「府縣知事ノ外」を加へ、「知事」を削る。

第四條 親任官及諸官級別令の一部を次のやうに改正する。

親任官及諸官級別表地方行政事務局及都廳府縣の部中東京都長官秘書官の項の次に次のやうに加へる。

東京都區長

第五條 昭和十七年勅令第七日七十八號（東京都官制第一條ノ二の規定により増置する職員の諸賞負擔に關する勅令）の一部を次のやうに改正する。

「東京都官制第一條ノ二」を「東京都區長及東京都官制第一條ノ二」に改め「増置スル」の下に「東京都、」を加へる。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。但し、附則第二項の規定を除くの外、昭和二十一年法律第二十六號（東京都制の一部を改正する法律）及び昭和二十一年法律第二十七號（府縣制の一部を改正する法律）により初めて選挙に基いて都長官若しくは區長又は道廳長官若しくは府縣知事が任命されるまでの間は、當該都若しくは區又は道府縣において、なほ、従前の規定を適用する。

東京都官制第一條ノ二に規定する二級の地方選挙官の定員は、昭和二十一年法律第二十六號により初めて選挙に基いて區長が任命されたときは、これに應じて三十五人迄を限り減少するものとする。

内務省

理由

東京都制及び府縣制の改正に伴つて改正の必要があるからである。

内務省

東京部官制 所

第一條 東京部は二名ノ職員ヲ置ク
長官

員

第一條 二所轄ノ定員外ニ在リ 東京部ニ在リ 職員ヲ

置ク

地方事務官

兼任ニ百九十七人以内 二所

員

第二十九條 各區ニ在リ 局長ヲ置キ 二所ノ地方事務官ヲ以テ
之ニ充テ

内務省

北海道官制 所

第一條 北海道は二名ノ職員ヲ置ク
長官

員

地方官官制所
 第一條 存疑ニハ通シテ左ノ職員ヲ以テ
 知事
 男

親任官及諸官級別令
 親任官及諸官級別表

内務省

地方官官制所			官 級
			親
			任
			一
	男	男	男
			112
		東京市官制官	二
			112
			三
			112

裏面白紙

昭和十七年勅令第七十八號
東京部官制第一條ノ二、警視廳官制第一條ノ二、北
海道庁官制第一條ノ二、又ハ地方官制第一條ノ二、北
ニ依リ増置スル警視廳、北海道庁、又ハ行務ノ職官ノ
俸給、待遇、及職務等事、内東京部、北海道、又ハ
又ハ行務ノ員數トス

(小字及び——は衆議院修正)

東京都制の一部を次のやうに改正する。

目次中「第四章 都ノ官吏及吏員」を「第四章 都ノ官吏及吏員」に、

「第一章 組織、選舉及任免」に、

「第一節 區」を

第一節 區
第一款 區及其ノ區域
第二款 區住民及其ノ權利義務
第三款 區條例及區規則
第四款 區會
第五款 區所屬ノ官吏及吏員並ニ區吏員
第六款 區料及給與
第七款 區ノ財務
第八款 補則

に改める。

第三條第一項及び第二項中「意見ヲ徵シ」を「議決ヲ經」に改める。

第六條 日本國民帝國臣民タル都住民(之ヲ都民ト稱ス)ハ本法ニ從ヒ都ノ選舉ニ參與スル權利ヲ有ス

第七條 都民ハ本法ニ從ヒ都條例又ハ都規則ノ制定ヲ請求スル權利ヲ有ス

都民ハ本法ニ從ヒ都ノ事務ノ監査ヲ請求スル權利ヲ有ス

第八條 都民ハ本法ニ從ヒ都議會ノ解散ヲ請求スル權利ヲ有ス

都民ハ本法ニ從ヒ都長官、監査委員、都議會議員又ハ都議會議員選舉管理委員ノ解職（都長官ニ付テハ^{選官}免官）ヲ請求スル權利ヲ有ス

第十條第三項中「百人」を「百二十人」に改める。

第十一條。第二項中「地方事務所若ハ支廳長ノ管轄區域」を「從前都長若ハ島司ノ管轄シタル區域」に改め、同條第三項中「其ノ區域ト隣接ノ區域ト」を「數區域」に改め、同條第四項の次に次の一項を加へる。

項を加へる。

選舉人ハ住所ニ依リ所屬ノ選舉區ヲ定ム第十三條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ選舉權ヲ有スル者ニシテ都内ニ住所ヲ有セザルモノニ付テハ都議會議員選舉管理委員會ハ本人ノ申出ニ依リ、其ノ申出ナキトキハ職權ニ依リ其ノ選舉區ヲ定ムベシ

同條第五項中「前二項」を「第三項及第四項」に改める。

第十三條 年齢二十年以上ノ都民ニシテ六月以來都内ニ住所ヲ有スルモノハ都議會議員ノ選

舉權ヲ有ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 禁治産者及準禁治産者

二 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

三 刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至第二十一章、第二十五章又ハ第三十六章章乃至第三十九章ニ掲グル罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス

四 六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ前號ニ掲グル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

都ニ對シ特別ノ關係アル者ノ申請ニ依リ前項ノ規定ニ依ル住所ノ要件ニ拘ラズ都參事會ノ議決ヲ經テ之ニ選舉權ヲ與フ
都ハ都參事會ノ議決ヲ經テ都ニ對シ特別ノ關係アル者ニ付前項ノ規定ニ依ル住所ノ要件ニ拘ラズ選舉權ヲ與フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ選舉權ヲ與ヘラレタル者ハ其ノ住所地ノ市町村ニ於テ本法、道府縣制、市制又ハ町村制ノ規定ニ依ル選舉權ヲ有スル場合ニ於テモ其ノ選舉權ハ之ヲ行使スルコトヲ得ズ
第九十三條ノ二十一ノ都民ハ第一項ノ規定ニ依ル住所期間ノ制限ニ拘ラズ選舉權ヲ有ス

第一項ノ六月ノ期間ハ都ノ境界變更ノ爲中斷セララルコトナシ

第十四條第一項中「選舉權ヲ有スル都公民」を「選舉權ヲ有スル者ニシテ年齢二十五年以上

ノモノ」に改め、同條第三項中「選舉事務」を「都議會議員選舉管理委員、區市町村會議員選舉管

理委員(町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選舉管理委員以下之ニ同ジ)、都議會議員選舉管理委員會及區市町村會議員選舉管理委員會(町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選舉管理委員會以下之ニ同ジ)ノ書記、投票管理委員、開票管理委員及選舉長、開票立會人、選舉立會人、選舉長及選舉立會人並ニ選舉事務」に改め、同條第五項中

「衆議院議員」を「帝國議會ノ議員」に改める。

第十五條第一項を削り、同條第二項中「議員」を「都議會議員」に改める。

第十六條第二項中、六分ノ一」を十分ノ一」に改め、都長官」の下に「若ハ都議會」を加へる。同條第三項中「六分ノ一」を十分ノ一」に改める。

第十六條ノ二 都ニ都議會議員選舉管理委員會(以下本章中選舉管理委員會ト稱ス)ヲ置ク

選舉管理委員會ハ都議會議員選舉管理委員(以下本章中選舉管理委員ト稱ス)六人ヲ以テ之

ヲ組織ス

第十六條ノ三 選舉管理委員ハ都議會ニ於テ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選

舉スベシ

都議會ハ委員ト同數ノ補充員ヲ選舉スベシ

委員中缺員アルトキハ選舉管理委員會ノ委員長ハ補充員ノ中ニ就キ之ヲ補缺ス其ノ順序ハ

選舉ノ時ヲ異ニスルトキハ選舉ノ前後ニ依リ選舉同時ナルトキハ得票數ニ依リ得票同數ナ

ルトキハ抽籤ニ依ル仍缺員アル場合ニ於テハ第四項ノ規定ニ拘ラズ臨時ニ補充員ノ選舉ヲ行フベシ臨時補充選舉ヲ行フベシ

委員及其ノ補充員ハ隔年之ヲ選舉スベシ

委員ハ後任者ノ就任スルニ至ル迄在任ス

委員ハ其ノ選舉ニ關シ第九十七條ノ規定ニ依ル處分確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ職務ヲ行

フノ權ヲ失ハズ

第十六條ノ四 選舉管理委員會ハ都長官ノ監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ都議會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス

委員會ハ都議會議員ノ選舉ニ關スル事務ニ付テハ區市町村會議員選舉管理委員會(町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選舉管理委員會以下之ニ同ジ)ヲ指揮監督ス

第十六條ノ五 選舉管理委員會ハ委員中ヨリ委員長一人ヲ選舉スベシ
委員長ハ委員會ニ關スル事務ヲ總理シ委員會ヲ代表ス

第十六條ノ六 選舉管理委員會ハ委員長之ヲ招集ス委員三人以上ヨリ委員會招集ノ請求アルトキハ委員長ハ之ヲ招集スベシ

第十六條ノ七 選舉管理委員會ハ委員三人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ
第三項ノ規定ニ依リ委員ノ數減少シテ前項ノ數ヲ得ザルトキハ委員長ハ補充員ニシテ其ノ事件ニ關係ナキモノヲ以テ第十六條ノ三第三項ノ順序ニ依リ臨時之ニ充ツベシ委員ノ故障

スルコトヲ得
ニ因リ前項ノ數ヲ得ザルトキ亦同ジ
委員長及委員ハ自己又ハ父母、祖父母、配偶者、子孫若ハ兄弟姉妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ委員會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十六條ノ八 選舉管理委員會ノ議事ハ委員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依ル

第十六條ノ九 選舉管理委員會ニ書記ヲ置キ委員長ノ指揮ヲ承ケ委員會ニ關スル事務ニ從事セシム

書記ハ都ノ官吏又ハ第九十三條ノ二十七ノ吏員ノ中ニ就キ都長官ノ承認ヲ得テ委員長之ヲ任免ス
定ム

第十六條ノ十 本法ニ規定スルモノノ外選舉管理委員會ニ關シ必要ナル事項ハ委員會之ヲ定ム

第十六條ノ十一 都議會議員ノ選舉ハ衆議院議員選舉人名簿及補充選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ

選舉人ノ年齢ハ前項ノ選舉人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス

第十七條 區市町村會議員選舉管理委員會ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ補充選舉人名簿ヲ

調製スベシ

補充選舉人名簿ニハ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニシテ其ノ區市町村ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿ニ登録セララルコトヲ得ザルモノヲ登録スベシ

補充選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名、住所及生年月日等ヲ記載スベシ

第十八條第一項中「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に、「選舉人名簿」を「補充選舉人名簿」に改め、同條第二項中「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に改める。

第十九條第一項中「選舉人名簿」を「補充選舉人名簿」に、「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に改め、同條第三項中「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に改める。

第二十條第一項中「選舉人名簿」を「補充選舉人名簿」に改め、同條第三項及び第四項中「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に改める。

第二十一條第二項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改める。

第二十二條第一項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改め、同條第二項を次のやうに改める。

天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ投票ヲ行フコトヲ得ザルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ投票管理者ハ選舉長ヲ經テ委員會ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ此ノ場合ニ於テハ委員會ハ更ニ期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムベシ但シ其ノ期日ハ少クトモ五日前ニ之ヲ告示セシムベシ



第二十三條第二項中「爲サントスルトキハ」の下に「本人ノ承諾ヲ得テ」を加へ、同條第三項の次に次の一項を加へる。

一ノ選舉區ニ於テ議員候補者ト爲リタル者ハ他ノ選舉區ニ於テハ議員候補者ノ届出ヲ爲シ又ハ其ノ推薦届出ヲ承諾スルコトヲ得ズ

同條第五項中「前四項」を「第一項乃至第三項及前項」に改める。

第二十五條第二項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改め、「ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ一投票區」を削る。

第二十六條第一項を次のやうに改める。

投票管理者ハ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ區市町村會議員選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

投票管理者ハ投票ニ關スル事務ヲ擔任ス

第二十七條第一項^三を次のやうに改める。

區市町村會議員選舉管理委員會ハ各投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ投票立會人ヲ選任スベシ

同條第二項中「投票立會人三人ニ達セザルトキ若ハ」を「投票立會人」に改め、同條第三項を

次のやうに改める。

投票立會人ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ズ

第二十九條第八項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改める。

第三十一條第一項を次のやうに改める。

投票ノ拒否ハ投票立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ投票管理者之ヲ決スベシ

同條第四項中「投票立會人」を「投票管理者又ハ投票立會人」に改める。

第三十四條 投票管理者タル者開票管理者タル場合ヲ除クノ外投票管理者ハ其ノ指定シタル投票立會人ト共ニ投票ノ當日投票函、投票録及選舉人名簿ヲ開票管理者ニ送致スベシ

第三十五條中「都長官」を「選舉管理委員會」に、「選舉會」を「開票」に改める。

一一

第三十五條ノ二 開票區ハ區市町村ノ區域ニ依ル

選舉管理委員會特別ノ事情アリト認ムルトキハ區市ノ區域ヲ分チテ數開票區ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ一開票區ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ開票區ヲ設クル場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條ノ三 開票管理者ハ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ區市町村會議員選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

開票管理者ハ開票ニ關スル事務ヲ擔任ス

開票所ハ區役所、市役所、町村役場又ハ開票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク

開票管理者ハ豫メ開票ノ場所及日時ヲ告示スベシ

第三十五條ノ四 第二十七條ノ規定ハ開票立會人ニ之ヲ準用ス

18

第三十五條ノ五 開票ハ投票ノ當日又ハ其ノ翌日(一開票區ニ數投票區アルトキハ總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日)之ヲ行フ

第三十五條ノ六 開票管理者ハ開票立會人立會ノ上投票函ヲ開キ先ヅ第三十一條第二項及第

四項ノ投票ヲ調査スベシ其ノ投票ノ受理如何ハ開票立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ

開票管理者之ヲ決スベシ

開票管理者ハ開票立會人ト共ニ區市町村其ノ他選舉管理委員會ノ定ムル區域毎ニ投票ヲ點檢スベシ

投票ノ點檢終リタルトキハ開票管理者ハ直ニ其ノ結果ヲ選舉長ニ報告スベシ

開票管理者ハ前項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲シタルトキハ直ニ選舉人名簿ヲ區市町村會議員選舉管理委員會ニ返付スベシ

第三十五條ノ七 選舉人ハ其ノ開票所ニ就キ開票ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得

一一

第三十五條ノ八 投票ノ效力ハ開票立會人^{ノ意見ヲ聴キ}之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ開票管理者之ヲ決

○定
○スベシ

第三十五條ノ九 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

- 一 成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ
- 二 議員候補者ニ非ザル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 三 一投票中二人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 四 被選舉權ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 五 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ爵位、職業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 六 議員候補者ノ氏名ヲ自書セザルモノ
- 七 議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ

八 都議會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

前項第八號ノ規定ハ第十六條、第五十條又ハ第五十五條第一項若ハ第三項ノ規定ニ依ル選舉ノ場合ニ限り之ヲ適用ス

第三十五條ノ十 開票管理者ハ開票録ヲ作り開票ニ關スル顛末ヲ記載シ二人以上ノ開票立會人ト共ニ之ニ署名スベシ

開票録、投票録及投票竝ニ都議會議員ノ選舉ニ用ヒタル選舉人名簿ハ區市町村會議員選舉管理委員會ニ於テ議員ノ任期間之ヲ保存スベシ

第三十五條ノ十一 選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テハ其ノ投票ノ效力ヲ決定スベシ

第三十五條ノ十二 第二十二條第二項本文ノ規定ハ開票ニ之ヲ準用ス

第三十五條ノ十三 第二十八條第一項及第二項ノ規定ハ開票所ノ取締ニ之ヲ準用ス

第三十六條第一項を次のやうに改める。

選挙長ハ都議會議員ノ選挙権ヲ有スル者ノ中ニ就キ選挙管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

同條第三項中「地方事務所、支廳」を削る。

第三十七條 削除

第三十八條 選挙管理委員會(區市ニ於テハ區市會議員選挙管理委員會)ハ各選挙區ニ於ケル

選挙人名簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ選挙立會人ヲ選

任スベシ

第二十七條第二項及第三項ノ規定ハ選挙立會人ニ之ヲ準用ス

第三十九條 選挙長ハ總テノ開票管理者ヨリ第三十五條ノ六第三項ノ規定ニ依ル報告ヲ受ケ

タル日又ハ其ノ翌日選挙會ヲ開キ選挙立會人立會ノ上其ノ報告ヲ調査スベシ

選挙ノ一部無効ト爲リ更ニ選挙ヲ行ヒタル場合ニ於テ第三十五條ノ六第三項ノ規定ニ依ル

報告ヲ受ケタルトキハ選挙長ハ前項ノ例ニ依リ選挙會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト共ニ更ニ之ヲ調査スベシ

第二十二條第二項本文ノ規定ハ選挙會ニ之ヲ準用ス

第四十二條及第四十三條 削除

第四十四條 ○第一項中「五分ノ一」を「四分ノ一」に改め、同條第二項中「年長者ヲ取り年齡同ジキトキハ」を削る。

第四十六條第二項中「都長官」を「選挙管理委員會」に改め、同條第五項中「選挙立會人ノ意見

ヲ聽キ選挙長之ヲ決定スベシ」を「選挙立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選挙長之ヲ決スベシ」に改める。

第四十七條第二項を次のやうに改める。

選挙録及第三十五條ノ六第三項ノ規定ニ依ル報告ニ關スル書類ハ選挙管理委員會ニ於テ議員ノ任期間之ヲ保存スベシ

第四十八條第一項及^{乃至第三項}第二項を次のやうに改める。

當選者定マリタルトキハ選舉長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ且選舉録ヲ添へ之ヲ選舉管理委員會ニ報告スベシ當選者ナキトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ且選舉録ヲ添へ之ヲ委員會ニ報告スベシ

前項ノ場合ニ於テハ委員會ハ選舉録ノ寫ヲ添へ直ニ都長官ニ當選者ノ住所氏名又ハ當選者ナキ旨ヲ報告スベシ

當選者當選ノ告知ヲ受ケタルトキハ十日以内ニ其ノ當選ヲ承諾スルヤ否ヤヲ委員會ニ申立ツベシ

同條第三項中「都長官」を「委員會」に改め、其ノ期間内ニ之ヲ申立テザルトキハ都長官抽籤シテ之ヲ定ムを削り、同條第五項乃至第七項を次のやうに改める。

第三項及第四項ノ申立ヲ其ノ期間内ニ爲サザルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス

第四十九條 削除

第五十條第一項中「^{六分ノ一}都長官」の下に「若ハ都議會」を加へ、同項^中第二號中「^{三分ノ一}第三項」を「第四項」^{下順次繰り上げ、同條第二項中「第四號」を「第三號」に改め、同條第三項中「第五號又ハ第六號」を「第四號又ハ第五號」に改め、同條に改め、又ハ抽籤ニ依リ「ノ選舉區ノ當選者ト定マリ」を削る。}

第六項中「六分ノ一」を「十分ノ一」に改める。

第五十一條第一項を次のやうに改める。

當選者其ノ當選ヲ承諾シタルトキハ選舉管理委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ都長官ニ報告スルト共

ニ當選者ニ當選證書ヲ付與シ當選者ノ住所氏名ヲ告示スベシ

同條第二項中「都長官ハ直ニ其ノ旨」を「委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ都長官ニ報告スルト共ニ之」に改める。

第五十三條第一項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改め、同條第二項及^{乃至第四}第三項中「都長官」を「委員會」に改め、同條第四項中「都長官」を「委員會」に改め、「不服アル者ハ」の下に「都長

官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ之を加へ、同條第五項中「第一項」を「第二項」に改め、同條第六項中「異議ノ決定」の下に「若ハ訴願ノ裁決」を加へ、同條第七項中「決定」の下に「若ハ裁決」を加へる。

第五十四條第三項中「選舉事務長又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上」を削る。

第五十五條第一項及び第三項中「三月以内」ニを削り、同條第五項を削る。

第五十六條第二項を削る。

第五十六條ノ二 都議會議員ノ選舉ハ都長官ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ衆議院議員又ハ都長官ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲモ生ジタルトキハ議員ノ選舉ハ衆議院議員又ハ都長官ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第五十八條第一項中「又ハ第四十八條第六項ニ掲グル者サルトキ」及び「又ハ第四十八條第六項ニ掲グル者ニ該當スルヤ否ヤ」並びに第二號を削り、第三號を第二號とし、第四號を第三號とする。

同條第二項中「又ハ第四十八條第六項ニ掲グル者」を削る。

第五十八條ノ二 選舉管理委員、投票管理者、開票管理者又ハ選舉長都議會議員ノ選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第五十九條但書中「但シ」の下に「同法第九十九條中吏員トアルハ選舉管理委員、區市町村會議員選舉管理委員、投票管理者、投票立會人、開票管理委員、開票立會人、選舉長及選舉立會人ヲ含ムモノトシ」を加へ、「選舉委員ノ數、選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ數及」を削る。

第六十條に次の一項を加へる。

前項ニ規定スルモノノ外都ハ都條例ヲ以テ都ニ關スル事件ニ付都議會ノ議決スベキモノヲ

定ムルコトヲ得

三三

第六十二條ノ二 都議會ハ都ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ都長官ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ検査スルコトヲ得

都議會ハ都長官ニ對シ都ノ事務ニ關スル監査委員ノ監査ヲ求メ其ノ結果ノ報告ヲ請求スルコトヲ得

第六十四條第二項を削る。

第六十八條第一項乃至第四項を次のやうに改める。

都議會ハ定例会會及臨時會トス

定例会會ハ毎年六回以上隔月之ヲ開ク

臨時會ハ必要アル場合ニ於テ其ノ事件ニ限り之ヲ開ク

同條第六項中「第三項及前項」を「前二項」に改め、同條第七項及び第八項を次のやうに改め

る。

都議會ノ會期及其ノ延長竝ニ開閉ニ關スル事項ハ第八十四條ノ會議規則中ニ之ヲ規定スベシ

第六十九條第二項中「十四日」を「七日」に改め、同條第三項を削る。

第七十一條第一項中「議事ハ」の下に「議員ノ」を加へ、同條第二項を削る。

第七十二條中「妻」を「配偶者」に改める。

第七十三條第一項中「第四十三條」を「第三十五條ノ九」に改める。

第七十四條 都議會ノ會議ハ之ヲ公開ス但シ議長又ハ議員三人以上ノ發議ニ依リ。議員三分、二以上ノ多數ヲ以テ傍聽禁止ヲ可決シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ議長又ハ議員ノ發議ハ討論ヲ用ヒズ其ノ可否ヲ決スベシ

第七十七條 削除

三三

第八十二條第二項を次のやうに改める。

書記ハ第九十三條ノ二十七ノ吏員ノ中ニ就キ都長官ノ同意ヲ得テ議長之ヲ定ム

第八十三條第三項中「會議録」を「會議録ノ寫」に改める。

第八十五條第一項中「議長及」を削り、同條第二項を削る。

第八十六條第三項中「年長者ヲ取り年齢同ジキトキハ」を削る。
リ、「臨時補缺選舉ヲ行フベシ」を「第四項ノ規定ニ拘ラズ臨時ニ補充員ノ選舉ヲ行フベシ」に改め、同條第四項中「隔年」を「毎年一回」に改める。

第八十七條 中「都長官」を「都議會議長」に改める。
削除

第八十八條第一項第二號中「重要事件ヲ除クノ外部議會ノ權限ニ屬スル事件」を「都議會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ輕易ナルモノ」に改め、同條第二項中「重要事件」を「規定ニ依リ都參事會ニ於テ議決スベキ事件」に改める。

第八十九條第二項を削る。

第九十條第一項中「議長又ハ其ノ代理者及」を削り、同條第三項中「其ノ代理者」を削り、「妻」

を「配偶者」に改め、同條第四項を削る。

第九十二條 削除

第九十三條 第六十二條乃至第六十七條、第六十八條第六項、第七十三條、第七十五條、第七十

六條、第七十八條、第七十九條、第八十二條、第八十三條及第八十四條第一項ノ規定ハ都參事

會ニ之ヲ準用ス但シ第八十三條第三項ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ都議會議長ニモ報告

スベシ

第九十四條の前に次のやうに加へる。

第一節 組織、選舉及任免

第九十三條ノ二 都ニ都長官ヲ置ク

都長官ハ官吏トス

都長官ノ任期ハ四年トシ選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

都長官ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ヲシテ選舉セシメ其ノ者ニ就キ之ニ任ズ

第九十三條ノ三 都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ都長官ノ選舉權ヲ有ス

第九十三條ノ四

日本國民 帝國臣民タル年齢三十年以上ノ者ハ都長官ノ被選舉權ヲ有ス

第十三條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ハ被選舉權ヲ有セズ

帝國議會ノ議員ハ都長官ト相兼ヌルコトヲ得ズ

都議會議員及都ノ有給ノ吏員、教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノモノハ都長官ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第九十三條ノ五 都長官ノ選舉ハ現任都長官ノ任期滿了ノ日前二十五日以内ニ之ヲ行フベシ

都長官缺クルニ至リタルトキハ都長官ノ選舉ハ其ノ缺クルニ至リタル日ヨリ二十五日以内

ニ之ヲ行フベシ但シ其ノ事由第九十三條ノ^{二十一}十八ニ於テ準用スル第四十八條第三項ノ期限前

ニ生ジタル場合ニ於テ第九十三條ノ十第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ

生ジタル場合ニ於テ第九十三條ノ十第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

第九十三條ノ十二第三項ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ^{十七}十四第四項ノ規定ハ第二項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ六 都長官ノ選舉ニ關スル事務ハ都議會議員選舉管理委員會(以下本章中選舉

管理委員會ト稱ス)之ヲ管理ス

都長官ノ選舉ハ都議會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ

選舉管理委員會ハ選舉ノ期日前二十日迄ニ投票ノ日時ヲ告示スベシ

都長官ノ選舉ノ投票區及開票區ハ都議會議員ノ選舉ノ投票區及開票區ニ依ル

本法ニ規定スルモノノ外投票區及開票區ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十三條ノ七 都長官候補者タラントスル者ハ選舉ノ期日ノ告示アリタル日ヨリ選舉ノ期

日前七日迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ヅベシ

選舉人名簿ニ登録セラレタル者他人ヲ都長官候補者ト爲サントスルトキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ期間内ニ届出アリタル都長官候補者二人以上アル場合ニ於テ其ノ期間ヲ經過シタル後都長官候補者死亡シ又ハ都長官候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前二項ノ例ニ依リ選舉ノ期日前二日迄都長官候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲スコトヲ得

都長官候補者ハ選舉長ニ届出ヲ爲スニ非ザレバ都長官候補者タルコトヲ辭スルコトヲ得ズ

前四項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキ又ハ都長官候補者ノ死亡シタルコトヲ知りタルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スベシ

第九十三條ノ八 都長官候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲サントスル者ハ都長官候補者一人ニ付二千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

都長官候補者ノ得票数有效投票ノ總數ノ十分ノ一二達セザルトキハ前項ノ規定ニ依ル供託物ハ都ニ歸屬ス

前項ノ規定ハ都長官候補者選舉ノ期日前十日以内ニ都長官候補者タルコトヲ辭シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル爲都長官候補者タルコトヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九十三條ノ九 選舉長ハ都長官ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

選舉長ハ選舉會ニ關スル事務ヲ擔任ス

選舉會ハ都廳又ハ選舉長ノ指定シタル場所ニ之ヲ開ク

選舉長ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スベシ

第九十三條ノ十 都長官ノ選舉ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ有效投

票ノ總數ノ^{八分ノ三}四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

三〇

當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第九十三條ノ十一 第九十三條ノ七第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル届出アリタル都長官候補者一人ナルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セザルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ選舉管理委員會ニ報告スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選舉ノ期日ヨリ五日以内ニ選舉會ヲ開キ都長官候補者ヲ以テ當選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ都長官候補者ノ被選舉權ノ有無ハ選舉立會人^{ノ意見ヲ聽キ選舉長之ヲ決定スベシ}之ヲ決定ス可^ノ否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スベシ

第九十三條ノ十二 當選者左ニ掲グル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定ノ適用ヲ

受クル者ナキトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

一 當選ヲ辭シタルトキ

二 第九十三條ノ^{二十一}十八ニ於テ準用スル第四十五條ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキ

三 死亡者ナルトキ

四 選舉ニ關スル犯罪ニ因リ刑ニ處セラレ其ノ當選無効ト爲リタルトキ但シ第九十三條ノ

五第二項又ハ前各號ノ事由ニ因リ選舉ノ告示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

五 第九十三條ノ^{二十一}十八ニ於テ準用スル第五十四條ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果當選無効ト爲リ

タルトキ

前項各號ノ事由第九十三條ノ^{二十一}十八ニ於テ準用スル第四十八條第三項ノ期限前ニ生ジタル場

合ニ於テ第九十三條ノ十第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第九十三條ノ十第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ

三一

其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第九十三條ノ十第一項但書ノ得票者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ當選者ト定ムルコトヲ得ズ

第九十三條ノ十四^{十七}第四項ノ規定ハ第一項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ十三 都長官ノ選舉ニ於テ第九十三條ノ十第二項但書ノ規定ニ依ル得票者ナキトキハ第九十三條ノ五第一項及第二項、前條第一項、第九十三條ノ十五第一項及第九十三條ノ十七第一項及第三項ノ規定ニ拘ラズ第九十三條ノ二十一ニ於テ準用スル第四十八條第一項ノ規定ニ依ル告示ノ日ヨリ十日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ第九十三條ノ七第一項乃至第三項及第九十三條ノ八ノ規定ニ拘ラズ其ノ選舉ニ於テ有效投票ノ最多数ヲ得タル者二人（二人ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキ者アルトキハ選舉管理委員會抽籤シテ之ヲ定ム）ヲ以テ都長官候補者トス

前項ノ選舉ニ於テハ第九十三條ノ六第三項ノ規定ニ拘ラズ委員會ハ選舉ノ期日前七日日迄ニ投票ノ日時ヲ告示スベシ

第一項ノ選舉ハ第九十三條ノ十ノ規定ニ拘ラズ有效投票ノ過半数ヲ得タル者ヲ當選者トス

第一項ノ都長官候補者ノ得票ノ數同ジキトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ選舉長抽籤シテ當選者ヲ定ムベシ

第九十三條ノ十四 前條第一項ノ都長官候補者死亡シ又ハ都長官候補者タルコトヲ辭シタル爲都長官候補者一人ト爲リタルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

第九十三條ノ十一第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ十五 第九十三條ノ十三第三項又ハ第四項ノ當選者第九十三條ノ十二第一項ニ掲グル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定ノ適用ヲ受タル者ナキトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

前項ノ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ第九十三條ノ十三第四項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ヲ當選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第九十三條ノ十三第四項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ當選者ト定ムルコトヲ得ズ

第九十三條ノ十七第四項ノ規定ハ第一項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ十三^{十六} 當選者其ノ當選ヲ承諾シタルトキハ選舉管理委員會ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

當選者ナキニ至リタルトキハ委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

第九十三條ノ^{十七}十四 選舉無効ト確定シタルトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

當選無効ト確定シタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムベシ此ノ場合ニ於テハ第九十三條ノ十二第三項ノ規定ヲ準用ス

當選者ナキトキ又ハ當選者ナキニ至リタルトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

第一項及前項ノ期間ハ第九十三條ノ^{十八}十五第一項又ハ第九十三條ノ^{十九}十六第一項若ハ第三項ノ

規定ノ適用アル場合ニ於テハ選舉ヲ行フコトヲ得ザル事由已ミタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第九十三條ノ^{十八}十五 第九十三條ノ五第二項、第九十三條ノ十二第一項^〇、第九十三條ノ^{十五}十五第一項

第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴訟ノ裁

決定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ズ

都長官ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ官ヲ失ハズ

第九十三條ノ^{十九}十六 都長官ノ選舉ハ都議會議員ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉

ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

都長官ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲモ生ジタル

ルトキハ第五十六條ノ二第二項ノ例ニ依ル

都長官ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ衆議院議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲモ

生ジタルトキハ都長官ノ選舉ハ衆議院議員ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フ

コトヲ得ズ

第九十三條ノ^{二十}十七 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百十條第二項乃至第四項、

第四百十二條及第四百十七條ノ規定ハ都長官ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ同法第九十九條中吏

員トアルハ都議會議員選舉管理委員、區市町村會議員選舉管理委員、選舉管理委員會及區市町村會議員選舉管理委員會ノ書記、投票管理員、開票管理員者並ニ選舉長、選舉管理委員會ノ書記、投票管理員、開票管理員者並ニ選舉長、開票管理員者、開票立會人、選舉長及選舉立會人ヲ含ムモノトシ都長官候補者一人ニ付定ムベキ選舉運動ノ費用ノ額ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第九十三條ノ^{二十一}十八 第十四條第二項及第三項、第二十二條第二項、第二十六條乃至第三十五條、第三十五條ノ三乃至第三十五條ノ八、第三十五條ノ九第一項第一號乃至第七號、第三十五條ノ十乃至第三十五條ノ十三、第三十八條乃至第四十一條、第四十五條、第四十七條、第四十八條第一項乃至第三項、第五項及第六項、第五十二條本文、第五十三條第一項乃至第五項

第五十四條並ニ第五十八條ノ二(選舉管理委員ニ關スル部分ヲ除ク)ノ規定ハ都長官ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ、第二十七條第二項中三人トアルハ第九十三條ノ十三第一項ノ選舉ニ於テハ二人、同條第六項中第三項及第四項トアルハ第三項、第五十三條第一項中第五十一條第二項トアルハ第九十三條ノ^{十六}十三條

第二項、第五十四條第五項中前條第七項トアルハ第九十三條ノ^{十八}十五條第二項トシ第四十八條第二項、第九十三條ノ十三條第一項ノ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テハ選舉ノ日又ハ告示ノ日トアルハ第九十三條ノ十三條第一項ノ選舉ニ關スル此等ノ日、

四 五項ノ規定ハ現任都長官ニシテ當選シタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第九十三條ノ^{二十二}十九 本法ニ規定スルモノノ外都ノ官吏ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第九十三條ノ^{二十三}二十 都ニ監査委員ヲ置ク

監査委員ハ都吏員トシ其ノ定數ハ六人トス
監査委員ノ任期ハ二年トス

都議會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ議員ノ任期ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ後任者ノ選任セララルルニ至ル迄ノ間其ノ職務ヲ行フコトヲ妨ゲズ
監査委員ハ都長官都議會ノ同意ヲ得テ都議會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各同數ヲ選任スベシ

本法ニ規定スルモノノ外監査委員ニ關シ必要ナル事項ハ都條例ヲ以テ之ヲ定ム

第九十三條ノ二十一 都長官及監査委員ハ在職ノ間都民トス

第九十三條ノ^{二十四}二十二

都長官及監査委員ハ都ニ對シ請負ヲ爲シ又ハ都ニ於テ費用ヲ負擔スル

事業ニ付都長官若ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ
同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、取締役若ハ監査役又ハ之ニ準ズベキ者、支配人又ハ
清算人タルコトヲ得ズ

監査委員ハ第十四條第二項又ハ第四項ニ掲ゲタル職ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第九十三條ノ^{二十五}二十三

都ニ都出納吏ヲ置キ官吏及第九十三條ノ^{二十九}二十七ノ吏員ノ中ニ就キ都長

官之ヲ命ズ

第九十三條ノ^{二十六}二十四

都ハ參與ヲ置クコトヲ得

參與ハ都吏員トス

參與ハ都民中學識經驗アル者ノ中ヨリ^{都議會ノ同意ヲ得テ}都長官之ヲ選任ス

本法ニ規定スルモノノ外參與ニ關シ必要ナル事項ハ都條例ヲ以テ之ヲ定ム

第九十三條ノ^{二十七}二十五

都ハ^{常設又ハ臨時ノ}委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ都吏員トス

委員ハ^{都議會議員其ノ他}學識經驗アル者ノ中ヨリ^{都議會ノ同意ヲ得テ}都長官之ヲ選任ス

第九十三條ノ^{二十八}二十六

都長官被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ官ヲ失フ

監査委員又ハ參與第十三條第一項但書ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

監査委員又ハ參與ノ職ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ該ルベキ罪ノ爲豫審又ハ公判ニ付セ

ラレタルトキハ都長官ハ其ノ職務ノ執行ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停止期

間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ズ

第九十三條ノ^{二十九}二十七

本法ニ規定スルモノノ外都ニ必要ノ都吏員ヲ置ク

前項ノ都吏員ハ都長官之ヲ任免ス

第九十三條ノ^{三十}二十八

本法ニ規定スルモノノ外都吏員ノ組織、任用、分限、給料等ニ關シ必要

ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二節 職務権限

第九十四條ノ二 都議會議員ノ選舉權ヲ有スル^{者ノ總數ノ五十分ノ一}二萬人以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ

都長官ニ對シ都條例又ハ都議會ノ議決ヲ經ベキ都規則ノ制定ノ請求アリタルトキハ都長官

ハ二十日以内ニ都議會ヲ招集シ意見ヲ附シテ之ニ原案ヲ付議スベシ

前項ノ場合ニ於テハ都長官ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シテ^{原案ヲ添}都議

會ニ付議スルコトヲ得

都長官ハ都議會ノ要求アルトキハ第一項ノ代表者又ハ其ノ代理者ヲシテ會議ニ出席シ原案

ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者トハ都議會議員ノ選舉ニ用フル選舉人

名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登録セラレタル者トス

第一項ノ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十六條第一項中「五十圓」を「五百圓」に改め、同條第二項中「給料」を「報酬又ハ給料」に

改める。

第九十七條第一項但書を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同條第四項中「第一項及」を削る。

第九十八條第一項但書を削る。

第九十八條ノ二 都議會ニ於テ都長官不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ都長官ハ^{十日以内ニ}都議

會ニ對シ都議會議員ノ選舉權ヲ請求スルコトヲ得

都議會解散ノ場合ニ於テハ二月以内ニ議員ヲ選舉スベシ

○都議會ニ於テ都長官不信任ノ議決ヲ爲シタル場合ニ於テ第一項ノ解散ヲ爲サザルトキ又ハ

解散後初テ招集セラレタル都議會ニ於テ再ビ都長官不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ都長官

第一項及前項

前二項ノ議決ニ付テハ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

四二

第九十九條第五項及び第百條第一項中「報告スベシ」を「報告シ其ノ承認ヲ求ムベシ」に改める。

第百二條ノ二 監査委員ハ都長官ノ監督ヲ承ケ都ノ經營ニ係ル事業ノ管理、都ノ出納其ノ他都ノ事務ノ執行ヲ監査ス

都長官ハ監査委員ヲシテ毎會計年度少クトモ一回以上期日ヲ定メテ前項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一

一項ニ規定スル事項ニ關シ監査委員ノ監査ノ請求アリタルトキハ都長官ハ其ノ請求ニ係ル

事項ニ付監査委員ヲシテ監査ヲ爲サシムベシ

都長官ハ監督官廳ノ命令アルトキ、第六十二條ノ二第二項ノ規定ニ依ル都議會ノ要求アル

トキ其ノ他必要アリト認ムルトキハ、臨時ニ監査委員ヲシテ第一項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

都長官ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ都議會ニ報告セシムベシ

都長官ハ監査ノ結果ヲ都住民ニ公表スベシ

第九十四條ノ二第四項ノ規定ハ第三項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ之ヲ

第五項ノ規定ハ第三項ノ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ニ準用ス

第三項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第百三條 第九十三條ノ二十九ノ吏員ハ都長官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

前項ノ吏員ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國及府縣其ノ他ノ公共團體ノ事務ヲ掌ル

第百四條第一項を削る。

第百五條 削除

第百六條 參與ハ都行政ニ關スル重要事項ニ付都長官ノ諮問ニ應ズ

第百七條 委員ハ都長官ノ委託ヲ受ケ都ノ事務ニ關シ必要ナル事項ヲ調査ス

第百八條 都議會議員、都議會議員選舉管理委員、都參事會員、都議會議員ノ中ヨリ選任セラ

レタル監査委員、參與、委員。○、投票管理者、投票立會人、開票管理者、開票立會人、選舉長及選舉立會人

得

前項ノ者ハ

都議會議員、都議會議員選舉管理委員、都參事會員、都議會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査

委員、參與、委員、投票管理者、投票立會人、開票管理者、開票立會人、選舉長及選舉立會人並

ニ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

報酬額及費用辨償額並ニ其ノ支給方法ハ都條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第百九條 前條ニ規定スル吏員以外ノ吏員。○並ニ都議會議員選舉管理委員會、都議會及都參事會ノ書記

給料額及旅費額並ニ其ノ支給方法ハ都規則ヲ以テ之ヲ規定スベシ

條例

前項ノ都規則ヲ設ケ又ハ改廢セントスルトキハ都議會ノ議決ヲ經ベシ

第百十條中「有給吏員」を「職員前條第一項ノ吏員」に改める。

第百十一條第二項を次のやうに改める。

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ都長官ハ都參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

都參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

關係者第二項ノ規定ニ依ル都長官ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百十七條第二項中「第三項」を「第二項」に改める。

第百二十條第三項中「二十圓」を「二百圓」に改める。

第百二十一條第三項を次のやうに改める。

前二項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ都長官ハ都參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

都參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

第三項ノ規定ニ依ル都長官ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二百二十二條第五項を次のやうに改める。

都長官ノ委任ヲ受ケタル官吏及吏員ガ爲シタル前項ノ規定ニ依ル處分ニ異議アル者ハ之ヲ都長官ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ都長官ハ都參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

都參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

第六項ノ規定ニ依ル都長官ノ決定又ハ都長官ノ處分ヲ受ケタル者其ノ決定又ハ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三百三十一條第二項中「決算ハ」の下に「之ヲ監査委員ノ審査ニ付シ」ヲ添テ之ヲ審査セシメ其ノ意見ヲ附シテ」を加へ、「之ヲ」を削る。

第三百三十一條ノ二 都長官ハ都議會ノ指定シタル都ノ經營ニ係ル事業ニ付其ノ經營狀況ヲ明ナラシムル爲定期ニ貸借對照表其ノ他必要ナル書類ヲ作製シ之ヲ監査委員ノ審査ニ付シヲシテ之ヲ審査セ

シメ其ノ意見ヲ附シテ次ノ都議會ニ提出スベシ

第三百三十五條第一項を次のやうに改める。

○第三百三十五條

者ノ總數ノ三分ノ一

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル都議會議員選舉管二十萬人以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ内務大臣ニ對

シ都議會ノ解散ノ請求アリタルトキ場合ニ於テ選舉管理委員會之ヲ都議會議員ノ選舉人ノ投票ニ付シ其ノ過半數ノ同第九十八條ノ二第一項ノ規定ニ依ル都議會ノ解散ノ

請求アリタルトキ其ノ他特別ノ事情アルトキハ内務大臣ハ都議會ノ解散ヲ命ズルコトヲ

得

第九十八條ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

同條第三項及び第四項を次のやうに改める。

第九十四條ノ二第四項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ

○同條第五項ノ規定ハ第一項ノ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三百三十五條ノ二 都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一

都議會議員選舉管理委員會ニ對シ都長官ノ退官ニ付請求アリタルトキハ選舉管理委員會ハ之ヲ都議會議員ノ選舉人ノ投票ニ付スベシ

ヨリ都長官又ハ都議會議員ニ付テハ内務大臣ニ對シ監査委員又ハ都議會議員選舉管理委員

ニ付テハ都長官ニ對シ此等ノ者ノ解職(都長官ニ付テハ其ノ免官)ノ請求アリタルトキハ内務大臣又ハ都長官ハ關係者ノ出頭ヲ求メテ之ヲ審査シ其ノ理由アリト認ムルトキハ都長官

ニ付テハ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ報告シ其ノ他ノ者ニ付テハ之ヲ解職スベシ

都議會議員ノ所屬選舉區ニ於ケル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ選舉

前項ノ報告アリタルトキハ内閣總理大臣ハ其ノ免官ヲ奏請スベシ

管理委員會ニ對シ都議會議員ノ解職ノ請求アリタルトキハ選舉管理委員會ハ之ヲ當該選舉區ノ選舉人ノ投票ニ付スベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ都長官ニ對シ監査委員又ハ都議會議員

選舉管理委員ノ解職ノ請求アリタルトキハ都長官ハ之ヲ都議會議員ニ付議スベシ

第一項及第二項ノ規定ニ依ル投票ニ於テ其ノ過半數ノ同意アリタルトキ又ハ前項ノ場合ニ於テ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其

ノ四分ノ三以上ノ同意アリタルトキハ前項ニ據ル者ハ其ノ職(都長官ニ付テハ其ノ官以下之ニ同ジ)ヲ失フ

第一項ノ都長官ノ退官又ハ第二項ノ都議會議員ノ解職ノ請求ハ其ノ就職後一年間及第一項又ハ第二項ノ投票後一年間ハ之ヲ

爲スコトヲ得ズ第三項ノ監査委員又ハ選舉管理委員ノ解職ノ請求ニ付其ノ就職後六月間及都議會ニ付議セラレタル後六月間ハ

亦同ジ

第九十四條ノ二第四項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇之

第五項ノ規定ハ第一項乃至第三項ノ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一ノ數ニ

ヲ準用ス

第九十六條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解職(都長官ニ付テハ免官以下本條中之ニ

同ジ)ヲ行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解職セラレタル者ニ

之ヲ準用ス但シ都長官ノ免官ニ付テハ同條第二項中都長官トアルハ内閣總理大臣、報酬又

ハ給料トアルハ俸給トス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三百三十八條中「其ノ許可」を「報告ヲ以テ許可ニ代ヘ又ハ許可」に改める。

第三百三十九條中「都吏員ノ服務紀律」を「都吏員及都議會議員選舉管理委員ノ服務紀律」に

改め、同條に次の一項を加へる。

第九十六條ノ規定ハ都議會議員選舉管理委員^{〇及都議會議員選舉管理委員會ノ書記}ノ懲戒ニ之ヲ準用ス

第百四十條の前に次のやうに加へる。

第一款 區及其ノ區域

第百四十條中「都條例」を「法令及都條例」に改める。

第百四十一條第一項及び第三項中「意見ヲ徵シ」を「議決ヲ經」に改める。

第百四十二條の次に次のやうに加へる。

第二款 區住民及其ノ權利義務

第百四十二條ノ二 區内ニ住所ヲ有スル都住民ハ其ノ區住民トス

區住民ハ本法ニ從ヒ區ノ營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ區ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第百四十二條ノ三 ^{日本國民}帝國臣民タル區住民(之ヲ區民ト稱ス)ハ本法ニ從ヒ區ノ選舉ニ參與スル

權利ヲ有ス

第百四十二條ノ四 區民ハ本法ニ從ヒ區條例又ハ區規則ノ制定ヲ請求スル權利ヲ有ス

區民ハ本法ニ從ヒ區ノ事務ノ監査ヲ請求スル權利ヲ有ス

第百四十二條ノ五 區民ハ本法ニ從ヒ區會ノ解散ヲ請求スル權利ヲ有ス

區民ハ本法ニ從ヒ區長、監査委員、區會議員又ハ區會議員選舉管理委員ノ解職(區長ニ付テ

ハ^{選官}免官)ヲ請求スル權利ヲ有ス

第三款 區條例及區規則

第百四十三條 區ハ區住民ノ權利義務又ハ區ノ事務ニ關シ區條例ヲ設クルコトヲ得

區ハ區ノ營造物又ハ區ノ事務ニ關シ區條例ヲ以テ規定スルモノノ外區規則ヲ設クルコトヲ

得

區條例及區規則ハ第九條第三項ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スベシ

第百四十四條の前に次のやうに加へる。

第四款 區會

第百四十四條第三項を次のやうに改める

議員ノ定數左ノ如シ

- 一 人口五萬未満ノ區 二十五人
- 二 人口五萬以上十萬未満ノ區 三十人
- 三 人口十萬以上二十萬未満ノ區 四十人
- 四 人口二十萬以上ノ區 四十五人

第百四十五條 都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニシテ區内ニ住所ヲ有スルモノハ區會議員ノ選舉權ヲ有ス

區ハ區會ノ議決ヲ經テ區ニ對シ特別ノ關係アル者ニ付第十三條第一項及前項ノ規定ニ依ル住所ノ要件ニ拘ラズ、區會ノ議決ヲ經テ之ニ選舉權ヲ與フルコトヲ得

第百五十四條ノ三ノ區民ハ第一項ノ規定ニ依ル要件ニ拘ラズ選舉權ヲ有ス

第百四十六條第一項中「選舉權ヲ有スル都公民」を「選舉權ヲ有スル者ニシテ年齢二十五年以上ノモノ」に改め、同條第三項中「選舉事務」を「區會議員選舉管理委員並ニ選舉事務」に改める。

第百四十七條第一項を削り、同條第二項中「議員」を「區會議員」に改める。

第百四十七條ノ二 區ニ區會議員選舉管理委員會ヲ置ク

選舉管理委員會ハ區會議員選舉管理委員四人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ區會ニ於テ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選舉スベシ

委員會ハ區長ノ監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ區會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス

第百四十八條 區會議員ノ選舉ハ其ノ區ニ於ケル都議會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿及補

充選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ

五四

區會議員選舉管理委員會ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ補充選舉人名簿ヲ調製スベシ

補充選舉人名簿ニハ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニシテ其ノ區ニ於ケル都議會議員ノ選舉

ニ用フル選舉人名簿ニ登録セラレルコトヲ得ザルモノヲ登録スベシ

補充選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名及住所等ヲ記載スベシ

第一百五十條 區會ノ議決スベキ事件左ノ如シ

- 一 區條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
- 二 歳入出豫算ヲ定ムルコト
- 三 決算報告ヲ認定スルコト
- 四 營造物ノ設置及處分ニ關スルコト
- 五 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、區稅又ハ分擔金ノ賦課徵收ニ關スルコト

39

六 財産ノ取得、管理及處分並ニ區費ヲ以テ支辨スベキ工事ノ執行ニ關スル區規則ヲ設ケ

又ハ改廢スルコト但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

七 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲スコ

ト

八 營造物ノ管理ニ關スル區規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ
限ニ在ラズ

九 區ニ係ル訴願、訴訟及和解ニ關スルコト

十 其ノ他法令ニ依リ區會ノ權限ニ屬スル事項

前項ニ規定スルモノノ外區ハ區條例ヲ以テ區ニ關スル事件ニ付區會ノ議決スベキモノヲ定
ムルコトヲ得

第一百五十一條中「其ノ代理者」を「副議長」に改める。

五五

第百五十二條の前に次のやうに加へる。

第五款 區所屬ノ官吏及吏員並ニ區吏員

第百五十一條ノ二 區ニ區長ヲ置ク

區長ノ任期ハ四年トシ選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

區長ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ヲシテ選舉セシメ其ノ者ニ就キ之ニ任ズ
區長ハ都ノ二級以上ノ官吏ノ中ニ就キ區會ノ意見ヲ徵シテ都長官之ヲ命ズ

第百五十一條ノ三 區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ區長ノ選舉權ヲ有ス

日本國民タル年齢二十五年以上ノ者ハ區長ノ被選舉權ヲ有ス

區長ノ選舉ニ關スル事務ハ區會議員選舉管理委員會之ヲ管理ス

區長ノ選舉ハ區會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ

第百五十一條ノ三 區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一四(其ノ數千ヲ超ユルト

キバ千以下之ニ同ジ)以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ區長ニ對シ區條例又ハ區會ノ

議決ヲ經ベキ區規則ノ制定ノ請求アリタルトキハ區長ハ二十日以内ニ區會ヲ招集シ意見ヲ

附シテ之ニ原案ヲ付議スベシ

前項ノ場合ニ於テハ區長ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シテ區會ニ

原案ヲ添ヘテ

付議スルコトヲ得

區長ハ區會ノ請求アルトキハ第一項ノ代表者又ハ其ノ代理者ヲシテ會議ニ出席シ原案ノ説

明ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者トハ區會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿確定ノ日ニ

於テ之ニ登録セラレタル者トス

第一項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後

直ニ區長ニ於テ之ヲ告示スベシ

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一條ノ四^五 區會ニ於テ區長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ區長ハ都長官ヲ經テ内務

五八

ルコトヲ得
大臣ニ對シ區會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

○區會ニ於テ區長不信任ノ議決ヲ爲シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依ル解散ヲ爲サザルトキ又ハ
○解散後初テ招集セラレタル區會ニ於テ再ビ區長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ區長ハ辭

任スルコトヲ要ス

前二項ノ議決ニ付テハ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要
ス

第一百五十四條ノ二 區ハ區條例ヲ以テ監査委員ヲ置クコトヲ得

監査委員ハ區吏員トシ其ノ定數ハ二人トス

監査委員ノ任期ハ二年トス

區會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ議員ノ任期ヲ超ユ
ルコトヲ得ズ但シ後任者ノ選任セラルルニ至ル迄ノ間其ノ職務ヲ行フコトヲ妨ゲズ

監査委員ハ區長區會ノ同意ヲ得テ區會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各一人ヲ選任スベシ
監査委員ハ區長ノ監督ヲ承ケ區ノ營造物ノ管理、區ノ出納其ノ他區ノ事務ノ執行ヲ監査ス

第一百五十四條ノ三 區長及監査委員ハ在職ノ間其ノ區ノ區民トス

第一百五十四條ノ四^三 區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ

其ノ代表者ヨリ區長ニ對シ^{監査委員}第一百五十四條ノ二第六項ニ規定スル事項ニ關シ監査委員ノ監査
ノ請求アリタルトキハ區長ハ其ノ請求ニ係ル事項ニ付監査委員ヲシテ監査ヲ爲サシムベシ^ス

第一百五十一條ノ三^四第四項ノ規定ハ前項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規
定ハ前項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百五十四條ノ五^四 區ハ^{○常設又ハ臨時ノ}委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ區吏員トス

委員ハ^{○區會議員其ノ他}學識經驗アル者ノ中ヨリ^{○區會ノ同意ヲ得テ}區長之ヲ選任ス

委員ハ區長ノ委託ヲ受ケ區ノ事務ニ關シ必要ナル事項ヲ調査ス

第百五十六條ノ二 前數條ニ定ムル者ノ外區ニ必要ノ區吏員ヲ置キ區長之ヲ任免ス

前項ノ吏員ノ定數ハ區會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第一項ノ吏員ハ區長ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

第百五十七條の前に次のやうに加へる。

第六款 給料及給與

第百五十六條ノ三 區會議員、區會議員選舉管理委員、區會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員及委員^{○並ニ町内會部族會及其ノ聯合會ノ長}ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

前項ノ者ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

報酬額及費用辨償額並ニ其ノ支給方法ハ區條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第百五十六條ノ四 前條第一項ニ規定スル吏員以外ノ吏員ニハ給料及旅費ヲ給ス

給料額及旅費額並ニ其ノ支給方法ハ區條例^{條例}ヲ以テ之ヲ規定スベシ

前項ノ區規則ヲ設ケ又ハ改廢セントスルトキハ區會ノ議決ヲ經ベシ

第百五十六條ノ五 報酬、費用辨償、給料、旅費其ノ他ノ給與ハ區ノ負擔トス

第七款 區ノ財務

第百五十七條第二項を削る。

第百五十七條ノ二 區ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

第百五十七條ノ三 區ハ其ノ支出ニ充ツル爲區稅及分擔金ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第百五十七條ノ四 區稅及其ノ賦課徵收ニ關シテハ地方稅法ノ定ムル所ニ依ル

分擔金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ區ノ一部ヲ利スル營造物又ハ區ノ一部ニ對シ利益アル事件

ニ關シ特ニ利益ヲ受クル者ヨリ之ヲ徵收ス

第五百五十七條ノ五 區ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、區ノ永久ノ利益ト爲ルベキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變等ノ爲必要アル場合ニ限り區會ノ議決ヲ經テ區債ヲ起スコトヲ得
區債ヲ起スニ付區會ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ニ付議決ヲ經ベシ

第五百五十七條ノ六 都ハ區ノ財政調整上必要アルトキハ區ニ交付金ヲ交付スルコトヲ得
第五百五十八條の前に次のやうに加へる。

第八款 補則

第五百五十八條ノ二 區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一三分ノ一(其ノ數一萬ヲ超ユルトキハ一萬以下之ニ同ジ)以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ區會議員選舉管理委員會內務大臣ニ對シ區會ノ解散ノ請求アリタルトキ場合ニ於テ選舉管理委員會之ヲ區會議員ノ選舉人ノ投票ニ付シ其ノ過半數ノ同意アリタルトキハ區會ハ第五百五十一條ノ四第一項ノ規定ニ依ル區會ノ解散ノ請求アリタルトキ其ノ他特別ノ事情アルトキハ內務大臣ハ區會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第五百五十一條ノ三四第四項ノ規定ハ前項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ前項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一三分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス
第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五百五十八條ノ三 區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ區長又ハ區會議員ニ付テハ區會議員選舉管理委員會都長官ニ對シ區長監査委員又ハ區會議員選舉管理委員ニ付テハ區長ニ對シ此等ノ者ノ解職(區長ニ付テハ其ノ免官)退官ノ請求アリタルトキハ都長官又ハ區長ハ關係者ノ出頭ヲ求メテ之ヲ審査シ其ノ理由アリト認ムルトキハ區長ニ付テハ其ノ旨ヲ內務大臣ニ(此ノ場合ニ於テ區長一級官ナルトキハ內務大臣ハ更ニ其ノ旨ヲ內閣總理大臣ニ)報告シ其ノ他ノ者ニ付テハ之ヲ解職スベシ

前項ノ規定ニ依ル解職ノ請求ニ付其ノ投票ニ於テ過半數ノ同意アリタルトキ又ハ區會ニ於テ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アリタルトキハ同項ニ掲グル者ハ其ノ職(區長ニ付テハ其ノ官)ヲ失フ

前項ノ報告アリタルトキハ内務大臣又ハ内閣總理大臣ハ其ノ免官ヲ奏請スベシ

第百五十一條ノ三^四第四項ノ規定ハ第一項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ

規定ハ第一項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ^{三分ノ一}五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第百五十九條中「區會ノ職務權限」の下に「區長ノ選舉」を加へる。

第百六十條 都内ノ市町村ニ付テハ市制第三條乃至第五條及第百七十二條並ニ町村制第三

條、第四條及第百五十三條ノ規定ニ拘ラズ本法ノ定ムル所ニ依ル

第百六十二條乃至第百六十七條 削除

第百六十八條 都内ノ市町村ニ付テハ市制及町村制中府縣知事又ハ知事トアルハ都長官、府

縣トアルハ都、道府縣制トアルハ東京都制、府縣參事會トアルハ都參事會、府縣參事會員ト

アルハ都參事會員トス

第百七十條第一項中「其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長」を「其ノ組合會議員選舉管理委員ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員、其ノ組合會議員選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員」に改め、同條第二項中「其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長」を「其ノ組合管理者選舉管理委員ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員、其ノ組合管理者選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員會」に改める。

第百七十四條中「議員」の下に「及都長官」を加へ、同條に次の但書を加へる。

但シ衆議院議員選舉法第百十二條第二項、第百十三條第二項、第百十六條、第百十七條及第

百二十七條第四項中吏員トアルハ都議會議員選舉管理委員、區市町村會議員選舉管理委員、

○都議會議員選舉管理委員會若ハ區市町村會議員選舉管理委員會ノ書記
○投票管理者 開票管理者又ハ選舉長ヲ含ムモノトス

第百七十八條ノ二 從前部長又ハ島司ノ管轄シタル區域内ニ於テ區市ノ設置アリタルトキ又ハ其ノ區域ノ境界ニ涉リテ區市町村

ノ境界ノ變更アリタルトキハ其ノ區域モ亦自ラ變更シタルモノト看做ス

従前郡長又ハ島司ノ管轄シタル區域ノ境界ニ涉リテ町村ノ設置アリタル場合ニ於テハ本法ノ適用ニ付其ノ町村ノ屬スベキ區域
ハ内務大臣之ヲ定ム

六六

附則

この法律中公民権に關する規定(名譽職に關する規定を含む。以下これに同じ。)及び都議會議員又は區市町村會議員の選舉に關する規定(附則第十二項^三及び第十三項^四の規定を除く。)は、次の都議會議員又は區市町村會議員の總選舉から、これを施行し、その他の規定の施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

この法律により都長官又は區市町村會議員を選舉する場合において、この法律中公民権に關する規定及び都議會議員の選舉に關する規定がまだ施行されてゐないときは、その規定は、この法律中都長官又は區市町村會議員の選舉に關する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

45

この法律により都議會議員又は都長官を選舉する場合において、この法律中區市町村會議員の選舉に關する規定がまだ施行されてゐない區市町村においては、その規定は、この法律中都議會議員又は都長官の選舉に關する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

この法律中公民権に關する規定及び都議會議員の選舉に關する規定が施行された場合において、この法律中區市町村會議員の選舉に關する規定がまだ施行されてゐない區市町村においては、この法律中公民権に關する規定及び都議會議員の選舉に關する規定は、東京都制、市制又は町村制中公民権及び區市町村會議員の選舉に關する規定の適用については、次の總選舉までの間、まだ施行されてゐないものとみなす。

この法律中公民権及び都議會議員の選舉に關する規定がまだ施行されてゐない場合において、この法律中區市町村會議員の選舉に關する規定が施行された區市町村においては、この法律中區市町村會議員の選舉に關する規定は、東京都制中都議會議員の選舉に關する規定の適

六七

用については、次の總選舉までの間、まだ施行されてゐないものとみなす。

六八

この法律により都議會議員又は都長官を選舉する場合において、昭和二十一年の市制の一部を改正する法律及び同年の町村制の一部を改正する法律中公民権及び議員の選舉に關する規定(町村制第六十一條ノ三第二項、第三項及び第五項の規定を含む。以下これに同じ。)が、まだ施行されてゐない市町村においては、その規定は、都議會議員又は都長官の選舉に關する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

昭和二十一年の市制の一部を改正する法律又は同年の町村制の一部を改正する法律中公民権及び議員の選舉に關する規定は、これを施行した市町村においては、東京都制中都議會議員の選舉に關する規定の適用については、次の總選舉までの間、まだ施行されてゐないものとみなす。

前六項の場合において必要な選舉人名簿に關しては、命令で特別の規定を設けることができない。
昭和三十二年勅令第五百三十七號(衆議院議員選舉法第十二條の特例の件)の適用を受ける衆議院議員選舉人名簿を用ひて都議會議員の選舉を行ふ場合においては、第十六條ノ十一第一項ノ改正規定の適用については、その名簿中名簿調製期日において、都議會議員の選舉權を有する者に關する部分(これを衆議院議員選舉人名簿中關係部分といふ)を、衆議院議員選舉人名簿とみなす。この場合における衆議院議員選舉人名簿中關係部分に關しては、昭和二十一年の市制の一部を改正する法律による改正前の市制第二十一條ノ三並びに第二十一條ノ四第三項及び第四項の例による。但し、「市長(第六條ノ市ニ於テハ區長)」とあるのは、「區市町村會議員選舉管理委員會」と讀み替へるものとする。

都長官及び區長は、改正憲法施行の日まで官吏とする。

第九十三條ノ二乃至第九十三條ノ^{二十一}十八又は第五百五十一條ノ二の改正規定施行の際現に在職

六九

する都長官又は區長は、これらの規定による都長官又は區長が任命されるまでの間は、これらの規定の施行によつては、その地位を失はない。

現任都議會議員の任期は、昭和二十一年八月三十一日までとする。但し、その任期満了後も、この法律により初めて行はれる議員の選挙の期日までの間は、なほ、その職にあるものとする。

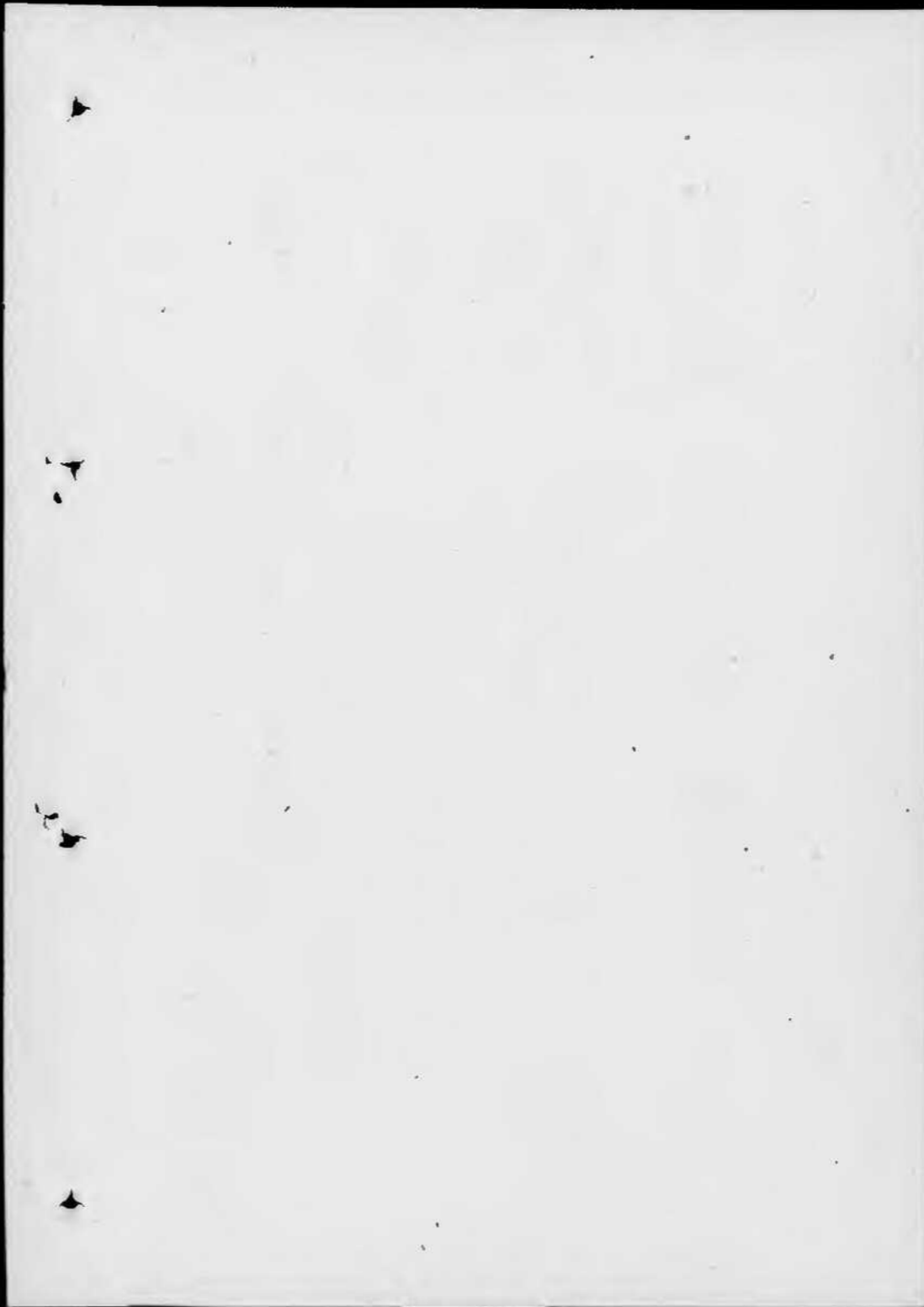
戸籍法の適用を受けない者の都議會議員又は區會議員の選挙権及び被選挙権（この法律中公民権に関する規定及び都議會議員又は區市町村會議員の選挙に関する規定の施行前においては、これらの者の公民権）並びに都長官の被選挙権は、當分の間、これを停止する。

前項の者は、これを選挙人名簿に登録することができない。

この法律の施行に關し必要な規定は、勅令でこれを定める。

附 帶 決 議

- 一、政府は都道府縣の首長及びその部下をすべて公吏とする都制、府縣制改正案及びこれに必要な法律案を急速に整備し、來るべき通常議會に提出すること。
- 二、前項都制、府縣制改正案の完璧を期するため、直ちに地方制度審議會を設置すること。
- 三、都及び市町村に對し行政警察權を大幅に移讓すること。
- 四、五大都市に速かに特別市制を實施すること。
- 五、地方行政事務局を廢止すること、又地方事務所の存廢はこれを都府縣の任意とすること。
- 六、國稅、地方稅を通ずる稅制の根本的改正を斷行し、地方自治團體の財政自主權の確立を期すること。
- 七、地方自治團體に對する煩瑣な許可、報告等の監督權は縮小整理すること。



府縣制の一部を次のやうに改正する。

「道府縣制目次

「府縣制第一章 總則」を

「第一章 總則」に、
「第二章 府縣及其ノ區域」
「第三章 府縣條例及府縣規則」

「第四章 府縣行政」
「第一章 府縣吏員ノ組織及任免」
「第二章 府縣官吏ノ職務權限及處務規程」
「第三章 府縣官吏ノ職務權限及處務規程」

を
「第四章 府縣ノ官吏及吏員」
「第一章 組織、選舉及任免」
「第二章 職務權限」
「第四章ノ二 給料及給與」
に改める。

題名を次のやうに改める。

道府縣制

第一條を第一條ノ二とし、同條の前に次のやうに加へる。

第一款 通則

第一條 本法中府縣、府縣住民、府縣條例、府縣規則、府縣會、府縣會議員、府縣會議員選舉管理

(小字及び—は衆議院修正)

委員會、府縣會議員選舉管理委員、府縣參事會、府縣參事會員、府縣知事、府縣吏員、府縣出納吏、府縣廳、府縣稅、府縣債、府縣費、府縣組合又ハ府縣行政トアルハ各道、道住民、道條例、道規則、道會、道會議員、道會議員選舉管理委員會、道會議員選舉管理委員、道參事會、道參事會員、道廳長官、道吏員、道出納吏、道廳、道稅、道債、道費、道府縣組合又ハ道行政ヲ含ムモノトス

第二款 府縣及其ノ區域

第三條ノ二を第三條ノ六とし、同條の前に次のやうに加へる。

第三款 府縣住民及其ノ權利義務

第三條ノ二 府縣内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ府縣住民トス
府縣住民ハ本法ニ從ヒ府縣ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ府縣ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第三條ノ三 府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣ノ選舉ニ參與スル權利ヲ有ス

第三條ノ四 府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣條例又ハ府縣規則ノ制定ヲ請求スル權利ヲ

有ス

府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣ノ事務ノ監査ヲ請求スル權利ヲ有ス

第三條ノ五 府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣會ノ解散ヲ請求スル權利ヲ有ス

府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣知事、監査委員、府縣會議員又ハ府縣會議員選舉管理委員ノ解職(府縣知事ニ付テハ^{選官}免官)ヲ請求スル權利ヲ有ス

第四款 府縣條例及府縣規則

第四條 第三項中「其ノ區域ト隣接ノ區域ト」を「數區域」に改め、同條第四項の次に次の一項第二項中「地方事務所長若ハ支廳長ノ管轄區域」を「從前部長若ハ島司ノ管轄シタル區域(北海道ニ於テハ支廳長ノ管轄區域)」に改め、同條を加へる。

選舉人ハ住所ニ依リ所屬ノ選舉區ヲ定ム第七十四條ノ二十一ノ規定ニ依リ選舉權ヲ有スル

者ニシテ府縣内ニ住所ヲ有セザルモノニ付テハ府縣會議員選舉管理委員會ハ本人ノ申出ニ依リ、其ノ申出ナキトキハ職權ニ依リ其ノ選舉區ヲ定ムベシ

同條第五項中「前二項」を「第三項及第四項」に改める。

第五條第一項中「三十人」を「四十人」に、「九十人」を「百人」に改める。

第六條第一項乃至第三項を次のやうに改める。

府縣内ノ市町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有ス

府縣内ノ市町村會議員ノ被選舉權ヲ有スル者ハ府縣會議員ノ被選舉權ヲ有ス

同條第五項中「選舉事務」を「府縣會議員選舉管理委員、市町村會議員選舉管理委員（町村制

第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選舉管理委員以下之ニ同ジ）、投票管理委員、開票管理委員、開票立會人、開票及

投票管理委員、開票立會人、選舉長及選舉立會人並ニ選舉事務」に改め、同條第六項を削り、同條第八

項中「衆議院議員」を「帝國議會ノ議員」に改める。

第七條第一項を削り、同條第二項中「議員」を「府縣會議員」に改める。

第八條第二項中「府縣知事」の下に「若ハ府縣會」を加へる。六分ノ一を十分ノ一に改め、同條第三項中「六分ノ一」を「十分ノ一」に改める。

第九條第一項中「市町村會議員選舉ニ用フル選舉人名簿」の下に「町村制第三十八條ノ町村

ニ於テハ町村長ノ選舉ニ用フル選舉人名簿」を加へ、同條第二項を削る。

第十條 府縣ニ府縣會議員選舉管理委員會（以下本章中選舉管理委員會ト稱ス）ヲ置ク

選舉管理委員會ハ府縣會議員選舉管理委員（以下本章中選舉管理委員ト稱ス）六人ヲ以テ之

ヲ組織ス

第十一條 選舉管理委員ハ府縣會ニ於テ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選舉ス

ベシ

府縣會ハ委員ト同數ノ補充員ヲ選舉スベシ

委員中關員アルトキハ選舉管理委員會ノ委員長ハ補充員ノ中ニ就キ之ヲ補闕ス其ノ順序ハ

選舉ノ時ヲ異ニスルトキハ選舉ノ前後ニ依リ選舉同時ナルトキハ得票數ニ依リ得票同數ナルトキハ抽籤ニ依ル仍闕員アル場合ニ於テハ第四項ノ規定ニ拘ラズ臨時ニ補充員ノ臨時補充選舉ヲ行フベシ

委員及其ノ補充員ハ隔年之ヲ選舉スベシ

委員ハ後任者ノ就任スルニ至ル迄在任ス

委員ハ其ノ選舉ニ關スル第八十二條第一項若ハ第二項ノ處分確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ職務ヲ行フノ權ヲ失ハズ

第十二條 選舉管理委員會ハ府縣知事ノ監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ府縣會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス

委員會ハ府縣會議員ノ選舉ニ關スル事務ニ付テハ市町村會議員選舉管理委員會(町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選舉管理委員會以下之ニ同ジ)ヲ指揮監督ス

第十二條ノ二 選舉管理委員會ハ委員中ヨリ委員長一人ヲ選舉スベシ

委員長ハ委員會ニ關スル事務ヲ總理シ委員會ヲ代表ス

第十二條ノ三 選舉管理委員會ハ委員長之ヲ招集ス委員三人以上ヨリ委員會招集ノ請求アルトキハ委員長ハ之ヲ招集スベシ

第十二條ノ四 選舉管理委員會ハ委員三人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

第三項ノ規定ニ依リ委員ノ數減少シテ前項ノ數ヲ得ザルトキハ委員長ハ補充員ニシテ其ノ事件ニ關係ナキモノヲ以テ第十一條第三項ノ順序ニ依リ臨時之ニ充ツベシ委員ノ故障ニ因リ前項ノ數ヲ得ザルトキ亦同ジ

委員長及委員ハ自己又ハ父母、祖父母、配偶者、子孫若ハ兄弟姉妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ委員會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十二條ノ五 選舉管理委員會ノ議事ハ委員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ委員長

ノ決スル所ニ依ル

八

第十二條ノ六 選舉管理委員會ニ書記ヲ置キ委員長ノ指揮ヲ承ケ委員會ニ關スル事務ニ從事セシム

書記ハ府縣ノ官吏又ハ第七十七條ノ二ノ吏員ノ中ニ就キ府縣知事ノ承認ヲ得テ委員長之ヲ任免ス
定ム

第十二條ノ七 本法ニ規定スルモノノ外選舉管理委員會ニ關シ必要ナル事項ハ委員會之ヲ定ム

第十三條第一項中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に改め、同條第二項を次のやうに改める。

天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ投票ヲ行フコトヲ得ザルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ投票管理者ハ選舉長ヲ經テ委員會ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ此ノ場合ニ於テハ委員會ハ更ニ期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムベシ但シ其ノ期日ハ少クトモ五日前ニ之ヲ告示セ

シムベシ

52

第十三條ノ二第二項中「爲サルトキハ」の下に「本人ノ承諾ヲ得テ」を加へ、同條第三項の次に次の一項を加へる。

一ノ選舉區ニ於テ議員候補者ト爲リタル者ハ他ノ選舉區ニ於テハ議員候補者ノ届出ヲ爲シ又ハ其ノ推薦届出ヲ承諾スルコトヲ得ズ

同條第五項中「前四項」を「第一項乃至第三項及前項」に改める。

第十四條 投票管理者ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ市町村會議員選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

投票管理者ハ投票ニ關スル事務ヲ擔任ス

第十五條第四項中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に改め、「ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ一投票區」を削る。

第十六條第一項を次のやうに改める。

市町村會議員選舉管理委員會ハ各投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ

九

本人ノ承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ投票立會人ヲ選任スベシ

同條第二項中「投票立會人三人ニ達セサルトキ若ハ」を「投票立會人」に改め、同條第三項を削る。

第十八條第九項中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に改める。

第十八條ノ二第三項中「公民權」を「市町村會議員ノ選舉權」に改める。第二項の次に次の一項を加へる。

第七十四條ノ二十一ノ規定ニ依リ選舉權ヲ有スル者ハ第一項及前條第三項ノ規定ニ拘ラズ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ投票所ニ到リ其ノ旨ヲ證スベキ書面ヲ提示シテ投票ヲ爲スコトヲ得

同條第三項中「公民權」を「市町村會議員ノ選舉權」に改める。

第十九條第一項を次のやうに改める。

投票ノ拒否ハ投票立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ投票管理者之ヲ決スベシ

同條第四項中「投票立會人」を「投票管理者又ハ投票立會人」に改める。

第十九條ノ二中「但書」の下に「及第三項」を加へる。

第二十一條 投票管理者タル者開票管理者タル場合ヲ除クノ外投票管理者ハ其ノ指定シタル

投票立會人ト共ニ投票ノ當日投票函、投票録及選舉人名簿ヲ開票管理者ニ送致スベシ

第二十二條中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に、「選舉會」を「開票」に改める。

第二十二條ノ二 開票區ハ市町村ノ區域ニ依ル

選舉管理委員會特別ノ事情アリト認ムルトキハ市ノ區域ヲ分チテ數開票區ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ一開票區ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ開票區ヲ設クル場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條ノ三 開票管理者ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ市町村會議員選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

開票管理者ハ開票ニ關スル事務ヲ擔任ス

開票所ハ市役所、町村役場又ハ開票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク

開票管理者ハ豫メ開票ノ場所及日時ヲ告示スベシ

第二十二條ノ四 第十六條ノ規定ハ開票立會人ニ之ヲ準用ス

第二十二條ノ五 開票ハ投票ノ當日又ハ其ノ翌日(一開票區ニ數投票區アルトキハ總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日)之ヲ行フ

第二十二條ノ六 開票管理者ハ開票立會人立會ノ上投票函ヲ開キ先ヅ第十九條第二項及第四項ノ投票ヲ調査スベシ其ノ投票ノ受理如何ハ開票立會人之ヲ決定ス可_{ノ意見ヲ聽キ其ノ受理如何ヲ決定スベシ}否同數ナルトキハ開票管理者之ヲ決スベシ

開票管理者ハ開票立會人ト共ニ市町村其ノ他選舉管理委員會ノ定ムル區域毎ニ投票ヲ點檢スベシ

投票ノ點檢終リタルトキハ開票管理者ハ直ニ其ノ結果ヲ選舉長ニ報告スベシ

開票管理者ハ前項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲シタルトキハ直ニ選舉人名簿ヲ市町村會議員選舉

管理委員會ニ返付スベシ

第二十二條ノ七 選舉人ハ其ノ開票所ニ就キ開票ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第二十二條ノ八 投票ノ效力ハ開票立會人之ヲ決定ス可_{ノ意見ヲ聽キ}否同數ナルトキハ開票管理者之ヲ決_決スベシ

第二十二條ノ九 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

- 一 成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ
- 二 議員候補者ニ非ザル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 三 一投票中二人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 四 被選舉權ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

五 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ爵位、職業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記載シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六 議員候補者ノ氏名ヲ自書セザルモノ

七 議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ

八 府縣會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

前項第八號ノ規定ハ第八條、第三十二條又ハ第三十六條ノ規定ニ依ル選舉ノ場合ニ限り之ヲ適用ス

第二十二條ノ十 開票管理者ハ開票録ヲ作り開票ニ關スル顛末ヲ記載シ二人以上ノ開票立會人ト共ニ之ニ署名スベシ

開票録、投票録及投票竝ニ府縣會議員ノ選舉ニ用ヒタル選舉人名簿ハ市町村會議員選舉管理委員會ニ於テ議員ノ任期間之ヲ保存スベシ

第二十二條ノ十一 選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テハ其ノ投票ノ效力ヲ決定スベシ

第二十二條ノ十二 第十三條第二項本文ノ規定ハ開票ニ之ヲ準用ス

第二十二條ノ十三 第十七條第一項及第二項ノ規定ハ開票所ノ取締ニ之ヲ準用ス

第二十三條第一項を次のやうに改める。

選舉長ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

同條第三項中「地方事務所、支廳」を削る。

第二十三條ノ二を削る。

第二十四條 選舉管理委員會(市ニ於テハ市會議員選舉管理委員會)ハ各選舉區ニ於ケル選舉人名簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ選舉立會人ヲ選任ス

第十六條第二項及第三項ノ規定ハ選舉立會人ニ之ヲ準用ス

第二十五條 選舉長ハ總テノ開票管理者ヨリ第二十二條ノ六第三項ノ規定ニ依ル報告ヲ受ケ

タル日又ハ其ノ翌日選舉會ヲ開キ選舉立會人立會ノ上其ノ報告ヲ調査スベシ

選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テ第二十二條ノ六第三項ノ規定ニ依ル

報告ヲ受ケタルトキハ選舉長ハ前項ノ例ニ依リ選舉會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト共ニ更ニ之

ヲ調査スベシ

第十三條第二項本文ノ規定ハ選舉會ニ之ヲ準用ス

第二十六條ノ二を削る。

第二十七條 第十七條第一項及第二項ノ規定ハ選舉會場ノ取締ニ之ヲ準用ス

第二十八條 削除

第二十九條 第一項中「五分ノ一」を「四分ノ一」に改め、同條
第二項中「年長者ヲ取り年齡同シキトキハ」を削る。

第二十九條ノ三第二項中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に改め、同條第五項中「選舉立會人
ノ意見ヲ聽キ選舉長之ヲ決定スヘシ」を「選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長之
ヲ決スベシ」に改める。

第三十條第二項を次のやうに改める。

選舉錄及第二十二條ノ六第三項ノ規定ニ依ル報告ニ關スル書類ハ選舉管理委員會ニ於テ議
員ノ任期間之ヲ保存スベシ

第三十一條第一項を次のやうに改める。

當選者定マリタルトキハ選舉長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選者ノ住所氏名
ヲ告示シ且選舉錄ヲ添へ之ヲ選舉管理委員會ニ報告スベシ當選者ナキトキハ直ニ其ノ旨ヲ
告示シ且選舉錄ヲ添へ之ヲ委員會ニ報告スベシ

前項ノ場合ニ於テハ委員會ハ選舉録ノ寫ヲ添ヘ直ニ府縣知事ニ當選者ノ住所氏名又ハ當選者ナキ行フ報告スベシ

同條第二項及び第三項中「府縣知事」を「委員會」に改め、同條第三項を削り、同條第四項中「前項」に改め、同條第五項中「第六條第七項」掲クル在職ノ官吏以外ノ」を削り、同條第六項乃至第八項を削る。

第三十一條ノ二を削る。

第三十二條第一項中「府縣知事」の下に「若ハ府縣會」を加へ、同項第二號中「第三十一條」以下順次繰り上げ、同條第二項中「第四號」を「第三號」に改め、同條第三項中「第五號又ハ第六號」を「第四號又ハ第五號」に改め、同條第六項中「六分ノ一」を「十分ノ二」に改め、同條第六項中「六分ノ一」を「十分ノ二」に改める。

第三十三條第一項中「府縣知事ハ直ニ」を「選舉管理委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スルト共ニ」に改め、同條第二項中「府縣知事ハ直ニ其ノ旨」を「委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スルト共ニ之」に改める。

第三十四條第一項中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に改め、同條第二項中「府縣知事」を「委員會」に改め、同條第三項中「府縣知事」を「委員會」に改め、不服アル者ハ」の下に「府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ」を加へ、同條第四項中「第一項」を「第二項」に改め、同條第五項中「異議ノ決定」の下に「若ハ訴願ノ裁決」を加へ、同條第六項中「決定」の下に「若ハ裁決」を加へる。

第三十四條ノ二第三項中「選舉事務長又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上」を削る。

第三十六條第一項及び第三項中「三箇月以内」を削り、同條第五項を削る。

第三十六條ノ二第二項を削る。

第三十六條ノ三 府縣會議員ノ選舉ハ府縣知事ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ衆議院議員又ハ府縣知事ノ選舉ヲ行フベ

キ事由ヲモ生ジタルトキハ議員ノ選舉ハ衆議院議員又ハ府縣知事ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第三十七條第一項中「又ハ第三十一條第七項ニ掲グル者ナルトキ」、「又ハ第三十一條第七項ニ掲グル者ニ該當スルヤ否ヤ」及び第二號を削り、第三號を第二號とし、第四號を第三號とする。同條第三項中「又ハ第三十一條第七項ニ掲グル者」を削る。

第三十七條ノ二 選舉管理委員、投票管理者、開票管理者又ハ選舉長府縣會議員ノ選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第三十九條但書中「但シ」の下に「同法第九十九條中吏員トアルハ選舉管理委員、市町村會議員選舉管理委員。投票管理者、投票立會人、開票管理者、開票立會人、選舉長及選舉立會人ヲ含ムモノトシ」を加へ、「選舉委員ノ數、選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ數及」を削る。

第四十條に次の但書を加へる。

但シ衆議院議員選舉法第一百十二條第二項、第一百三條第二項、第一百十六條、第一百七條及第二百二十七條第四項中吏員トアルハ選舉管理委員、市町村會議員選舉管理委員、投票管理委員、開票管理者又ハ選舉長ヲ含ムモノトス

第四十一條第三號を次のやうに改める。

三 決算報告ヲ認定スルコト

同條 第四十一條に次の一項を加へる。

前項ニ規定スルモノノ外府縣ハ府縣條例ヲ以テ府縣ニ關スル事件ニ付府縣會ノ議決スベキモノヲ定ムルコトヲ得

第四十三條ノ二 府縣會ハ府縣ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ府縣知事ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得

府縣會ハ府縣知事ニ對シ府縣ノ事務ニ關スル監査委員ノ監査ヲ求メ其ノ結果ノ報告ヲ請求

スルコトヲ得

第四十五條第二項を削る。

第五十條第一項乃至第四項を次のやうに改める。

府縣會ハ定例会會及臨時會トス

定例会會ハ毎年六回以上隔月之ヲ開ク

臨時會ハ必要アル場合ニ於テ其ノ事件ニ限り之ヲ開ク

同條第六項中「第二項及前項」を「前二項」に改める。

同條に次の一項を加へる。

府縣會ノ會期及其ノ延長並ニ開閉ニ關スル事項ハ第六十四條ノ會議規則中ニ之ヲ規定スベシ

第五十一條第二項中「十四日」を「七日」に改め、同條第三項及び第四項を削る。

第五十三條第一項中「議事」の下に「議員ノ」を加へ、同條第二項を削る。

第五十四條中「妻」を「配偶者」に改める。

第五十五條第一項中「第二十七條」を「第二十二條ノ九」に改める。

第五十六條 府縣會ノ會議ハ之ヲ公開ス但シ議長又ハ議員三人以上ノ發議ニ依リ。議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ議長又ハ議員ノ發議ハ討論ヲ用ヒズ其ノ可否ヲ決スベシ

第五十七條ノ三を削る。

第六十二條第二項を次のやうに改める。

書記ハ第七十七條ノ二ノ吏員ノ中ニ就キ府縣知事ノ同意ヲ得テ議長之ヲ任免ス定ム

第六十三條第二項中「會議録」を「會議録ノ寫」に改める。

第六十五條中「議長及名譽職」を削る。

第六十六條第一項及び第二項中「名譽職」を削り、同條第三項中「名譽職」及び「年長者ヲ取り
年齢同シキトキハ」を削り、臨時補選ヲ行フヘシ同條第四項乃至第六項中「名譽職」を削る。

め、同條第四項中「名譽職」を削り、「隔年」を「毎年一回」に改め、同條第五項中「名譽職」を削り、同條第六項中「名譽職」及び「第一項
又ハ」を削る。

第六十七條 中「府縣知事」を「府縣會議長」に改める。
削除

第六十八條第一項第二號中「重要事件ヲ除クノ外府縣會ノ權限ニ屬スル事件」を「府縣會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ輕易ナルモ
ノ」に改め、同條第二項中「重要事件」を「規定ニ依リ府縣參事會ニ於テ議決スベキ事件」に改める。

第七十條 第四十三條、第四十四條乃至第四十六條、第四十九條、第五十條第六項、第五十五條、第五十七

條乃至第五十九條、第六十二條、第六十三條第二項及第六十四條第一項ノ規定ハ府縣參事會
ニ之ヲ準用ス但シ第六十三條第二項ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ府縣會議長ニモ報告ス
ベシ

第七十一條第一項中「名譽職」を削り、同條第二項を削る。

第七十二條 削除

第七十三條第一項中及び「議長又ハ其ノ代理者及名譽職」を削り、同條第二項中「名譽職」を削る。

第七十四條第一項中「名譽職其ノ代理者及名譽職」を「及」に改め、同條第二項を削る。

第四章 府縣行政を「第四章 府縣ノ官吏及吏員」に、「第一款 府縣吏員ノ組織及任免」
を「第一款 組織、選舉及任免」に改める。

第七十五條の前に次のやうに加へる。

第七十四條ノ二 府縣ニ府縣知事ヲ置ク

府縣知事ハ官吏トス

府縣知事ノ任期ハ四年トシ選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

府縣知事ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ヲシテ選舉セシメ其ノ者ニ就キ之ニ任ズ

第七十四條ノ三 府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ府縣知事ノ選舉權ヲ有ス

第七十四條ノ四 日本國民 帝國臣民タル年齢三十年以上ノ者ハ府縣知事ノ被選舉權ヲ有ス

市制第十四條第一項但書又ハ町村制第十二條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ハ被選舉權ヲ有セズ

帝國議會ノ議員ハ府縣知事ト相兼ヌルコトヲ得ズ

府縣會議員及府縣ノ有給ノ吏員、教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノモノハ其ノ府縣ノ府縣知事ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第七十四條ノ五 府縣知事ノ選舉ハ現任府縣知事ノ任期滿了ノ日前二十五日以内ニ之ヲ行フベシ

府縣知事闕クルニ至リタルトキハ府縣知事ノ選舉ハ其ノ闕クルニ至リタル日ヨリ二十五日以内ニ之ヲ行フベシ但シ其ノ事由^{第七十四條ノ二十一}第七十四條ノ十八ニ於テ準用スル第三十一條第三項ノ期

限前ニ生ジタル場合ニ於テ第七十四條ノ十第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第七十四條ノ十第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

第七十四條ノ十二第三項ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

^{第七十四條ノ十七}第七十四條ノ十四第四項ノ規定ハ第二項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ六 府縣知事ノ選舉ニ關スル事務ハ府縣會議員選舉管理委員會(以下本章中選舉管理委員會ト稱ス)之ヲ管理ス

府縣知事ノ選舉ハ府縣會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ

選舉管理委員會ハ選舉ノ期日前二十日目迄ニ投票ヲ行フベキ日時ヲ告示スベシ

府縣知事ノ選舉ノ投票區及開票區ハ府縣會議員ノ選舉ノ投票區及開票區ニ依ル

本法ニ規定スルモノノ外投票區及開票區ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條ノ七 府縣知事候補者タラントスル者ハ選舉ノ期日ノ告示アリタル日ヨリ選舉ノ期日前七日迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ヅベシ

選舉人名簿ニ登録セラレタル者他人ヲ府縣知事候補者ト爲サントスルトキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ期間内ニ届出アリタル府縣知事候補者二人以上アル場合ニ於テ其ノ期間ヲ經過シタル後府縣知事候補者死亡シ又ハ府縣知事候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前二項ノ例ニ依リ選舉ノ期日前二日ヨリ府縣知事候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲スコトヲ得

府縣知事候補者ハ選舉長ニ届出ヲ爲スニ非ザレバ府縣知事候補者タルコトヲ辭スルコトヲ得ズ

前四項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキ又ハ府縣知事候補者ノ死亡シタルコトヲ知りタルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スベシ

第七十四條ノ八 府縣知事候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲サントスル者ハ府縣知事候補者一

人ニ付二千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

府縣知事候補者ノ得票數有效投票ノ總數ノ十分ノ一ニ達セザルトキハ前項ノ規定ニ依ル供託物ハ府縣ニ歸屬ス

前項ノ規定ハ府縣知事候補者選舉ノ期日前十日以内ニ府縣知事候補者タルコトヲ辭シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル爲府縣知事候補者タルコトヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十四條ノ九 選舉長ハ府縣知事ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

選舉長ハ選舉會ニ關スル事務ヲ擔任ス

選舉會ハ府縣廳又ハ選舉長ノ指定シタル場所ニ之ヲ開ク

選舉長ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スベシ

第七十四條ノ十 府縣知事ノ選舉ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ有效投票ノ總數ノ^{八分ノ三}四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第七十四條ノ十一 第七十四條ノ七第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル届出アリタル府縣知事候補者一人ナルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セザルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ選舉管理委員會ニ報告スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選舉ノ期日ヨリ五日以内ニ選舉會ヲ開キ府縣知事候補者ヲ以テ當選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ府縣知事候補者ノ被選舉權ノ有無ハ選舉立會人^{ノ意見ヲ聽キ}之ヲ決定ス可否同數ナ

ルトキハ選舉長之ヲ^{決定スベシ}決スベシ

第七十四條ノ十二 當選者左ニ掲グル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナキトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

一 當選ヲ辭シタルトキ

二 ^{第七十四條ノ二十一}第七十四條ノ十八ニ於テ準用スル第二十九條ノ二ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキ

三 死亡者ナルトキ

四 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無効ト爲リタルトキ但シ第七十四條ノ

五第二項又ハ前各號ノ事由ニ依ル選舉ノ告示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

五 ^{第七十四條ノ二十一}第七十四條ノ十八ニ於テ準用スル第三十四條ノ二ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果當選無効ト

爲リタルトキ

前項各號ノ事由^{第七十四條ノ二十一}第七十四條ノ十八ニ於テ準用スル第三十一條第三項ノ期限前ニ生ジタル場

合ニ於テ第七十四條ノ十第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第七十四條ノ十第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第七十四條ノ十第一項但書ノ得票者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ當選者ト定ムルコトヲ得ズ

第七十四條ノ十七
第七十四條ノ十四第四項ノ規定ハ第一項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ十三 府縣知事ノ選舉ニ於テ第七十四條ノ十第一項但書ノ規定ニ依ル得票者ナキトキハ第七十四條ノ五第一項及第二項、前條第一項、第七十四條ノ十五第一項並ニ第七十四條ノ十七第一項及第三項ノ規定ニ拘ラズ第七十四條ノ二十一ニ於テ準用スル第三十一條第一項ノ規定ニ依ル告示ノ日ヨリ十日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ第七十四條ノ七第一項乃至第三項及第七十四條ノ八ノ規定ニ拘ラズ其ノ選舉ニ於テ有效投票ノ最多數ヲ得タル者二人(一人ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキ者アルトキハ選舉管理委員會抽籤シテ之ヲ定ム)ヲ以テ府縣知事候補者トス

前項ノ場合ニ於テハ第七十四條ノ六第三項ノ規定ニ拘ラズ委員會ハ選舉ノ期日前七日迄ニ投票ヲ行フベキ日時ヲ告示スベシ

第一項ノ選舉ハ第七十四條ノ十ノ規定ニ拘ラズ有效投票ノ過半數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス

第一項ノ府縣知事候補者ノ得票ノ數同ジキトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ選舉長抽籤シテ當選者ヲ定ムベシ

第七十四條ノ十四 前條第一項ノ府縣知事候補者死亡シ又ハ府縣知事候補者タルコトヲ辭シタル爲府縣知事候補者一人ト爲リタルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

第七十四條ノ十二第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ十五 第七十四條ノ十三第三項又ハ第四項ノ當選者第七十四條ノ十二第一項ニ掲グル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ

第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケル者ナキトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

前項ノ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ第七十四條ノ十三第四項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者

ヲ當選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第七十四條ノ十三第四項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ當選者ト定ムルコトヲ得ズ

第七十四條ノ十七第四項ノ規定ハ第一項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ十六

當選者其ノ當選ヲ承諾シタルトキハ選舉管理委員會ハ直ニ當選者ノ住所

三四

氏名ヲ告示シ且之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

當選者ナキニ至リタルトキハ委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ且之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

第七十四條ノ十七

選舉無効ト確定シタルトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

當選無効ト確定シタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムベシ此ノ場合ニ於テハ第

七十四條ノ十二第三項ノ規定ヲ準用ス

當選者ナキトキ又ハ當選者ナキニ至リタルトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

第七十四條ノ十八

第一項及前項ノ期間ハ第七十四條ノ十五第一項又ハ第七十四條ノ十六第一項若ハ第三項ノ

規定ノ適用アル場合ニ於テハ選舉ヲ行フコトヲ得ザル事由已ミタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第七十四條ノ十八

第七十四條ノ十五第二項、第七十四條ノ十二第一項又ハ前條第一項若ハ第

三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴願ノ裁

決定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ズ

府縣知事ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ裁決定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ官ヲ失ハズ

第七十四條ノ十九

府縣知事ノ選舉ハ府縣會議員ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選

舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

府縣知事ノ選舉ヲ行フベキ事由生ジタル場合ニ於テ議員ノ選舉ヲ行フベキ事由モ生ジ

タルトキハ第三十六條ノ三第二項ノ例ニ依ル

府縣知事ノ選舉ヲ行フベキ事由生ジタル場合ニ於テ衆議院議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ

モ生ジタルトキハ府縣知事ノ選舉ハ衆議院議員ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ

行フコトヲ得ズ

第七十四條ノ二十

衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百十條第二項乃至第四項、

第四百十二條及第四百十七條ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ同法第九十九條中
 吏員トアルハ府縣會議員選舉管理委員、市町村會議員選舉管理委員、○選舉管理委員會及市町村會議
 員選舉管理委員會ノ書記、投票管理委員、投票立會
 人、開票管理委員、開票立會人、選舉長及選舉立會人ヲ含ムモノトシ府縣知事候補者一人ニ付
 定ムベキ選舉運動ノ費用ノ額ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第七十四條ノ二十一
第七十四條ノ十八 第六條第三項及第四項、第十三條第二項、第十四條、第十五條第二項及第
 三項、第十六條、第十七條、第十八條第一項乃至第十項、第十八條ノ二乃至第二十二條、第二
 十二條ノ三乃至第二十二條ノ八、第二十二條ノ九第一項第一號乃至第七號、第二十二條ノ十
 乃至第二十二條ノ十三、第二十四條乃至第二十七條、第二十九條ノ二(第三十七條第二項ニ
 關スル部分ヲ除ク)、第三十條、第三十一條第一項乃至第三項、第五項及第六項、第三十四條
 第一項乃至第四項、第三十四條ノ二、第三十五條本文、第三十七條ノ二(選舉管理委員ニ關ス
 ル部分ヲ除ク)、第三十八條並ニ第四十條ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ^{○第十六}
第七十四條ノ十八

條第二項中三人トアルハ第七十四條ノ十三第一項ノ選舉ニ於テハ二人、
第十二條第二項中府縣知事トアルハ内務大臣、同條第五項中前二項トアルハ第三項、第三十四
 條第一項中前條第二項トアルハ^{第七十四條ノ十六}第七十四條ノ十三第二項、^{第七十四條ノ十三第一項ノ選舉ヲ行ヒタル}第三十四條ノ二第五項中前條第
 五項ニ於テハ選舉ノ日又ハ告示ノ日トアルハ第七十四條ノ十三第一項ノ選舉ニ關スル此等ノ日、

六項トアルハ^{第七十四條ノ十八}第七十四條ノ十五第二項トシ第三十一條^{第五項}第六項ノ規定ハ現任府縣知事ニシテ
 其ノ府縣ニ於テ當選シタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第七十四條ノ二十一
第七十四條ノ十九 本法ニ規定スルモノノ外府縣ノ官吏ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル
第七十四條ノ二十三
第七十四條ノ二十 府縣ニ監査委員ヲ置ク

監査委員ハ府縣吏員トシ其ノ定數ハ四人トス
 監査委員ノ任期ハ二年トス
 府縣會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ議員ノ任期ヲ超
 ユルコトヲ得ズ但シ後任者ノ選任セララルルニ至ル迄ノ間其ノ職務ヲ行フコトヲ妨ゲズ

監査委員ハ府縣知事府縣會ノ同意ヲ得テ府縣會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各同數ヲ選任スベシ

三三八

本法ニ規定スルモノノ外監査委員ニ關シ必要ナル事項ハ府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第七十四條ノ二十一 府縣知事及監査委員ハ第六條第一項ノ規定ニ拘ラズ在職ノ間府縣會議員ノ選舉權ヲ有ス

第七十五條 府縣知事及監査委員ハ其ノ府縣ニ對シ請負ヲ爲シ又ハ其ノ府縣ニ於テ費用ヲ負擔スル事業ニ付府縣知事若ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、取締役若ハ監査役又ハ之ニ準ズベキ者、支配人又ハ清算人タルコトヲ得ズ

監査委員ハ第六條第三項又ハ第五項ニ掲ゲタル職ト相兼スルコトヲ得ズ

第七十六條中「吏員」を「及第七十七條ノ二ノ吏員」に改める。

第七十七條第二項を次のやうに改める。
第一項中「委員」を「常設又ハ臨時ノ委員」に改め、同條第二項及び第三項

委員ハ府縣吏員トス

委員ハ府縣會議員其ノ他學識經驗アル者ノ中ヨリ府縣會ノ同意ヲ得テ府縣知事之ヲ選任ス

第四章第一款に次の二條を加へる。

第七十七條ノ二 本法ニ規定スルモノノ外府縣ニ必要ノ府縣吏員ヲ置ク

前項ノ府縣吏員ハ府縣知事之ヲ任免ス

第七十七條ノ三 府縣知事被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ官ヲ失フ

監査委員市制第十四條第一項但書又ハ町村制第十二條第一項但書ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

監査委員ノ職ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ該ルベキ罪ノ爲豫審又ハ公判ニ付セラレタルトキハ府縣知事ハ其ノ職務ノ執行ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停止期間報酬

三九

又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ズ

四〇

第二款 府縣官吏府縣吏員ノ職務權限及處務規程」を「第二款 職務權限」に改める。

第七十九條 府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一（其ノ數一萬ヲ超ユルトキ

ハ一萬以下之ニ同ジ）以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ府縣知事ニ對シ府縣條例又ハ

府縣會ノ議決ヲ經ベキ府縣規則ノ制定ノ請求アリタルトキハ府縣知事ハ二十日以内ニ府縣

會ヲ招集シ意見ヲ附シテ之ニ原案ヲ付議スベシ

前項ノ場合ニ於テハ府縣知事ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シ。原案ヲ

縣會ニ付議スルコトヲ得

府縣知事ハ府縣會ノ要求アルトキハ第一項ノ代表者又ハ其ノ代理者ヲシテ會議ニ出席シ原

案ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者トハ府縣會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿確定ノ

日ニ於テ之ニ登録セラレタル者トス

第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定

後直ニ府縣知事ニ於テ之ヲ告示スベシ

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十一條第一項中「五十圓」ヲ「五百圓」に改め、同條第二項中「給料」を「報酬又ハ給料」に

改める。

第八十二條第一項但書を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同條第四項中「第一項及」を削る。

第八十三條第一項但書を削る。

第八十四條 府縣會ニ於テ府縣知事不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ府縣知事ハ十日以内ニ府縣會ヲ

解散スルコトヲ得
シ府縣會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

府縣會解散ノ場合ニ於テハ二月以内ニ議員ヲ選舉スベシ

○府縣會ニ於テ府縣知事不信任ノ議決ヲ爲シタル場合ニ於テ第一項ノ解散ヲ爲サザルトキ又ハ解散後初テ招集セラレタル府縣會ニ於テ再ビ府縣知事不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ府縣知事ハ辭任スルコトヲ要ス

第一項及前項
前二項ノ議決ニ付テハ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第五項中「報告スベシ」を「報告シ其ノ承認ヲ求ムベシ」に改める。
第八十五條第二項中「第一項」を削る。

第八十六條第一項中「報告スヘシ」を「報告シ其ノ承認ヲ求ムベシ」に改める。

第八十八條ノ二 監査委員ハ府縣知事ノ監督ヲ承ケ府縣ノ經營ニ係ル事業ノ管理、府縣ノ出納其ノ他府縣ノ事務ノ執行ヲ監査ス

監査委員ハ
府縣知事ハ監査委員ヲシテ毎會計年度少クトモ一回以上定期ヲ定メテ前項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ各ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ

監査委員
府縣知事ニ對シ第一項ニ規定スル事項ニ關シ監査委員ノ監査ノ請求アリタルトキハ府縣知

事ハ其ノ請求ニ係ル事項ニ付監査委員ヲシテ監査ヲ爲サシムベシ

府縣知事ハ監督官廳ノ命令アルトキ、第四十三條ノ二第二項ノ規定ニ依ル府縣會ノ要求アルトキ其ノ他必要アリト認ムルトキハ臨時ニ監査委員ヲシテ第一項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲

スベシ
サシムベシ

監査委員ハ
府縣知事ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ府縣會ニ報告セシムベシ

府縣知事ハ監査ノ結果ヲ府縣住民ニ公表スベシ

第七十九條第四項ノ規定ハ第三項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第三項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第三項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第九十條中「府縣吏員」を「第七十七條ノ二ノ吏員」に改める。

「第三款」を「第四章ノ二」に改める。

四四

第九十三條 府縣會議員、府縣會議員選舉管理委員、府縣參事會、府縣會議員ノ中ヨリ選任

セラレタル監査委員委員、投票管理者、投票立會人、開票管理者、開票立會人、選舉長及選舉立會人及委員ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

前項ノ者

府縣會議員、府縣會議員選舉管理委員、府縣參事會、府縣會議員ノ中ヨリ選任セラレタル

監査委員、委員、投票管理者、投票立會人、開票管理者、開票立會人、選舉長及選舉立會人ハ職

務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

報酬額及費用辨償額竝ニ其ノ支給方法ハ府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第九十四條 前條ニ規定スル吏員以外ノ吏員。此ニ府縣會議員選舉管理委員會、府縣會及府縣參事會ノ書記ニハ給料及旅費ヲ給ス

給料額及旅費額竝ニ其ノ支給方法ハ府縣條例條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

前項ノ府縣規則ヲ設ケ又ハ改廢セントスルトキハ府縣會ノ議決ヲ經ベシ

第九十五條中「有給府縣吏員」を「前條第一項ノ職員」に、「前條第二項ノ例」ニ依リテ之ヲ定

ム」を「府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ」に改める。

第九十六條第二項を次のやうに改める。

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ府縣知事ハ府縣參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

シ

府縣參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

第二項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一百十四條第二項中「二十回」を「二百回」に改める。

第一百十五條第二項を次のやうに改める。

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ府縣知事ハ府縣參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

シ

府縣參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

四五

第二項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百十六條第六項を次のやうに改める

府縣知事ノ委任ヲ受ケタル官吏及職員ガ爲シタル前第三項ノ規定ニ依ル處分ニ異議アル者ハ之ヲ府縣知事ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ府縣知事ハ府縣參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

府縣參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

第七項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ決定又ハ府縣知事ノ處分ヲ受ケタル者其ノ決定又ハ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百二十四條第一項 を次のやうに改める。 中「決算ハ」の下に「監査委員ヲシテ之ヲ審査セシメ其ノ意見ヲ附シテ

を加へ、之ヲを削る。

決算ハ之ヲ監査委員ノ審査ニ付シ其ノ意見ヲ附シテ翌年度ノ通常豫算ヲ議スル會議ニ於テ府縣會ノ認定ニ付スベシ

第百二十四條ノ二 府縣知事ハ府縣會ノ指定シタル府縣ノ經營ニ係ル事業ニ付其ノ經營狀況ヲ明ナラシムル爲定期ニ貸借對照表其ノ他必要ナル書類ヲ作製シ 之ヲ監査委員ノ審査ニ付シ 監査委員ヲシテ之ヲ審査セシメ其ノ意見ヲ附シテ次ノ府縣會ニ提出スベシ

第百二十六條ノ六中「意見ヲ徴シ」を「議決ヲ經テ」に改める。

第百三十一條第一項を次のやうに改める。

○第百三十一條 三分の一 府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一 其ノ數十萬ヲ超ユルトキハ十萬以下之

ニ同ジ)以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ 府縣會議員選舉管理委員會 内務大臣ニ對シ府縣會ノ解散ノ請求アリタ

ルトキ、場合ニ於テ選舉管理委員會之ヲ府縣會議員ノ選舉人ノ投票ニ付シ其ノ過半數ノ同意アリタルトキハ府縣會ハ解散ス 第百八十四條第一項ノ規定ニ依ル府縣會ノ解散ノ請求アリタルトキ其ノ他特別ノ事

情アルトキハ内務大臣ハ府縣會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第百八十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

同條第三項及び第四項を次のやうに改める。

第七十九條第四項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三百三十二條中「府縣吏員」の下に「及府縣會議員選舉管理委員」を加へ、同條に次の一項を加へる。

加へる。

第八十一條ノ規定ハ府縣會議員選舉管理委員ノ懲戒ニ之ヲ準用ス

第三百三十三條中「右給吏員」を「府縣吏員」に改める。

第三百三十三條ノ二 府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ、

其ノ代表者ヨリ府縣知事又ハ府縣會議員ニ付テハ、内務大臣ニ對シ、監査委員又ハ府縣會議員選舉管理委員ニ付テハ府縣知事ニ對シ此等ノ者ノ解職(府縣知事ニ付テハ其ノ免官)ノ請

求アリタルトキハ内務大臣又ハ府縣知事ハ關係者ノ出頭ヲ求メテ之ヲ審査シ其ノ理由アリ

ト認ムルトキハ府縣知事ニ付テハ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ報告シ其ノ他ノ者ニ付テハ之ヲ

解職スベシ

府縣會議員ノ所屬選舉區ニ於テ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ選舉管理委員ニ報告アリタルトキハ内閣總理大臣ハ其ノ免官ヲ奏請スベシ

理委員會ニ對シ府縣會議員ノ解職ノ請求アリタルトキハ選舉管理委員會ハ之ヲ當該選舉區ノ選舉人ノ投票ニ付スベシ

府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ府縣知事ニ對シ府縣會議員選舉管理委員又ハ監査委員ノ解職ノ請求アリタルトキハ府縣知事ハ之ヲ府縣會議員ニ付議スベシ

第一項及第二項ノ投票ニ於テ其ノ過半數ノ同意アリタルトキ又ハ前項ノ場合ニ於テ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アリタルトキハ前項ニ揭グル者ハ其ノ職(府縣知事ニ付テハ其ノ官以下之ニ同ジ)ヲ失フ

第一項ノ府縣知事ノ退官又ハ第二項ノ府縣會議員ノ解職ノ請求ハ其ノ就職後一年間及第一項又ハ第二項ノ投票後一年間ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ第三項ノ選舉管理委員又ハ監査委員ノ解職ノ請求ニ付テハ其ノ就職後六月間及府縣會議員ニ付議シタル後六月間ハ亦同

第七十九條第四項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定

ハ第一項^{○乃至第三項}ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ^{三分ノ一}五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第八十一條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解職(府縣知事ニ付テハ免官以下之ニ同ジ)

ヲ行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定ハ^{第四項}第一項ノ規定ニ依リ^{其ノ職ヲ失ヒ}解職セラレタル者ニ之ヲ

準用ス但シ府縣知事ノ免官ニ付テハ同條第二項中府縣知事トアルハ内閣總理大臣、報酬又ハ給料トアルハ俸給トス

第一項^{○乃至第三項}ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三百三十六條中「勅令ノ規定ニ依リ」の下に「報告ヲ以テ許可ニ代ヘ又ハ」を加へる。

第三百三十八條 鳥嶼ニ關スル行政ノ特例ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第三百三十九條 削除

第四百四十三條中「市長ニ關スル規定ハ區長」を「市會議員選舉管理委員ニ關スル規定ハ市會議員區選舉管理委員ニ、市會議員選舉管理委員會ニ關スル規定ハ市會議員區選舉管理委員

會」に改め、同條但書を削る。

第四百四十四條 町村組合ニシテ町村事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之

ヲ一町村、其ノ組合會議員選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員會、其ノ組合會議員選舉管理委員ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員、其ノ組合吏員ハ之ヲ町村吏員、其ノ組合役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

町村組合ニシテ町村ノ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員會、其ノ組合管理者選舉管理委員ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員、其ノ組合吏員ハ之ヲ町村吏員、其ノ組合役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

第四百四十五條 從前部長又ハ島司ノ管轄シタル區域内ニ於テ市ノ設置アリタルトキ又ハ其ノ區域ノ境界ニ涉リテ市町村ノ境界ノ變更アリタルトキハ其ノ區域モ亦自ラ變更シタルモノト看做ス

従前部長又ハ島司ノ管轄シタル區域ノ境界ニ涉リテ町村ノ設置アリタル場合ニ於テハ本法ノ適用ニ付其ノ町村ノ屬スベキ區域
ハ内務大臣之ヲ定ム

五二

附 則

この法律中議員の選挙に關する規定(附則第十四項及び第十五項の規定を除く。)は、次の總選挙から、これを施行し、北海道に關する規定及びその他の規定の施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

この法律により府縣知事(北海道廳長官を含む。以下これに同じ。)を選挙する場合において、この法律中議員の選挙に關する規定がまだ施行されてゐないときは、その規定は、この法律中府縣知事の選挙に關する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

この法律により議員又は府縣知事を選挙する場合において、昭和二十一年の市制の一部を改正する法律又は同年の町村制の一部を改正する法律中公民権及び議員の選挙に關する規定

74

(町村制第六十一條ノ三第二項、第三項及び第五項の規定を含む。以下これに同じ。)がまだ施行されてゐない市町村においては、その規定は、この法律中議員又は府縣知事の選挙に關する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

昭和二十一年の市制の一部を改正する法律又は同年の町村制の一部を改正する法律中公民権及び議員の選挙に關する規定は、これを施行した市町村においては、府縣制中議員の選挙に關する規定の適用については、次の總選挙までの間、まだ施行されてゐないものとみなす。

前三項の場合において必要な選挙人名簿に關しては、命令で特別の規定を設けることができる。

府縣知事は、改正憲法施行の日まで官吏とする。

第七十四條ノ二乃至第七十四條ノ十八の改正規定施行の際現に在職する府縣知事は、これらの規定による府縣知事が任命されるまでの間は、これらの規定の施行によつては、その地位

五三

を失はない。

五四

北海道會法及び北海道地方費法は、これを廢止する。

この法律施行の際現に北海道地方費に屬する財産、營造物、事業及び權利義務は、道がこれを承繼する。

附則第七項の規定施行の際現に北海道會議員又は北海道名譽職參事會員の職にある者は、この法律により道會議員又は道參事會員に選舉されたものとみなし、道會議員の任期は、昭和二十一年八月三十一日^{十月三十一日}までとする。但し、道會議員は、その任期満了後も、この法律により初めて行はれる議員の選舉の期日までの間は、なほ、その職にあるものとする。

前項の場合において、道參事會員の職にある者の數が、道府縣制第六十五條の定數を超えてゐても、その數を以て道參事會員の定數とする。但し、道參事會員に闕員を生じたときは、これに應じて、その定數は、同條の定數に至るまで減少するものとする。

他の法律中「北海道地方費」とあるのは、「道」と読み替へるものとする。

他の法律中北海道會法又は北海道地方費法の規定を掲げてゐる場合においては、勅令で特別の定をした場合を除き、各道府縣制中のこれに相當する規定を指してゐるものとする。

現任府縣會議員は、その任期満了後も、この法律により初めて行はれる議員の選舉の期日までの間は、なほ、その職にあるものとする。

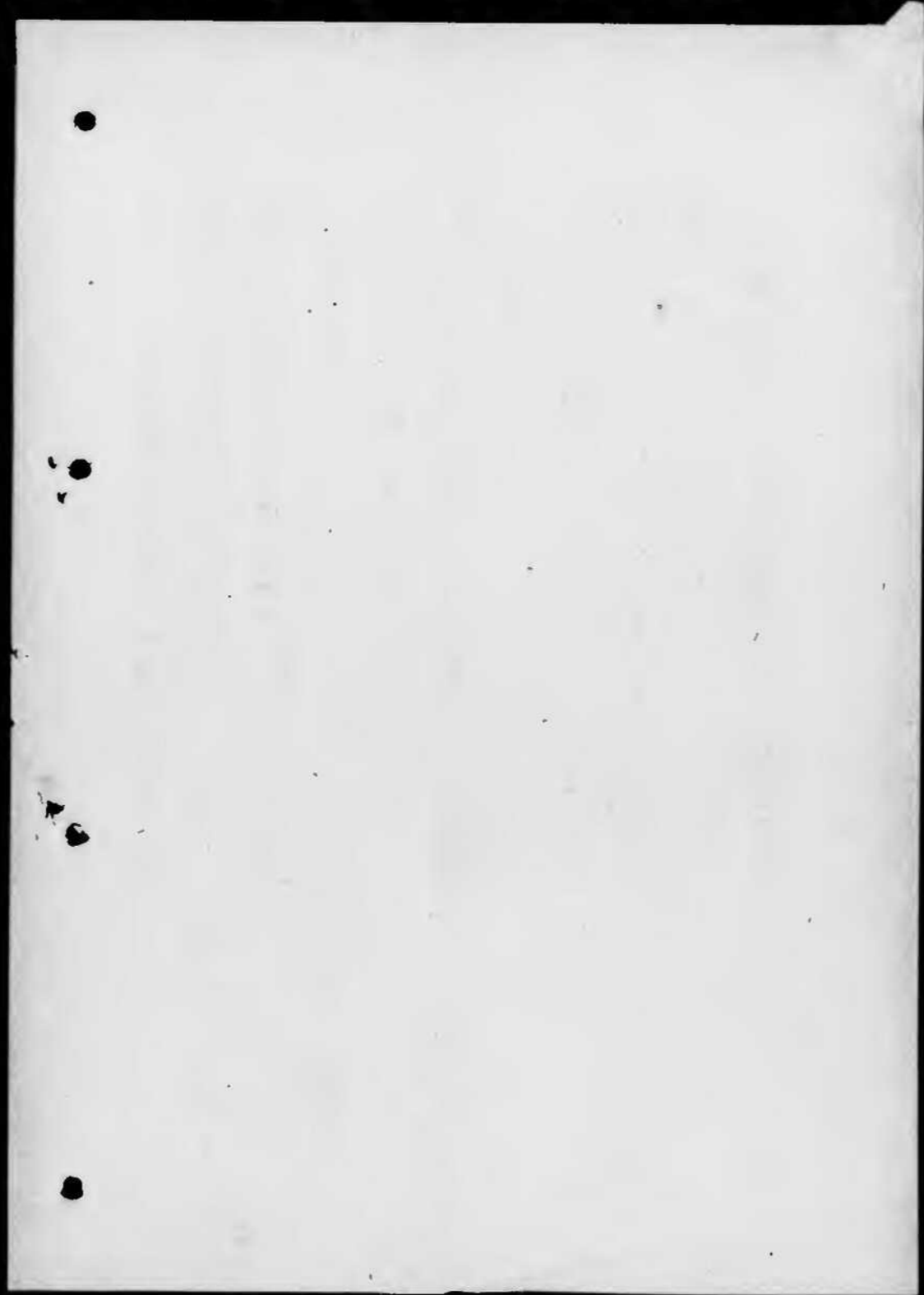
戶籍法の適用を受けない者の北海道會議員の選舉權及び被選舉權並びに府縣知事の被選舉權は、當分の間、これを停止する。

前項の者は、これを選舉人名簿に登録することができない。

鹿児島縣大島支廳管内十島村中黒島、竹島及び硫黄島は、道府縣制第四條第二項の規定の適用については、當分の間、鹿児島縣鹿兒島郡に屬するものとみなす。

この法律の施行に關し必要な規定は、勅令でこれを定める。

五五



省及受付月日 合議局號及受

第 第 第 第 第 第

號 送受	號 送受	號 送受	號 送受	號 送受	號 送受	號 送受	號 送受
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

案示を提出する。
改訂する。若し必要がある。別紙を合
議。内務部内臨時職員設置制の部を
案示を提出する。

第 三 〇 號

請 議 案

大臣 次官

局長

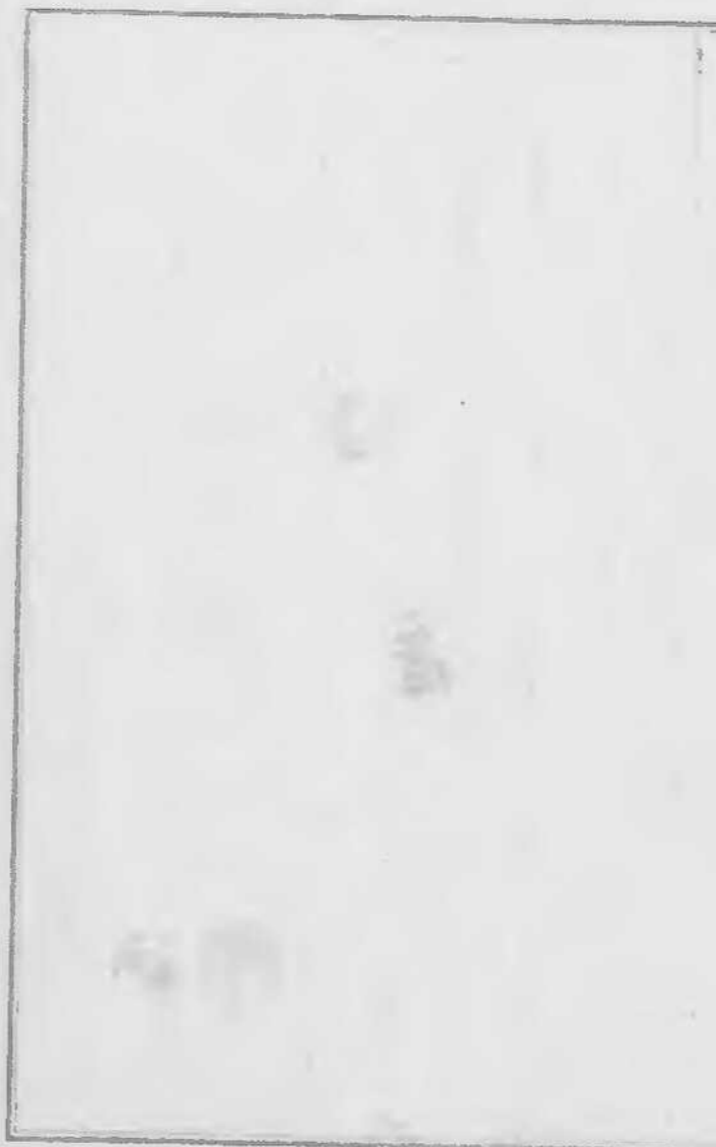
主査

起 案
昭和二年七月九日
局長 受
第一號
局 送
月 日
日

甲乙ノ種類
決 判
日 文 書 課 長
日 月 日

裏面あり

日	月	年
第	第	第
部	部	部
第	第	第
号	号	号
月	月	月
日	日	日



右閣議を請ふ。
 年月日
 内閣總理大臣宛

大臣

二二〇の内務

朕は、内務部内臨時職員設置制の一部を改むる事
の勅令を裁可し、二二〇にこれを公布せしめしむ。

甲 名 市 豊

年 一 月 九 日

内閣總理大臣

内務大臣

勅令第

第

第一条 内務部内臨時職員設置制の一部を以

つて改むる。

専任五十八人しを、専任二十八人しに、専任百六十

七人しを、専任百七十人しに、専任七百五十二人しを

、専任七百五十二人しに改めしむ。

第二条 東京府官制の一部を以つて改むる。

第一条 一、二中、専任二百九十七人しを、専任二百

内 務 省

九十八人しに、専任四百四十八人しに、専任四

千九百八十人しに改めしむ。

第三条 北海道官制の一部を以つて改むる。

る。

第一条 一、二中、専任三十一人しを、専任三十一

二人しに、専任七百九十四人しを、専任七百

九十九人しに改めしむ。

第四条 地方官官制の一部を以つて改むる。

第一条 一、二中、専任千九百八十八人しを、専任千

百十人しに、専任二萬七千二百五十八人しを、専

任二萬七千九百九十八人しに改めしむ。

第五条 京都府臨時職員設置制の一部を以つて改むる。

部を以つて改むる。

第一条 一、二中、専任三十一人しを、専任三十一人しに、

専任一人とし、専任八人とし、専任百六十九人し
を、専任百六十九人とし改めらる。

第一條ノ三中、専任三十八人しを、専任三十九人
に改めらる。

第一條ノ四第一項中、専任百八十八人しを、
専任百九十九人しとし、専任百九十四人しを、専任百
九十八人しとし、専任百九十四人しを、専任百
九十四人しとし改めらる。

附則
本令は、公布の日から、これを施行する。

内務省

理由

世通並其の他要南東地域及び特殊地域、轉
換に關する對策と、地方計畫の所屬の下に、且つ綜合
土木の實施と併行して綜合的合理的に樹立するに
内務省に、二條の事務員三人、技師三人及び三條の事務員
又は技師十人を配置すること、地方視察の爲に併せて
視察員及び技師の數、概してその量、女子の定数を期する
ため、都道府縣に二條の事務員四人及び三條の事務
員一人、二條の技師一人、三條の事務員一人、
技師一人を配置すること、進駐軍の宿舍建築の調
査品中、必要の調査、指導の爲に、東京材料の供給確
保の事務に充てるに、國領都道府縣に二條の事
務員五人、技師一人及び三條の事務員又は技師二十人を
各々配置するに必要があるからである。

裏面白紙

内務部内臨時職員設置制

大正九年九月十日
勅令第三号之十九號

新設行政事務部ニ依リ一七之ニル内務省ニ在リ職員ヲ置ク

内務事務官

專任 廿八人 一級 四人 二級 八人 三級 十六人

内務技官

專任 二人 一級 一人 二級 一人

兼任 自派 七人 一級 一人 二級 一人 三級 一人

内務事務官又ハ内務技官

兼任 自派 廿三人 三級 一人

附

内務省

東京都官制

昭和十八年六月十九日
勅令第百四號

第一條 東京都ニ左ノ職員ヲ置ク

長官 一人

次長 一人

局長 一人

秘書官 專任一人

地方事務官 專任五人

地方技官 專任五十六人

地方事務官又ハ地方技官 專任一人

地方事務官又ハ地方技官 專任一人

地方事務官又ハ地方技官 專任一人

地方事務官又ハ地方技官 專任一人

地方事務官又ハ地方技官 專任一人

一級 納メテト得
二級 納メテト得

一級 納メテト得
二級 納メテト得

第一條 前條ノ是員外ニ於テ東京都ニ

左ノ職員ヲ置クコトヲ得

地方事務官 專任二百九十八人以内

地方技官 專任二百九十七人以内

地方事務官又ハ地方技官 專任四百九十五人以内

地方事務官又ハ地方技官 專任四百九十五人以内

地方事務官又ハ地方技官 專任四百九十五人以内

地方事務官又ハ地方技官 專任四百九十五人以内

三級

北海道廳官制

第一條

北海道廳長官

長官 二 職

大正二年六月十三日
勅令第百五十九號

部長官

地方事務官

人

二 級

地方技官

人

二 級

專任

人

三 級

第一條

前條、定員外ニ於テ北海

道廳

ニ在リ職員ヲ置クコトヲ得

地方事務官

專任 三十一人以内

二 級

地方技官

專任 百二十三人以内

二 級

地方事務官又ハ地方技官

專任 百九十九人以内

三 級

地方官官制

大正十五年六月四日
勅令第百四十七號

第一條 府縣ニハ通ジテ在リ職員ヲ置ク

知事

部長

地方事務官

專任

專任

地方技官

專任

專任

第二條 前條ノ定員外ニ於テ府縣ニ通ジテ在リ職員ヲ置クコトヲ得

地方事務官

專任

專任 二級

地方技官

專任

地方事務官

專任

三級

二級

二級

都廳府縣等臨時職員等設置制

昭和十一年八月二十九日
勅令第三百八十五號

第一條 東京都二丘ノ職員ヲ置ク

地方事務官 三人 二級

地方技官 三人 二級

專任 八人 二級

地方事務官又ハ地方技官 三人 三級

專任 九百六十八人 三級

第一條ノ二 警視廳二丘ノ職員ヲ置ク

地方事務官 二人 二級

專任 八人 二級

地方技官 一人 二級

專任 八人 二級

地方事務官又ハ地方技官 一人 三級

警視 一人 三級

警部 一人 三級

第一條ノ三 北海道廳二丘ノ職員ヲ置ク

地方事務官 三人 二級

專任 三十八人 二級

地方技官 三人 二級

專任 三百三十八人 二級

地方事務官又ハ地方技官 八人 三級

專任 二千百七十九人 三級

警視 一人 三級

半部 一人 三級

二級 內 二人ヲ一級ト得

三級

二級

三級

三級

三級

三級

三級

三級

三級

三級

三級

三級

三級

第一條ノ四 府縣ニ通ジテ左ノ職員ヲ置

地方事務官

專任 百九十八人

二級

地方技官

專任 百十八人

二級

地方事務官

專任 百三十四人

警視

警部

前項職員ノ各府縣内ノ定員ハ内務大臣
之ヲ定ム

裏面白紙

裏面白紙

國土局發第三二七號

昭和二十一年九月六日

國土局長

人事課長 殿

内務部内臨時職員設置制の改正について
國土局計畫課關係定員を次のやうに増置致したいから、至急増配方御取
計を願ひたい。

記

事務官	二級	二名	技	二級	三名	官	三級	三名	備考	六分増その他列表の通り
-----	----	----	---	----	----	---	----	----	----	-------------

理 由 書

北海道その他要開發地域及び特殊地域の開發、轉移に關する對策を、地方計畫的考慮の下に、且つ綜合土木の實施と併行して綜合的、合理的に樹立し、平和國力の増強に資する爲、必要を最少限度の人員である。

裏面白紙

一 地方綜合開發對策の概要

制約された諸條件の下に、〇〇〇萬人口を完全に收容し、民生の安定と平和國力の速かなる復興を期する爲には、綜合的の地方開發の構想を以て北海道その他の要開發地域に於ける土地と資源の積極的且つ急速な開發を促し、國土の完全利用、生活領域の劃期的擴充を圖る必要があるから、地方計畫の大所、高所の見地から開發地域及び開發事業の重點を明確にさせ、同時にその爲に必要を資金、資材、勞務等の效率的活用と鐵道、道路、港灣、動力、用水等の立地條件の綜合的重點的整備を期せんとするものである。

二、事務分層

計	資源關係	公共施設關係	人口關係	都市關係	産業、關係	總括	事務分層		備考
							二級	三級	
○			○				二級	事務官	
二二		-	-		-	-	三級	官	
四							二級	技	
○				○			三級	官	
一三		-	-		-	-	三級	官	
六		-	-	-	-	-			
○印付現員	氣象、土地、地質、電力	交通、通信、運輸、港灣、治山治水、利水	人口、文化、厚生		農林、畜水產、礦工業				

裏面白紙

裏面白紙

三、地方総合開発対策に要する経費

款	項	金額	備考
一 臨時部 費	臨時諸要務費	一四二、八七九圓	昭和二十一年九月から昭和二十二年三月までの七ヶ月分 内詳列表の通り

地方綜合開發對策二要素の經費内譯

區		臨時		臨時諸要務費		俸給		事務官		技官		三級		二級		一級		賞與		諸給與		内國旅費		普通	
人員	一人年額	人員	一人年額	人員	一人年額	人員	一人年額	人員	一人年額	人員	一人年額	人員	一人年額	人員	一人年額	人員	一人年額	人員	一人年額	人員	一人年額	人員	一人年額	人員	一人年額
15	3,000	6	1,080	4	1,600	2	3,000	2	6,000	1	4,320	1	4,320	1	4,320	1	4,320	1	4,320	1	4,320	1	4,320	1	4,320
243,222	25,800	1,332	6,000	4,320	15,480	6,000	1,332	4,320	15,480	4,320	15,480	4,320	15,480	4,320	15,480	4,320	15,480	4,320	15,480	4,320	15,480	4,320	15,480	4,320	15,480
141,879	15,050	6,000	3,500	6,000	15,480	6,000	1,332	4,320	15,480	4,320	15,480	4,320	15,480	4,320	15,480	4,320	15,480	4,320	15,480	4,320	15,480	4,320	15,480	4,320	15,480
70,000	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875

内務省

大日本帝國政府

地級乙第四五五號

昭和二十一年九月五日

內務省地方局長

大臣官房人學課長 殿

都道府縣等臨時職員等設置官制中
改正に関する件

今般地方税法改正に伴ふ府縣職員左記の通り増置いたしたので
係記官制中改正方収計らはれたい

記

二級事務官 四六名

三級事務官 一八四名

内譯別紙の通り

裏面白紙

大日本帝國政府

一 配當標準	二 級事務官	部道府縣	各一名
一 增置理由	三 級事務官	同	各四名

今般地方税法の改正が行はれた。
 改正の重なるものは府縣民税の新設、法定外獨立税の創設、及
 市町村民税の擴充等で相當廣範圍且つ複雑な内容をもつてゐる。
 これがため地方廳では市町村民税の擴充に伴ふ最高賦課額の撤
 廢に關する指導並に地方税全般の運営について特別な指導監督
 の撤廢を期することは喫緊の要務である。
 又終戦後漸く滞納の弊風は其の兆を現してゐる。
 右の様な状態にあるので地方廳に府縣費負擔の職員を増置して
 税制改正の趣旨の徹底、運営の完璧を期する要がある。
 尙これは地方費負擔の職員であるので國費豫算を伴はない。

裏面白紙

府縣に稅務課を設くることを否とする理由

今回の稅制改正に基き、之が趣旨が徹底及び運營の圓滑を期する
に專ら府縣に稅務課を設けんとすれば勢ひ現在の廢稅課の管掌で
ある府縣稅の事項と地方課の所管である市町村稅の事項との兩面を
所掌することとしなければならぬ。ところが廢稅課は稅の部
を割くとすれば、廢稅課は府縣財政を責任を有つて處理することが至難
である、即ち府縣財政の歳入を割くには常に歳入面の狀況を把握し
て之に善處しければならぬのであるが、稅の部が分課するときはその運營
が跛行的となる虞が多分に存し、運營の定きを期することが出来ぬ。又地方
課から市町村稅の部を割くときは財政の指導監督が二元的となる、
尚又地方課の由能力が實質的に弱化する、結局その何れも其の課が徹
底した指導監督を爲すことを期待することが出来ぬ。

右の事實は嘗て稅務課を設置したるが永續性のなかつたことによつて
十分證明されるので、寧ろ廢稅課又は地方課に稅務の係長式のものを
置いて稅務事務の全般を統べさせる方が適當と認められる。

二級官を各府縣を通じて一人定置く理由

今回の税制改正に伴って特に指導監督の徹底を期せねばならぬことは、府縣民税の創設及び市町村民税の大巾引上げの結果之が賦課方法の合理化、即ち府縣民税と市町村民税との調整の問題、最良最底賦課額に關する問題、法人と個人との負担の調整の問題、及び府縣に法廷外獨立税を認めらるること、一に結果、國税及従來の市町村獨立税との關係性並に其の他締納の弊及防除等地方税金全般の指導監督に關して現實に即應する措置を講ずるに必要があるのである。

このことは質的に各府縣共通の性質を有し又量的にも現實の指導面であつて市町村数等から見ると根本的^質の程度もいろいろであり、此の^質における多少の相違を見出さしむる向に對しては三級事務官の取置に於て按配すること、一に右の^質事務官の取置に對しては二級事務官は各府縣一人定の取置を要することが必要である。

尚指導監督の両面に當する關係のり身分は官吏として經費は地方費支弁とするのが適當と認められるのである。

内務省發地第二三八號

昭和二十一年九月一日

内務次官

府縣民税の創設及び市町村民税の擴充についての依命通牒

府縣に對する新なる財源賦與の必要と一般の擔税力捕捉を適當とする情況とに鑑み、且は府縣の自治的性格の強化せられやうとするに伴ひ、府縣に直接課徴の人税を設け府縣住民の負擔分任の途を擴充することを適當とするため、新に府縣に府縣民税が設けられると共に、市町村並びに國庫財政の現況に鑑み、市町村住民に對する負擔分任の精神の徹底を期しつつ、市町村をして、自主的に財政收入の増加を圖らしめるため、市町村民税が擴充せられることになつたので、左記各項を諒知せられると共に、管下市町村に對しても所要の事項を指示せられたい。

記

一、府縣民税の納税義務者は、市町村民税の納税義務者と全く同一であること。

- 二、府縣民税及び市町村民税は、ともに自治の基本である負擔分任の精神を税制の上に顯現せしめることを主要な目的としてゐるものであるので、その三分の一を下らない程度のもは、納税義務者に平等に負擔せしめること。
- 三、納税義務者一人に對する最高賦課額は、府縣民税及び市町村民税を合せ、個人については、資産所得に對する所得税引所得額（別紙「資産所得の所得税引所得額調」を参照すること、尙所得額は現實の所得税の課税標準によらないで、當該年度の情況によつて差支へないのは勿論であること）の二割を超えない程度とし、法人については、その平均賦課額に對する割合が従前の賦課額の平均賦課額に對する割合を超えない程度とすること。但し、個人については、高額所得者に對する課税に對して資産所得の税引所得額の二割を超えないやうにその他の所得者の負擔額を按配することとし、低額所得者についても一律に税引所得額の二割を課税するやうなことを避けること。法人については、資産及び収益の情況を斟酌してこの最高制限額にすることが負擔過重とならないやう注意すること。
- 尙、市町村民税に對して最高賦課額の制限が撤廢せられたのは、賦課總額が著しく引上げられた結果地方の實態如何を問はぬ絶對額による一律な制限規定を存置することが適當でなくなつたからであつて、この税の性質並びに所得税との關係からみて、この税には自から最高賦課額の限度があるものであること。
- 四、課税標準に所得を採る場合には、綜合所得税の累進割合が極めて高くなつてゐる點に鑑み、住民税の所得に對する割合を累減的ならしめること。
- 五、課税標準に資産を採る場合には、財産収入の相對的減少並びに財産及び財産収入に對する國税増徴の情況に鑑み、これに重點を置かないこと（少くとも金額の二割以下とすること）。
- 六、府縣民税に對して配當課税の方法を用ひるときは、所屬市町村を異にする納税義務者間の負擔の均衡に特に工夫すること。
- 七、數市町村に課税事實のある納税義務者に對しては、負擔の過重を來さないやう留意すること。
- 八、住民税の制限外課税と三收益税附加税の標準率超過課税の何れかを選択する場合は、充當經費の性質、擔税者の擔税力的情況等を精査の上決定すること。本年度は住民税の負擔が急騰する際であるので、その制限外課税には特に慎重を期すること。
- 九、府縣民税に關する條例の規定については、別紙要綱を参照すること。

その條例は單行のものとしても差支へないこと。

府縣民税に關する條例の規定に關する要綱

第一、免稅の範圍を規定すること。

一、神社、寺院及び教會に對しては、府縣民税はこれを免除すること。

二、前號に掲げるものの外、府縣民税を免除するものの範圍は、府縣に於て任意にこれを定めることのできるのは勿論であるが、本税創設の趣旨に稽へ、その範圍を擴張しないことが適當であること。

三、府縣民税の賦課總額を市町村に配當する場合は、市町村も亦その條例の定めるところに依り、特別の事情のあるものに限り、府縣民税を免除することができるものとして差支へないこと。然し、その場合においても、その市町村に對する府縣民税の配當額は、これを減額しない旨の規定を設けることが適當であること。

第二、賦課總額を市町村に配當する場合は、その方法を規定すること。

地域又は納稅義務者の種別を限つて直接課税の方法に依り、爾餘の地域又は納稅義務者についてのみ配當課税の方法を採つても差支へないこと。

一、配當額の算定期日を定めること。

二、配当額の市町村に對する告知期日を定めること。

告知期日は、府縣民税の賦課期日より少くとも六十日以前に定めることが適當であること。

三、配当標準を定めること。

配当標準は、府縣民税の納税義務者数を用ふる均等割と綜合所得税額（又はその課税標準たる所得額）、家屋税額、法人營業税額、三收益税額等適當のものを組合せて用ふる資力割との二本建とすることが適當であること。

府縣民税の納税義務者数を標準とする配当額は、なるべく府縣民税賦課總額の百分の五十程度とすること。

（註）府縣民税の賦課總額の一部は、特別の事情を斟酌して配當することとしても差支へないこと。

四、市町村に對する配當額を當該市町村の府縣民税の納税義務者数を以て除した額が、他の市町村に較べて著しく多額であるときは、特別の事情のない限り、これを減額するものとする。

減額した額は他の市町村に再配當するものとするが適當であること。

五、配當額の算定期日後において、市町村の廢置分合又は境界變更のあつた場合の關係市町村に對する配當額の變更方法を定めること。

六、市町村における府縣民税の賦課額の總額が、當該市町村に對する府縣民税の配當額を超過しても、一定の範圍を

超えない限りは、その賦課額の合計額を以て配當額と看做す旨の規定を設けることが適當であること。

七、府縣民税の配當額は、配當標準に異動があつても配當後はこれを改定しないこととし、ただ配當標準に錯誤のあつたときは、當該市町村に限り、當初の配當率を以て、その配當額を變更することができるとすることが適當であること。

第三、賦課方法を規定すること。

その一、直接課税の方法をとるとき。

一、賦課方法は、一定額の均等割を設け、これに次のやうなものを用ひて等級を設け増課するのが適當であること。

(1) 所得額又は純益額

（註）

(イ) 個人については所得額、法人については純益額に依るものであること。

(ロ) 同一納税義務者に對し數市町村において府縣民税を賦課する場合には、當該納税義務者の所得額又は純益額を重複して課税標準に用ひないやう工夫する必要があるが、特に個人については、一の市町村においてのみその總所得額を課税標準にとり、他の市町村においてはそのものの所得額は課税標準に加へないことにす

ることが適當であること。

(2) 財産額又は資本金額、出資金額若しくは基金

(註)

(イ) 個人については財産額、法人については、資本金額等に依るものであること。

(ロ) 同一納税義務者に對し數市町村において府縣民税を賦課する場合においては、(1)の(註)(イ)に準じ負擔が過重とならないやう工夫すること。

(3) 家屋賃貸價格

(註)

(イ) 家屋の賃貸價格は、當該市町村内にある家屋の賃貸價格に依ること。

(ロ) 家屋の賃貸價格は、家屋税の課税標準となるべき家屋の賃貸價格に依り、家屋税の課税標準となるべき家屋の賃貸價格のないとき、又は納税義務者が一個の家屋の一部を使用するものであるときは、その家屋の賃貸價格は、知事の定めるところに依ること。

(ハ) 二以上の家屋を使用する者の家屋の賃貸價格は、その合計額に依ること。

(ニ) 倉庫業、旅館營業等のやうに、家屋そのものが當該營業設備の主要な部分を占めるものにあつては、當該營業のために使用する家屋の賃貸價格は、他の家屋の賃貸價格に比し、相當程度これを輕減すること。

(ホ) 家屋の中祭祀、宗教、慈善、學術、技藝その他専ら公益の用に供する部分の賃貸價格は、課税標準の計算にはこれを算入しないこと。

(4) 前各號のものを適當組合せたもの

(註) (1)乃至(3)の(註)参照のこと。

二、均等割の額は本税の性質に鑑み、餘り低く定めぬことが適當であること。

(註) 納税義務者の種別によつて差等を設けても差支へないこと。

三、高領所得者に對する課税については、分類及び綜合所得税並びに市町村民税の負擔額を充分考慮に容れ、過重とならぬやう留意すること。

その二、配當課税の方法をとるとき

一、府縣民税の賦課方法は、府縣條例を以て大綱を規定し、細目を市町村條例をして定めしめることも出来るが、市町村條例に總べてを委ねることも出来る。

(註) 後者の場合には、當該市町村の市町村民税の賦課額に比例して賦課されることとなる場合が多い。
二、府縣民税の納税者一人に對する賦課額について、その最低額を定めると共に、高額所得者について負擔の過重を來さないやう適當な制限を定めることが必要であること。

(註)

(イ) 此の場合市町村民税の賦課についても同様の指導を爲すことが必要であること。

(ロ) 負擔の過重を防止し、併せて所屬市町村を異にする納税義務者間の負擔の均衡をも圖るため、數個の所得段階別に最高賦課額を定めることが、適當であること。

第四、徵收方法を規定すること。

配當課税の方法をとるときは、納期は府縣自らこれを定め、市町村にもその特例を定めさせる途を設けることにするのが適當であること。

「別紙」

資産所得ノ所得税引所得額調

(昭二一、九、一)

所得金額	分所	類	綜	得	合	計	税	引所得額
四〇〇		一〇〇				一〇〇		三〇〇
六〇〇		一五〇				一五〇		四五〇
八〇〇		二〇〇				二〇〇		六〇〇
一、〇〇〇		二五〇				二五〇		七五〇
二、〇〇〇		六〇〇				六〇〇		一、四〇〇
三、〇〇〇		九〇〇				九〇〇		二、一〇〇
五、〇〇〇		一、五〇〇				一、五〇〇		三、五〇〇
八、〇〇〇		二、四〇〇				二、四〇〇		五、六〇〇
一〇、〇〇〇		三、〇〇〇				三、〇〇〇		七、〇〇〇
一二、〇〇〇		三、六〇〇			七〇〇	四、三〇〇		七、七〇〇

一五、〇〇〇	四、五〇〇	一、七五〇	六、二五〇	八、七五〇
二〇、〇〇〇	六、〇〇〇	三、七五〇	九、七五〇	一〇、二五〇
三〇、〇〇〇	九、〇〇〇	八、二五〇	一七、二五〇	一二、七五〇
五〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一八、二五〇	三三、二五〇	一六、七五〇
八〇、〇〇〇	二四、〇〇〇	三四、七五〇	五八、七五〇	二一、二五〇
一〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四五、七五〇	七五、七五〇	二四、二五〇
二〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一〇五、七五〇	一六五、七五〇	三四、二五〇
三〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一六九、七五〇	二五九、七五〇	四〇、二五〇
五〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三〇三、七五〇	四五三、七五〇	四六、二五〇
一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	六二八、七五〇	九三八、七五〇	六一、二五〇

111

備考

- 一、分類所得税 免稅點三百圓、稅率百分ノ三十(千二百圓以下百分ノ二十五) 扶養控除一人當年額七十二圓
- 二、綜合所得税 課稅最低一限一萬圓、稅率一萬圓超百分ノ三十五乃至三十萬圓超百分ノ六十七

内務省發地第二三七號

昭和二十一年九月一日

内務次官

地方税制財政制度改正についての依命通牒

終戦後の地方財政の現況に鑑み、地方財源の擴充、地方財政の自主性の強化、地方財政調整の適正化の三つを主要な目標として、別紙「地方税制財政制度改正の要領」の通り、地方税制及び財政制度一般に亘る改正が行はれ、別紙「地方税法及び地方分與税法中改正事項」の通り、地方税法及び地方分與税法の一部を改正する法律が本日公布せられたので、左記各項に留意の上、地方財政の再建整備を図るやう格段の努力を拂はれたい。

追つて、管下の市町村に對しても、此の旨を示達せられたい。

記

一、地方財源は大幅に擴充せられたが、財政全般に亘る需要の増加を見込でゐるわけではないので、これだけでは猶現在の地方財政の窮迫を救けるといふ目的を充分に達するわけには行かない。然し、これも國力の實相に繪へるときは、

已むを得ないことである。従つて、地方財政の運営に當つては、安易な従來の觀念を一擲して、所謂重點主義を徹底して行くことが必要である。

二、地方税は大幅に増税せられた。然も、國民の生活上の困難さは増加してきてゐる。それだけに、地方税制の運営に當つては、地方住民の理解と協力を得るに特段の努力を拂ふと共に、公費の使途については厘毫と雖も忽にすべきではない。滞納の弊風を起すは易く、これを打破することは難かしい。納税の精神の徹底については、充分努力せねばならない。

三、地方税制及び財政制度について、その弾力性が強化せられたので、これを活用して、地方團體の運営に創意と工夫を凝らして行かねばならない。然し他面、或は財政經理が濫に流れて漫然その弾力性を喪失し、或は税制財政の運用が獨斷に失して住民負擔の過重又は不均衡を招くが如きことのないやう、充分注意して行かねばならない。

四、配付税は大幅に増額せられたが、將來は獨立財源を擴充し、調整財源は可及的少額に止めやうとする方針であるから、徒らに配付税制に依存することなく、進んで自立の工夫を講ずる必要がある。

地方税制財政制度改正の要領

(單位千圓) (昭和二一、九、一)

改正の目標	改正の方法
<p>一、地方財源の擴充</p> <p>(1) 戦災に因る地方財源の喪失を補填すること 四、〇五七、七六〇 (四、一九二、六八二)</p> <p>(2) 地方職員待遇改善に要する財源を賦與すること 九五五、八九二</p> <p>(3) 國庫補助金の廢止に伴ふ代り財源を賦與すること 二、四九二、九三九</p> <p>(4) 新規財政需要に對する財源を賦與すること 一九六、一六六</p> <p>(イ) 生活保護法の實施 四〇四、七六三 五三九、六八五</p>	<p>(二) 税収入の増加を図ること</p> <p>(イ) 還付税の増税 三、七七四、七七〇 (三、九〇九、六九二) 二四、七四六 (七五、四六七)</p> <p>地 租 (3/100 ↓ 4/100) 家屋税 (2.5/100 ↓ 3.5/100) (昭和二十一年度分は 2.5/100 据置)</p> <p>營業税 (2/100 ↓ 2.5/100)</p> <p>(ロ) 配付税の増額 一、六七七、四二二 (一、五五一、七四四)</p> <p>配付税繰入割合の増率 五三一、九七八 (七四一、八五七)</p> <p>(ハ) 三收益税附加税の増税</p>

(ロ) 国民學校書記の新設

八、〇〇〇

道府縣 $(\frac{100}{100} \downarrow \frac{200}{100})$ 市町村 $(\frac{200}{100} \downarrow \frac{300}{100})$
昭和二十一年度分家屋税附加税

道府縣 $(\frac{320}{100})$ 市町村 $(\frac{420}{100})$

(ニ) 府縣民税の創設
納税義務者一人當 六〇圓
八八〇、〇三一

(ホ) 市町村民税の増税
四八〇、七六四

大都市(12圓)、都市(9圓)、町村(6圓)、 \downarrow 一律四〇圓

(ハ) 獨立税の増税
一七九、八二九
三倍程度に引上げ

(二) 税外収入の増加を図ること
二二二、四三九

(イ) 使用料手数料等の増徴(公營事業分を含みます)
一六五、〇〇〇
三倍程度に引上げ

(ロ) 國費地方費負擔區分の是正
六七、四三九

(三) 行政整理を行ひたる餘裕財源を充用すること
五〇、五五一

四

二、地方財政の自主性の強化

(1) 地方團體の創意に基く行政運営を強化する爲
地方財源を擴充すること

(2) 地方的色彩の濃い事務に對する補助金を整理
すると共に之が代り財源として一般財源を強
化し地方財政の國庫財政への依存性を縮減する
こと

(3) 國費地方費の負擔區分を是正し國政事務費の
地方費に對する壓迫を緩和すること

(一) 一般財源を擴充すること

(イ) 戦災に因る減收額の補填、從來財源の確保

(ロ) 財政需要増加額の充足

(ハ) 府縣法定外獨立税制度の創設及住民税制限外課税權
の賦與等に依る財源の強化

(二) 補助金を整理すること

(イ) 青年學校教育費國庫補助の廢止

(ロ) 町村吏員充實助成の廢止

(ハ) 生活必需品切符制實施費補助の廢止

(ニ) 警察費特別助成の廢止

(ホ) 臨時手當臨時家族手當勤続手當等國庫補助の廢止

(三) 負擔區分を是正すること

(イ) 警察費連帶支辨金交付割合の引上げ、三割五分 \downarrow 六
割

(ロ) 警部補、消防士補、消防機關士補費の國費移管

(ハ) 國民學校義務教育關係職員一般旅費の二分の一國庫

五

105

負擔

- (三) 府縣道改良費補助率の引上げ(三分の一、二分の一)
- (ホ) 衆議院議員選舉立會人費用辨償等の國費移管

(4) 地方税に伸縮性を持たしめ地方財政に對する

地方團體自體の機能を強化すること

(四) 税制に弾力性を賦與すること

(イ) 府縣民税制限外課税制度の創設 百分の五十以内

(ロ) 市町村民税制限外課税制度の創設 百分の五十以内

(ハ) 府縣に法定外獨立税設定の機能賦與

(ニ) 電柱税、不動産取得税以外の獨立税に對する制限の廢止

(五) 府縣民税を創設すること

(5) 府縣住民の負擔分任に依る自治參加の途を擴充すること

三、地方財政調整の適正化

(1) 地方團體の財政需要の増嵩に應じ其の必要とする財源を賦與すること

(二) 配付税制の財政調整力を強化すること

配付税總額の増加
昭和二十年 八九六百萬圓
同二十一年 二、三三五百萬圓
平年度 二、二〇九百萬圓

(三) 財政需要測定の基準を變更すること

(2) 戦災に因り激化した地方團體間財政力の凹凸の調整を強化すること

(イ) 單純なる人口按分を大都市人口三倍、都市人口二倍、町村人口一倍、に按分することに改正

(ロ) 割増定數の増加

(3) 終戦後に於ける地方團體間の財政事情の複雑なる變化に對應する調整を図ること

(三) 戦災に因る減收額補填の途を講ずること

(イ) 道府縣配付税中に第四種配付額の設定

(ロ) 市町村配付税中に臨時特別配付税の設定

(四) 分與額算定基準の弾力性を強化すること

(イ) 道府縣配付税中に第三種配付額の設定

(ロ) 市町村配付税中に特別配付税の設定

備考

本表中の數字は昭和二十一年度分の金額を示すものなること但し括弧内の數字は平年度分の金額なること

地方税法及び地方分與税法中改正事項

(昭二一・九・二)

その一 地方税法に關する部分

第一 三收益税附加税に關する事項

一 地租、家屋税及び營業税の附加税の標準賦課率を道府縣百分の二百(現行百分の百)、市町村百分の三百(現行百分の二百)に引上げること

備考 還付税である地租、家屋税及び營業税の賦課率については、現行百分の三、百分の二・五、百分の二を別途夫々百分の四、百分の三・五、百分の二・五に引上げるものであること。

二 災害應急又は復舊の爲費用を要するとき、その他法定する特別の場合に於て、標準賦額率を超えて課税し得る不許可の限度は、道府縣百分の二百四十(現行百分の百二十)、市町村百分の三百六十(現行百分の二百四十)とする事。

三 昭和二十一年度分の家屋税附加税及び家屋税割に限り、特にその賦課率を引上げ、本税の増税分も地方税に於て合せ徴收することとする事。

第二 府縣民税に関する事項

- 一 市町村民税に準じ、新に府縣に府縣民税を設けること。
- 二 府縣民税の納税義務者一人に對する平均の賦課制限額は六十圓とすること。
特別の必要あるときは、内務大臣の許可を受け、前項の制限額を超え、その百分の五十以内に於て、増課することができるものとする。
- 三 府縣民税の賦課總額は、府縣條例の定める所に依り、市町村に配當することができるものとする。
前項の場合に於ては、法律、命令及び府縣條例に定めるものの外、府縣民税の課税方法は、關係市町村の條例を以て規定せしめることができるものとする。
- 四 市町村は、府縣民税の賦課總額の配當に關し、違法又は錯誤があると認めるときは、府縣知事に異議の申立をなすことができるものとする。

第三 市町村民税に関する事項

- 一 市町村民税の納税義務者一人に對する平均の賦課制限額は、四十圓（現行大都市十二圓、都市九圓、町村六圓）に引上げること。
- 特別の必要あるときは、府縣知事の許可を受け、前項の制限額を超え、その百分の五十以内に於て、増課することができるものとする。

- 二 市町村民税の納税義務者一人に對する最高の賦課制限額については、指導に依る弾力ある制限を行ふものとし、法定の制限（大都市二千圓、都市千五百圓、町村千圓）は、これを撤廢すること。

- 三 市町村民税の賦課期日は、昭和二十二年分より四月一日（現行十月一日）に繰上げること。

第四 その他に關する事項

- 一 府縣は、内務大臣及び大藏大臣の許可を受け、別に税目を起して獨立税を課することができるものとする。
市町村は前項の獨立税に對し附加税を課することができるものとする。
- 二 東京都制の改正に伴ふ區の課税については、東京都の課することのできる税を區税として課する場合には、東京都條例の定める所に依るものとし、別に税目を起して獨立税を課する場合には、東京都の同意を要するものとする。
- 三 地方税の賦課徴收一般に關し科することのできる過料の限度を二百圓（現行二十四圓）に引上げること。
- 四 日滿地方税徴收事務共助法を廢止すること。

その二 地方分與税法に關する部分

第一 配付税全體に關する事項

- 一 配付税の繰入率及び分與率を改訂し、戦災に因る地方税の減收額を補填すると共に、地方財政需要の増加額を充足すること。
- 二 配付税の道府縣分と市町村分との割合を改訂し、財源所要額と税源配分額との調整を行ふこと。
- 三 昭和二十一年度及び昭和二十二年度に於ては、配付税の分與額は、當該年度初日（現行前年度初日）の現在に依り、各道府縣及び市町村について、これを算定することとする。

第二 道府縣配付税に關する事項

- 一 道府縣配付税中に、特別の事情のある道府縣に對し、その事情を斟酌して分與する第三種配付額を設けること。
- 第三種配付額の總額は、道府縣配付税總額の百分の五とし、その分與方法は、命令の定める所に依るものとする。

- 二 第二種配付額の分與基準である割増人口は、大都市部人口の三倍、都市部人口の二倍及び町村部人口の合算額に百五十萬を加へたものとし、國民學校児童數に依る人口割増の制は、これを廢止すること。

第三 市町村配付税に關する事項

- 一 市町村配付税中に大都市、都市、町村を通じ特別の事情のある市町村に對し、その事情を斟酌して分與する特別配付税を設け、都市配付税及び町村配付税中の第三種配付額を廢止すること。

特別配付税の總額は、市町村配付税總額の百分の五とし、その分與方法は、命令の定める所に依るものとする。

- 二 市町村配付税總額を、財政需要を標準として、大都市、都市及び町村の三ブロックに分割する場合に於ては、大都市總人口の三倍、都市總人口の二倍及び町村總人口に按分すること。

- 三 大都市配付税、都市配付税及び町村配付税中第二種配付額の分與基準である割増人口は、人口に一定數（大都市九十萬、都市四萬五千、町村三千）を加算したものとし、その加算人口は現行加算人口（大都市六十萬、都市三萬、町村二千）を五割宛増額したものとすると共に、現行の國民學校児童數に依る人口割増の制は、これを廢止すること。

- 四 大都市及び都市の區分は命令を以て定めることとする。

第四 配付税の臨時特例に關する事項

一 當分の間、道府縣配付税中に、戦災に因り税収入の減少する道府縣に對し、その減收額を標準として分與する第四種配付額を設けること。

第四種配付額の總額は、道府縣配付税總額の百分の十以内に於て、命令を以て定める額とすること。

二 當分の間、市町村配付税中に、戦災に因り税収入の減少する市町村に對し、その減收額を標準として分與する臨時特別配付税を設けること。

臨時特別配付税の總額は、市町村配付税總額の百分の二十以内に於て、命令を以て定める額とすること。



110

裏面白紙

大日本帝國政府

人

配置要領

一、五人 配置 都道府縣 一人

① 人口二〇〇万以上のもの (一〇府)

② 市町村数三〇以上のもの (各々)

③ 大都市指定府 (一〇府)

二、三人 配置 府 一人

① 人口一〇〇万未満のもの (一八府)

三、一人 配置 府 一人

① 人口一〇〇万未満のもの (一〇府)

裏面白紙

裏面あり

政
四
二
表

<p>一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十</p>	<p>一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十</p>	<p>一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十</p>	<p>一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十</p>
--	--	--	--

人

ノ

ノ

ノ

50.04 222



地裁乙第四四六号

昭和二年一月二十四日

人々深長

地裁乙



此書取の生全確保の爲に、地方職員設置
 の爲に別府の生全確保の爲に、地方職員設置
 職令(軍部)の指令部(指令)より、道庁(軍部)の指令部(指令)
 指令部(軍部)の指令部(指令)より、道庁(軍部)の指令部(指令)
 指令部(軍部)の指令部(指令)より、道庁(軍部)の指令部(指令)
 指令部(軍部)の指令部(指令)より、道庁(軍部)の指令部(指令)
 指令部(軍部)の指令部(指令)より、道庁(軍部)の指令部(指令)
 指令部(軍部)の指令部(指令)より、道庁(軍部)の指令部(指令)
 指令部(軍部)の指令部(指令)より、道庁(軍部)の指令部(指令)
 指令部(軍部)の指令部(指令)より、道庁(軍部)の指令部(指令)
 指令部(軍部)の指令部(指令)より、道庁(軍部)の指令部(指令)
 指令部(軍部)の指令部(指令)より、道庁(軍部)の指令部(指令)
 指令部(軍部)の指令部(指令)より、道庁(軍部)の指令部(指令)

裏面あり

河安本神の供燈破保へきまるといひ、昇任を承成まじり
 一 此の節は存存に職員を増すことと云ふは、別我地方に
 職員は五箇に比し、地方に極言するに、五箇を以て、
 五箇に之を極言し、上は五箇を以て、五箇を以て、
 知この事は、お工有るふるまひの申候の事である、申候
 へ。

一、地方廳職員設置案
別紙

地方廳職員設置調

種別	區分	二級官	三級官	計
事務官	事務官	五	五	一〇
	技官	五	一〇	一五
				計
				一五
				國費
				備考

二、地方廳定員配置案

府縣	北海道	青森	秋田	宮城	栃木	埼玉	東京
事務官	一						
三級官							
技官							
三級官							

防空總本部

府縣	北海道	青森	秋田	宮城	栃木	埼玉	東京	大阪	兵庫	岡山	廣島	福岡	長門	新加	神奈
事務官															
三級官															
技官															
三級官															

三、増員すべき地方廳職員の事務分擔

- (イ) 中央割當に於く各都道府縣内の家具の生産指示
- (ロ) 中央割當に於く家具生産用所要資材等供給確保並に右の現物化の指導斡旋
- (ハ) 家具生産工場を生産促進に必要な一切の指導
- (ニ) 製品の出荷輸送の指導並に關係機關との連絡
- (ホ) 生産品目の試作實施其の他の技術的指導
- (ヘ) 生産數量の確保及指定納入期日確守の爲の生産進捗状況の調査報告

四、官制公布期日

昭和二十一年九月一日の豫定

五、地方廳職員を増員する理由

聯合軍最高司令部の覺書により、進駐軍の將士家族用宿舍並に兵舎等の建設を指令して來たが、之が所要資材に關しては目下商工省に於て生産及供給確保を圖りつゝあるも特に右宿舍等の調度品中家具の生産に付ては、其の品種多數であると共に、業者の零細なものが多數あるため、従來より、中央地方共其の生産状況を把握し得ない状況であるか

防空總本部

ら、此際家具の生産、指導及び右所要原料料の供給確保に當らせる爲關係都道府縣に職員を増置し本事業完遂を期せうとするものである。

占領軍及其ノ家族用住宅ノ建設計画ニ関スル件

一九四六年三月六日附

聯合國軍最高司令部覽書

一、日本帝國政府ニ対シ約ニ萬家族ノ使用ニ供スル為ノ住宅ニ関スル要求カ本年申ニ為ナルベキコトヲ予想セラレ、此等ノ要求ハ本年申ニ逐次為サレベシ。此等ノ要求ヲ充足スル為、住宅集團ノ建設並ニ日本ノ請負業者及勞務者ヲ使用シテ現ニ実施中及実施者ノ如キ既存建物ノ補修ハ繼續セラルベシ

提供セラル、住宅ヲ聯合軍ノ使用ニ適スルモノタラシムル為、米國第ハ軍司令官ハ右ノ如キ住宅集團及既存建物ノ價補修ニ関スル計画及細目ヲ提示スベシ

二、日本帝國政府ハ住宅建設ノ要求ニ応スルタメ左記事項ヲ実施スルノ用意アルベシ

軍 需 省

- a. 必要ナル資材及製品ヲ生産スルコト
 - b. 石ノ資材及製品ヲ集積場所へ運搬スルコト
 - c. 右ノ品目ヲ建設担当者ニ交付スル迄貯藏及保管スルコト
 - d. 建設担当者ノ要求ヲ充足スル如ク資材及製品ノ生産ヲ促進スルコト
 - e. 第一項ノ要領ニ依ル全計画ヲ実施スルニ必要ナル請負業者及他ノ建設担当者ヲ定メ住宅及附帯施設ノ建設ヲ遂行スルニ必要ナル監督者並ニ勞務者ヲ集ムルコト
 - f. 補修スハ新築セラルベキ合同宿舎、住宅群及住宅集團ヲ維持シ且サレバシラ提供スルコト
- 日本帝國政府ハ本事業ノ急速ナル実施ヲ計画シ指導スル能力アル組織又ハ機關ヲ設置スハシ此ノ組織又ハ機關ハ聯合國軍最高司令部ノ代表者ト常ニ連絡シ得ルカ如キ事務所ヲ設ケ更ニ主要ア建設地若ハ

其ノ附近ニ地方部隊指揮官ト、直接連絡ニ当ルベキ
地方事務所及施設ヲ設クベシ

該機関ハ日本帝國政府ノ各省ニ於テ本工事ニ必要
ナル品目ノ生産、輸送及貯蔵並ニ勞務者ノ雇
傭及監督ヲ統轄スル最高責任者ト直結スル如
ク組織セラレハシ

住宅ニ対スル早期ノ需要ニ備ヘ最大ノ速度ヲ以テ建
設ヲ開始シ且完成スルタメ資材及製品ノ生産、
集積及貯蔵ヲ出来ル限リ速ニ開始スベシ。取得

スベキ品物ノ種類及數量ノ概要ヲ示ス資材
概算表ニ添テ添付ス。此等ノ表ハ最後のモノ
ニ非ラス軍ニ直ニ生産ヲ開始スルヲ得シメンガ為所
要ノ生産ノ概要ヲ提示スルニ止マルモノアリ。

軍需省

本文書ノ要領ニ依ル生産計畫ノ準備地実施
ノ推移状況報告ヲ毎週月曜日ニ米國第8軍
司令官ニ提出シ、且其ノ字ヲ聯合國軍最高
司令部ニ提出スベシ

特殊建築資材確保ニ要スル経費 (内務省所管)

聯合軍最高司令部ノ覺書ニ依リ進駐軍ノ將士家族
用宿舍並ニ兵舎、飛行場、建設ヲ指令シ來リシ處之ガ
所要資材ニ関シテハ目下尙エ省ニ於テ生産及ビ供給
確保ヲ圖リツ、アルモ本覺書ノ實施ニ萬全ヲ期セシ
ガ爲ニハ中央、地方ハ一層ノ緊密ナル連繫ノ下ニ特ニ
地方出先機關ノ活況ナル活動ニ俟ツコト多ク大ナルヲ以テ
仍テ左ノ経費ヲ要ス

特殊建築資材確保ニ要スル經費

(地方商工局分)

科 目	金額	區 算 分	出 算	内	
				計全年額	要求額 月割差増
臨時部	八八〇,〇〇〇	諸給與		一三七,四三〇	(二月)
一、敬費		交内諸		一三七,四三〇	(五月)
臨時地方費		待未除		六八五七一	
		費首費		六八五七一	
				四〇,〇〇〇	
				二八五七一	

特殊建設資料確保ニ要スル経費 (地方廳分)

科目	金額	算出		内		備考
		區分	分員	年度	月別	
臨時部				(7ヶ月)	(5ヶ月)	
一般費						
臨時地方費	三、四、六、二〇					
事務官				四九二〇〇	二八七〇〇	
二級				二四六〇〇	一四三三〇	
三級				一五〇〇〇	八七五〇〇	
技官				九六〇〇	五六〇〇	
二級				二四六〇〇	一四三三〇	
三級				一五〇〇〇	八七五〇〇	
賞與				九六〇〇	五六〇〇	
計				一四、四、六、〇〇	八、六、一、〇〇	
諸給與				六、三、九、六〇	三、七、三、一〇	
内國旅費				一、〇、八、四七	〇、七、四、一八七	
				三、九、四、二八七	二、三、〇、〇〇〇	
				二、三、〇、〇〇〇	一、六、四、二八七	

二級官	一〇	六〇〇	三、五〇〇	二、五〇〇
三級官	二〇	四〇〇	四、六六六	三、三三四
管内旅費			三、八〇、三、八七三	一、五八、四、五三
在員給			一、九八〇〇	八、二五〇
事務官	一五	六〇〇	五、二五〇	三、七五〇
技術官	一五	七三〇	六、三〇〇	四、五〇〇
給與			三、九六〇	一、六五〇
慰勞金			三、九六〇	一、六五〇
事務費			四〇、二〇〇	一、六七五〇
廳費			三、八七〇〇	一、六二二五
普通	三〇	一一〇	三、三〇〇	一、三三五
特別			三、五四〇〇	一、四七五〇
進費			一、五〇〇	六三五
普通	三〇	五〇	一、五〇〇	六三五
計			四、五八、二、四七七	一、九、九、三三七

計画、大要

聯合軍最高司令部、覺書ニ依リ進駐軍將士用宿舎並ニ其宿舎
飛行場、建設ハ莫大ナル資材ヲ要スルト共ニ其、品種ハ數百
ノ多キニ上ル処之ガ急速ナル生産並ニ供給、確保ヲ図ランガ
爲左記ニ依リ地方商工局及各地方廳ト緊密ニ連絡シ之ガ實
施ニ遺憾無キヲ期セントス

記

一商工省ニ於テハ主要建設資材、各種調度品資材等、需給
計画樹立、要求資材、生産計画、樹立並ニ生産指示、及製品
、出荷輸送ニ関スル關係機關ト、連絡等ニ當ルト共ニ各
地方商工局及各地方廳ヨシテ大要左ノ業務ヲ担当セシム

(イ) 中央割當ニ基キ所要、原材料、石炭、副資材等、供給確
保並ニ關係配給統制機關及關係各生産工場ニ対スル
右現物化、爲、指導

(ロ) 關係各生産工場、生産促進ニ必要ナル一切、指導特ニ指
定納期嚴守、爲、強力ナル督勵

(ハ) 製品、出荷輸送ニ関スル關係各生産工場、指導並ニ關係
機關ト、連絡

(ニ) 要求品目、試作實施其他、技術的指導

(ホ) 要求數量、確保及指定納入期日確守、爲、生産進捗
狀況、調査報告

計	大	熊	長	福	廣	岡	兵	大	京
	分	本	崎	岡	島	山	庫	阪	都
五			一					一	
一〇	一		一	一		一	一	一	
五								一	
一〇	一		一		一		一	一	

滋	愛	靜	岐	長	新	神	東	埼	枋	宮	秋	青	北	府
賀	知	岡	阜	野	潟	奈	京	玉	水	城	田	森	海	縣
						一	一						一	二
	一		一					一		一		一		三
	一		一					一			一			二
一				一	一	一	一		一					三

地方事務官、地方技官配置表

一、内國旅費算出内譯 (地方商工局分)

區	分頁枚	單價	原	額	備
津浦線旅費	110	110	110	77800	110枚(場)付月(回)旅費(入)局分 延110日(回)
連送會議出張費	100	465	465	35800	列記内訳
計				113600	總計(入)局分(入)局分(入)局分 計上額(入)局分(入)局分(入)局分

一、連送會議出張旅費内譯

區	開	日	當	宿	計	合	備
札幌-東京	船通	10日	60	甲723	934	11088	月四年十二回分
仙台-東京	船通	11日	60	甲723	934	5592	
名古屋-東京	船通	12日	60	甲723	934	5640	
大津-東京	船通	13日	60	甲723	934	5688	
廣島-東京	船通	14日	60	甲723	934	5736	
札幌-東京	船通	15日	60	甲723	934	5784	
計						55860	

一、内國旅費算出内譯 (地方商工局分)

區	分頁枚	單價	原	額	備
管内出張費	110	110	110	33500	大分(場)付月(回)旅費(入)局分 延110日(回)
計				33500	總計(入)局分(入)局分(入)局分 計上額(入)局分(入)局分(入)局分

省 及 受 付 日 月							合 議 局 及 受						
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	
送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	

案 起
 昭和二十五年 十月 七日 付
 局長
 主 査
 月 日
 月 日
 月 日

大臣 **近衛**

次官

局長

請 議 案

内務省官制
 改正す 辨明 必要ありしを 別紙勅令案を
 提出す。

めくれず

裏面あり

日	月	日	月	日	月
第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號
受	受	受	受	受	受
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日

内閣總理大臣
 年 月 日

大臣
 行

朕は、内務省官制の一部を改正する等の勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十一年十月一日

内閣總理大臣

内務大臣

勅令第 四八二號 十月一日公布

第一條 内務省官制の一部を次のやうに改正する。

第三條中「専任三十人」を「専任三十人」に、「専任九十八人」を「専任百二十一人」に改める。

第二條 内務省内臨時職員設置制の一部を次のやうに改正する。

「専任七百六十二人」を「専任七百五十八人」に改める。

附則

内務省

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

理由

會計事務促進のため、二級の内務事務官一人、三級の内務事務官十人及び都廳府縣市町村職員等の給與に關する事務その他地方公共團體職員に關する事務に従事させるため二級の内務事務官二人、三級の内務事務官十人を各増員する必要があるからである。

内務省

略
第三條

内務省(官制(抄)

内務省、左ノ職員ヲ置

明令第三十一年十月三十一日
第百五十九號

内務事務官

專任三人

一級

專任三十人

二級

略

内務事務官又ハ内務技官

專任九十八人

三級

大日本帝國政府

裏面白紙

内務部内臨時職員設置制（抄）
所管行政事務之從事セシムル為内務省之左ノ職員ヲ
置

略内務事務官
專任七百八十八人

二級

内務事務官又ハ内務技官

略
專任七百五十二人 三級

内務省

裏面白紙

疎發才三六三號

昭和二十一年九月十六日

内務大臣官房會計課長

内務大臣官房人事課長殿

會計事務促進に關する増員方について
時局の推移に伴ひ會計事務轉接せる爲之が事務の圓滑につ促進を要する必要があるもので左記の通り十月一日より本省に増員せらるる候至
忌御取り計ひ願ひたい

内務本省

二級事務官

三級事務官

一名

十名



一會計事務促進に要する経費の増加
 時局の推移に伴つて會計事務が増繁したのでこれが事務の圓滑
 且つ促進を図る要があるのでこの経費を要する

款	項	金額	年	内	款
経常費	内務本省	一八〇〇〇			
	内政関係				

備考
 本費は皆増減の経費となる

會計事務促進に要する経費の増加内訳

項目	人員	一人年額	金額	二十一年度追加費 採額(七月分)
総務課			三六,〇〇〇	一八,〇〇〇
内務課			一三,八〇〇	六,九〇〇
中務課			三,〇〇〇	一,五〇〇
庶務課			一〇,八〇〇	五,四〇〇
文書課			一六,五四〇	八,二七〇
印刷課			四,六〇〇	二,三〇〇
庶務課			六,〇〇〇	三,〇〇〇
庶務課			四,〇〇〇	二,〇〇〇
庶務課			五,九四〇	二,九七〇
庶務課			六,〇〇〇	三,〇〇〇
庶務課			六,〇〇〇	三,〇〇〇

項目	人員	一人年額	金額	二十一年度追加費 採額(七月分)
庶務課			五,六六〇	二,八三〇
庶務課			四,六一〇	二,三〇五
庶務課			一,七一〇	六〇五
庶務課			三,四〇〇	一,七〇〇
庶務課			一〇,五〇〇	五,二二五

通信運搬費 二〇,〇〇〇
同書天印刷費 一〇,〇〇〇

大日本帝國政府

地發乙第四九四號

昭和二十一年十月三日

地方局

人事課長殿



内務部内臨時職員設置制中の一部改正について
都道府縣職員及び市町村職員等の給与を政府職員に準ずる給与に改
めるために、諸般の措置を講ずる必要があるから、左の通り定員を
増加し事務の迅速的確な處理を期したので、標記の官制の改正を
數く御取計ひ願ひたい。

記

内務事務官 專任二人 二級
内務事務官 專任一〇人 三級

裏面白紙

嘱託手当	慰勞金	在 中 額 給	事 務 費	廉 費	雜 費	調 査 費	地 方 廉	諸 給 費	賜 託 手 当	軍 務 費	雜 費	調 査 費
一	七	二〇〇	三	二〇	五〇	五			九			
二,四〇〇	六,九五〇	四,二〇〇	一,三三〇	九五〇	一五〇,〇〇〇	四七三,〇〇〇			二二〇,八〇〇	二五三,二〇〇	三三,二〇〇	二三〇,〇〇〇
一,三〇〇	六,九三〇	三,一〇〇	一五二,一七〇	六一〇	一五〇,〇〇〇	六三,〇〇〇			一一〇,四〇〇	二五一,六〇〇	二一,六〇〇	二三〇,〇〇〇

内務省
一廉五〇〇円 四大廉分

課長
課付二級事務
書記室
豫算掛
決算掛
出納掛
調度掛
國有財産掛
共済掛
計

		會計課定員調	
		現在定員	増員
		二級	三級
課長	一	一	一
課付二級事務	一	一	一
書記室	一	一	一
豫算掛	四	四	五
決算掛	四	四	五
出納掛	三	三	三
調度掛	四	四	五
國有財産掛	二	二	二
共済掛	一	一	一
計	二九	二九	三六
		定員外	考
		二級	三級
		一	一
		六	一
		一	一
		四	四

(三、一、一、一)

裏面白紙

豫算樹舉務分擔

總括

內務本省、災害關係、北海道拓殖教育
地方分與稅關係（特別會計ヲ含ム）
物品取扱

治水事業費、臨時防害務費（他省關係以外）
營繕關係

道路事業費、地方商工局、
地方行政事務局、警察費

臨時補助金、政府職員給與特別指
直費、臨時補助充費

警察費連帶支辨金、切實調、商工省所管

調査部、勞務調、月別支出見込調
（總務部）

般入豫算、現目現給調
經常部補助金、月別支出見込調
（臨時部）

厚生省所管、農林省所管、
經濟部補助金

公共事業費關係、
戰災復興院所管、統計局所管
文部省所管

二

一級

三

級

內務省

決算書

人員(三級書記官)

分担事項
経費及諸規程改定
復興事業清算金及新設関係

一般會計支出決算
會計検査関係

一般會計歳入決算及諸報告
特別會計決算及諸報告

歳入歳出表

内務省

收支月次別、週報表(三級書記官)
内務省有分預算及計算、説明

支出消額、報告
内務省有分計算、説明

會計課出納掛事務分担

一、總括

- 一、俸給諸給共例規に關する事。
- 一、支拂に關する事。
- 一、警察共済組合金に關する事。

- 一、旅費規則に關する事。
- 一、歳入金及所得税に關する事。
- 一、内務職員共済組合金に關する事。

- 一、會計關係例規に關する事。
- 一、歳本金支出に關する事。
- 一、土木共済組合金に關する事。

内務省

- 一、俸給諸給與の支出に關する事。
- 一、小切手、告知書に關する事。
- 一、保管金に關する事。

調度科

奥 様

警務事務に関する事項

各種設備維持に関する事項

電信電話設備維持に関する事項

物品購入並に修繕に関する事項

自動車設備維持に関する事項

婦人の飲出に関する事項

物品出納保管に関する事項

物品出納簿及び関係書類簿記に関する事項

契約に関する事項

出立簿(最新型)に関する事項

各種帳簿に関する事項

郵便貯蓄に関する事項

内務省

(技)

國有財産掛

一 總括

一 國有財産の管理並に整理に関する事項

一 御料地讓與、國有財産の交換、寄附受納に関する事項

一 訴訟、訴訟陳情に関する事項

一 各省所管國有財産の管理に関する事項

一 國有財産増減報告書同計算書並
現在願報告書の審査、調製に関する事項

一 國有財産貸付、使用收益用途変更、用途廃止、失毀損土地の買入、收用地上權の取得に関する事項

内務省

共濟掛事務分担

<p>一 内務職員共濟組合、内務職員共濟組合 内務省支部及土木共濟組合ニ関スル 總括事項</p> <p>二 事業成績及收支決算ニ関スル事務</p> <p>三 組合員ノ療養ニ関スル診療契約ニ関 スル事務</p>		一	一	備考
<p>一 給付金支給決定ニ関スル事務</p> <p>二 内務職員共濟組合及内務職員共濟組合 内務省支部ノ各種年報、月報、審査 調製報告ニ関スル事務</p> <p>三 組合員證及家族診療券ノ出納保管 ニ関スル事務</p>		二	二	計

内務省

7-4

合議局號及受送

第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

職災補償院
 政務次官 五
 2337
 西教

大臣 齋藤
 次官

人事局長

地方局長

參與官

案起 昭和二十一年十月十日 局受
 施行 月 日
 主査

裏面あり

内閣總理大臣

内閣書記官長
 内閣副書記官長

總務課長

雜 一九
 三十一
 三十二

強裁
 次官

計量局長
 度量局長
 右大臣

法務局長

四

三三 雜
十一 一
十二 九
三二

張載

次

打...
...
...

...

70-3307

五

...

日 月
 日 月
 日 月
 日 月
 日 月

請 議 答

國土計畫官會議會定則を制定す
 必要ありしに、別紙初令案を提出す
 子。

石川議長を請ふ。

年 月 日

内閣總理大臣

内務大臣

内閣總理大臣之宛

朕は、国土計畫審議官官制を裁可し、ここにこれを公布せしめ
る。

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内務大臣

勅令第 號

国土計畫審議官官制

第一條 国土計畫審議官は、内閣總理大臣の所轄に屬し、^{（各）}國務大
臣の附屬に屬して、国土計畫（^{（以下）}戦後復興計畫を含む。）^{（以下）}國土計
畫を調査審議する。

防空總本部

審議官は、局長の専任について、關係各大臣に建議すること
かである。

第一條 審議官は、女員五十人以内で、これを組織する。

局長の定員の外必要がある場合に於いては、臨時委員を置く
ことかである。

第二條 審議官の官位を置く、委員の互選によりこれを定める。

第三條 委員及び臨時委員は、關係各官の二級以上の官又は学
校長級の地位の中より、内閣總理大臣の奏請により、内閣で、
これを命ずる。

學識経験ある者の中より用せられた委員の任期は、一年とす
る。但し、特別の事由がある場合に於いては、任期中にこれを

解任するときは
勅令による。

第五條 委員長は、官務を総理する。

官長に専断せらるるときは、委員の指名する委員か、その職務を代理する。

第六條 委員官に専門委員を置くことかである。内閣総理大臣の奏請により、内閣で、これを補する。

専門委員は、官長の命を受けて、専門の事項を調査する。

第七條 委員官は、必要かあると認めるときは、専門委員その他と認めらるる者を、^{して}官職に^{して}併用せらるることを得ることかである。

第八條 委員官は、必要かあると認めるときは、勅令を以て列し

防空總本部

て資料の提出又は説明を求めらるることかである。

第九條 委員官に幹事を置く。内閣総理大臣の奏請により、内閣で、これを補する。

幹事は、上司の指揮を受けて、庶務を並進する。

第十條 委員官に書記を置く。内閣総理大臣か、これを補する。

書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

土木官職官制は、これを改正する。

(B.4)

田

国土防衛に關する急務事項を遂行せしむるために、国土防衛
會議を改める必要があるからである。

防空總本部

(B 4)

内務省官制

第一條 内務大臣ハ地方行政、議員選舉、警察、土木、國土計畫、地方計畫、地理、出版、著作權及拓殖ニ關スル事務ヲ管理シ東京都長官、警視總監、北海道廳長官及府縣知事ヲ監督ス

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲クルモノノ外褒賞及所管行政ノ考查一般ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條 内務省ニ左ノ職員ヲ置ク

内務事務官

專任三人 一級

專任三十人 二級

内務技官

專任一人 一級

專任六人 二級 内一人ヲ一級ト爲スコトヲ得

内務事務官又ハ内務技官

專任九十八人 二級

第四條 内務省ニ左ノ三局ヲ置ク

地方局

警保局

國土局

第五條 地方局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 議員選舉ニ關スル事項

二 東京都府縣市町村公共組合ノ制度其ノ他一般ノ行政ニ關スル事項

三 東京都府縣市町村公共組合ノ財政其ノ他經濟ニ關スル事項

四 北海道ニ於ケル林野及拓殖ニ關スル事項其ノ他北海道ニ關スル事項

ニシテ他局ノ所掌ニ屬セサルモノ

第六條 警保局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 警察ニ關スル事項

二 圖書出版著作權ニ關スル事項

第七條 國土局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國土計畫、地方計畫及都市計畫ニ關スル事項

二 本省直轄ノ土木工事ニ關スル事項

三 東京都府縣經營ノ土木工事其ノ他公共土木工事ニ關スル事項

四 直轄工費及土木工費補助ニ關スル事項

五 軌道ノ特許及監督ニ關スル事項

六 河川、道路及砂防ニ關スル事項

七 公有ノ水面（港灣内ノ水面ヲ除ク）及水流ニ關スル事項

八 土地收用ニ關スル事項

九 地理調査ニ關スル事項

第八條 内務省ニ監察官ヲ置キニ級ノ内務事務官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ

ヲ承テ行政ノ實況ヲ監察ス

第九條 内務大臣ハ必要ニ應シ土木出張所又ハ土木試験所ヲ置キ直轄土木

工事並河川、道路及砂防ノ調査試験等ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコト

ヲ得

土木出張所又ハ土木試験所ニ所長ヲ置キ一級又ハ二級ノ内務技官ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 内務省ニ地理調査所ヲ置キ國土ノ測量及地圖ノ調製等ニ關スル事

務ヲ掌シム

地理調査所ニ所長ヲ置キ一級又ハ二級ノ内務技官ヲ以テ之ニ充ツ

附則

本令ハ明治三十一年十一月一日ヨリ施行ス

臺灣事務官制及明治二十七年勅令第六十六號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

附則（大正九年勅令第三百六十八號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ警保局事務官ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサル
トキハ内務事務官ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

附 則 (昭和十八年勅令第八〇四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前發生セタル災害ニ因ル者舊災害土木ニ關スル事務(遺囑ニ事ニ
係ルモノヲ除ク)ニ付テハ運輸通信省官制第一條ノ規定ニ拘ラス仍從前ノ
例ニ依ル

附 則 (昭和二十年勅令第五百二號)抄

本令ハ昭和二十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

陸地測量部令ハ之ヲ廢止ス

裏面あり

土木會議官制

(昭和八年八月)
勅令第二百二十五號

第一條 土木會議ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ道路河川港灣其
ノ他土木ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

土木會議ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 土木會議ハ議長一人及議員四十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時議員ヲ置クコトヲ得

第三條 議長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

議員及臨時議員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 議長ハ會務ヲ總理ス

議長事故アルトキハ内務大臣ノ指名スル議員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 土木會議ニ道路部會河川部會及港灣部會ヲ置ク

部會ニ部會長ヲ置ク議長之ニ當ル

議員及臨時議員ノ所屬部會ハ議長之ヲ指定ス

議長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ二部會ノ合同會議ヲ開クコトヲ得

第六條 議長ニ於テ特ニ總會ヲ開クノ必要アリト認メタル場合ヲ除クノ外部

會又ハ合同會議ノ議決ヲ以テ土木會議ノ議決トス

第七條 土木會議ニ幹事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
幹事ハ議長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條 土木會議ニ書記ヲ置ク内務大臣之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

送	受	及	第	局	議	台	日	月	付	送	及
第	第	第	第	第	第	第					
送	受	送	受	送	受	送	受	送	受	送	受
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

局長
發 1 號
21 1 7

案

昭和二十年十二月廿七日 局受
第 日 號
一月 日

決判 月 日文書課長 施行 一月 七日

大臣
次 官

国土局長

主 査計畫課長

事務官

地方局長

文書課長

事務課長

政務次官

査與官

査査委員

請 議 案

規程 115

504

15/

裏面あり

日	月	第
第	第	第
送	送	送
月	月	月
日	日	日

番號

國土計畫審議會設置ニ関スル件
 時勢ノ進運ニ稽一國家再建ノ方途ヲ講
 ズル爲ニ先以テ國土ノ綜合的經營計畫ヲ
 樹立シ之ヲ基準トシテ國力ノ涵養及民生ノ
 安定ヲ圖ルノ要切ナルモノアリ之が基本計画
 一審議榜案トシテ國土計畫審議會ヲ
 設置セントス仍テ別紙國土計畫審議
 會ノ官制案ヲ提出ス
 右閣議ヲ請フ

昭和

年月日

内務大臣

内閣總理大臣宛

理由書別紙
通

朕爾土計審議會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御號

昭和 年 月 日

内務總長大臣

内務大臣

勅令第 號

國土計審議會官制

第一條 國土計審議會(以下審議會ト稱ス)ハ内務大臣ノ監督ニ
屬シ内務大臣長ノ提議依行政廳ノ諮詢ニ應ジテ國土計審並地方計
畫ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

内務省

審議會ハ前項ノ事項ニ付請依行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二條 審議會ハ會長一人及委員^三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項定員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

委員及臨時委員ハ關係各縣知事官、貴族院議員、衆議院議員及學

識経験アル者ノ中ヨリ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條 貴族院議員、衆議院議員及學識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラ

レタル委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任

期中之ヲ解任スルコトヲ得ケス

第五條 會長ハ會和ヲ提議ス

曾女事故アルトキハ曾女ノ指名スル委員長ノ職ヲ代理ス

如不該 審議官ニ辭命ヲ返ク

評事ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

評事ハ曾女ノ指揮ヲ承ケ職務ヲ受命ス

第七條 審議官ニ命命ヲ返ク

曾女ハ内務大臣之ヲ命ス

曾女ハ上司ノ指揮ヲ承ケ職務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工本費職員制ハ之ヲ廢止ス

内務省

本邦ノ基礎的安堵ニシテ境下ノ急務タル救災復興対策ノ指針亦並ニ
 付スベク民生ノ安定地シテ付ツベキナリ
 故テ在來ノ土不管理ヲ救済的ニ解消シ朝夕ニ各縣關係員及民間有志
 者ヲ以テ組織スル同志討議會設置ヲ中央ニ設置シ之ヲ活用ナル意旨
 ヲ明セントスルニ由ル

内務省

國土計畫審議會運營要領

一 目標

國土計畫審議會ニ於テ國土計畫並ニ地方計畫ニ關スル重要事項ノ企画立案及之ガ審議ニ當リ其ノ企圖ノ目標ヲ左ノニトス

一 應急的目標 (戰災復興對策)

二 恒久的的目標

二 應急的目標

國土計畫の見地ヨリ戰災都市復興上考慮スル重要事項

一 戰災都市ニ於ケル人口ノ決定

戰災都市ニ於ケル計畫人口ハ罹災前ニ於ケル都市人口ヨリ相當數減少スルヲ目標トシ恒久的目標ノ面ト併セ考慮スルコト

二 復負工業及學園ノ抑止

復負工業學園ノ戰災都市ヨリノ復歸ヲ極力抑制シ出來得ル限リ地方園地ニ再配置スルコト

特ニ學園ノ地方園地ノ再配置ニ付テハ軍港軍都ニ於ケル軍用施設ノ利用ニ付特ニ考慮スルコト

三 疎開者ノ地方定住

疎開者ノ戰災都市ヘノ復歸ニ関シテハ木材豐富ナル地方ニ建材工業等ヲ配置シ又ハ移出工業ノ立地等ヲ考慮シ地方ニ出來得ル限リ疎開者ヲ定着セシムルコト

三 恒久的的目標

一 大都市ヲ對象トシテ

一 人口ノ再配分 (人口限度ノ決定)

二 工業ノ再配分

三 學園ノ再配分

四 復負工業及學園ノ抑制

本既存工業及學園ノ誘出

(一) 地方都市ヲ對象トシテ

1. 地方中小都市ト農村トノ再組織

2. 地方中小都市ノ経営ノ活性化

3. 生活品工業ノ再配分

4. 農地開発

5. 水力発電施設関係

6. 観光事業計畫

(二) 全面的ニ

1. 交通調整

2. 國府縣道ノ能率化

交通整理、都市ヲ迴線ノ配布

3. 可航水路ノ改修

4. 府縣道路ノ調整

大日本帝國政府

內務省官制

第一條 內務大臣ハ地方行政、議員選舉、警察、土木、國土計畫、
地方計畫、都市計畫、地運、山嶺、著作權及特種ニ關スル事務ヲ
管理シ東京都長官、警視總監、北海道廳長官、樺太廳長官及府縣
知事ヲ監督ス

內務大臣ハ朝鮮總督府及臺灣總督府ニ關スル事務ヲ統理ス

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ拘クルモノノ外褒賞及所管行政ノ

考査一取ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條 內務省專任書記官ハ十六人ヲ以テ定員トス

第四條 內務省ニ左ノ四局ヲ置ク

- 地方局
- 警保科
- 國土科
- 管理局

裏面白紙

大日本帝國政府

第五條 地方局ニ於テハ左ノ事ヲ掌ル

- 一 國境邊界ニ關スル事項
 - 二 東京都府縣市町村公共組合ノ制度其ノ他一般ノ行政ニ關スル事項
 - 三 東京府府縣市町村公共組合ノ財政其ノ他經濟ニ關スル事項
 - 四 陸海軍ニ關スル事項
 - 五 北海道ニ於ケル林野及拓殖ニ關スル事項其ノ他北海道ニ關スル事項ニシテ府縣ノ所掌ニ屬セザルモノ
 - 六 樺太ニ於ケル拓殖ニ關スル事項其ノ他樺太ニ關スル事項ニシテ府縣ノ所掌ニ屬セザルモノ
- 第六條 警保局ニ於テハ左ノ事ヲ掌ル
- 一 行政警察ニ關スル事項
 - 二 高等警察ニ關スル事項
 - 三 圖書出版及著作權ニ關スル事項

裏面白紙

大日本帝國政府

- 第七條 國土局ニ於テハ左ノ事ヲ掌ル
 - 一 國土計畫、地方計畫、都市計畫ニ關スル事項
 - 二 本省直轄ノ土木工事ニ關スル事項
 - 三 東京府府縣廳營ノ土木工事其ノ他公共ノ土木工事ニ關スル事項
 - 四 直轄工費及土木工費補助ニ關スル事項
 - 五 軌道ノ特許及監督ニ關スル事項
 - 六 河川、道路及砂防ニ關スル事項
 - 七 公有ノ水面ハ陸域内ノ水面ヲ除ク一及水流ニ關スル事項
 - 八 土地收用ニ關スル事項
 - 九 地籍調査ニ關スル事項
 - 第八條 管理局ニ於テハ朝鮮總督府及臺灣總督府ニ關スル事
 - 第九條 削除
 - 第十條 内務省ニ專任内務事務官十人及專任内務事務官四人ヲ置ク

裏面白紙

大日本帝國政府

奏任トス上官ノ命ヲ承ケ奉旨ニ従事ス
 第十一條 内務省ニ專任監査官一人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ
 地方行財政ノ監査ニ關スルコトヲ掌ル
 第十一條ノ二 内務省ニ專任調査官四人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ
 承ケ調査ヲ掌ル
 第十二條 内務省ニ專任役師八人ヲ置ク内一人ヲ初任ト爲スコトヲ
 侍
 内務省ニ專任職及專任役手ヲ遣シテ百三十六人ヲ置ク
 第十二條ノ二 内地大臣ハ必要ニ應ジ土木出張所又ハ土木試験所ヲ
 置キ直轄土木工事並河川、堤防及砂防ノ調査試験寺ニ關スル事務
 ヲ分掌セシムルコトヲ侍
 土木出張所又ハ土木試験所ニ所長ヲ置キ技師ヲ以テ之ニ充ツ
 第十二條ノ三 内務省ニ地理調査所ヲ置キ國土ノ測量及地圖ノ調製

裏面白紙

大日本帝國政府

寺ニ關スル事務ヲ掌ラシム
地理調査所ニ所長ヲ置キ内務省高等官ヲ以テ之ニ充ツ

附 則

第十三條 本令ハ明治三十一年十一月一日ヨリ施行ス

兼務事務局長官制及明治二十七年勅令第六十六號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

附 則 (大正九年勅令第三百六十八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ兼務局長官ノ職ニ任ル者列ニ許令書ヲ交付セラレサルトキハ内務省高等官ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

附 則 (昭和十八年勅令第八百四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前發生シタル災害ニ因ル被害土木ニ關スル事務ハ直轄工事ニ係ルモノヲ除クニ付テハ逕信通信省官制第一條ノ規定ニカ

裏面白紙

大日本帝國政府

ラズ仍前ノ例ニ依ル

裏面白紙

土木會議名簿

(昭和十二年七月十三日現在)

官	職	氏	名	住	所	電	話	番	號
內務大臣		馬場	鑓一	芝區二本榎町二ノ二三		高	輪	四	八八

議長

議員

議席番號	所屬部會	官	職	氏	名	住	所	電	話	番	號
一	河川、道路	內閣書記官長		風	見	麴町區永田町二ノ一		銀	座	五	〇一八
二	同	法制局長官		瀧	正	麻布區笄町一〇六		赤	坂	四	二一〇
五一	同	內閣東北局長		桑	原	神奈川縣鎌倉町木座土河原一〇一		鎌	倉	七	四七
一一	同	內務政務次官		勝	田	芝區下高輪町四八		高	輪	四	八、一九〇
五七	同	內務次官		廣	瀬	澁谷區綠ヶ丘一六		青	山	三	七、二三七
九	同	內務參與官		木	村	豐島區目白町四ノ四三		大	塚	三	、四九四
三一	同	內務省地方局長		坂	千	牛込區藥王寺町四五		牛	込	三	、二〇八
五六	同	內務省土木局長		赤	松	澁谷區原町三六		高	輪	二	、三六〇
五五	同	內務技監		辰	馬	牛込區辨天町一五六		牛	込	三	、八一三

四八	同	社會局長官	大村清一	板橋區板橋町三ノ五九六ノ三	大塚	七、一〇〇
一四	同	大藏次官	石渡莊太郎	小石川區籠籠町一二五	大塚	九〇三
三八	同	大藏省主計局長	谷口恒二	四谷區三光町八	四谷	六、〇七〇
四六	同	陸軍次官	梅津美治郎	麴町區五番町一三	九段	二、三六八
一〇	同	海軍次官	山本五十六	赤坂區靈南坂町一七	赤坂	一、二九〇
一八	同	農林次官	戸田保忠	小石川區林町三六	大塚	三、五三〇
二二	同	商工次官	村瀬直養	本郷區駒込林町一九六	小石川	五、六五〇
二八	同	逓信次官	平澤 要	麴町區永田町二ノ六七	銀座	五、三三〇
四五	同	鐵道次官	喜安健次郎	品川區大井鹿島町三、〇五一	大塚	一、〇三三
三五	同	東京府知事	館 哲二	品川區上大崎長者丸二七〇	高輪	五、〇五八
三一	同	神奈川縣知事	半井 清	横濱市中區紅葉ヶ丘	長者	一〇〇
三	同	貴族院議員	水野鍊太郎	芝區白金猿町六一	高輪	一八〇
四三	同	同	塚本清治	淀橋區戸塚町三ノ三八二	牛込	四、四六
三二	同	同	細川護立	小石川區高田老松町七六	牛込	四、七五〇
一二	同	同	有吉忠一	澁谷區代々木大山一、〇五〇	四谷	四、三三〇
四	同	同	子爵曾我祐邦	澁谷區西大久保三ノ一四八	四谷	五、〇六
二六	同	同	子爵裏松友光	澁谷區代々木山谷一六九	四谷	七〇二

七	同	衆議院議員	男爵伊江朝助	中野區高根町三〇	中野	二、一九〇
一七	同	同	小山谷藏	本郷區向ヶ岡彌生町三	小石川	二、〇八二
三〇	同	同	金光庸夫	澁谷區猿樂町三一	青山	三、二一
三六	同	同	出井兵吉	埼玉縣北埼玉郡須影村	青山	八〇六
二七	同	同	中井川 浩	牛込區余丁町九六	四谷	七、二七四
三七	同	同	清瀬 一郎	麴町區紀尾井町三	九段	五五〇
二〇	同	同	松田喜三郎	小石川區江戸川町一八	小石川	三、五三〇
三九	同	同	田中 好	杉並區天沼一ノ二七九	荻窪	三、五二八
一六	同	同	原田 眞	山口縣長府町		
五二	同	同	中川吉造	牛込區若松町二二一	牛込	一、八〇一
五四	同	同	池田 宏	澁谷區原宿三ノ三五三	青山	一、六四二

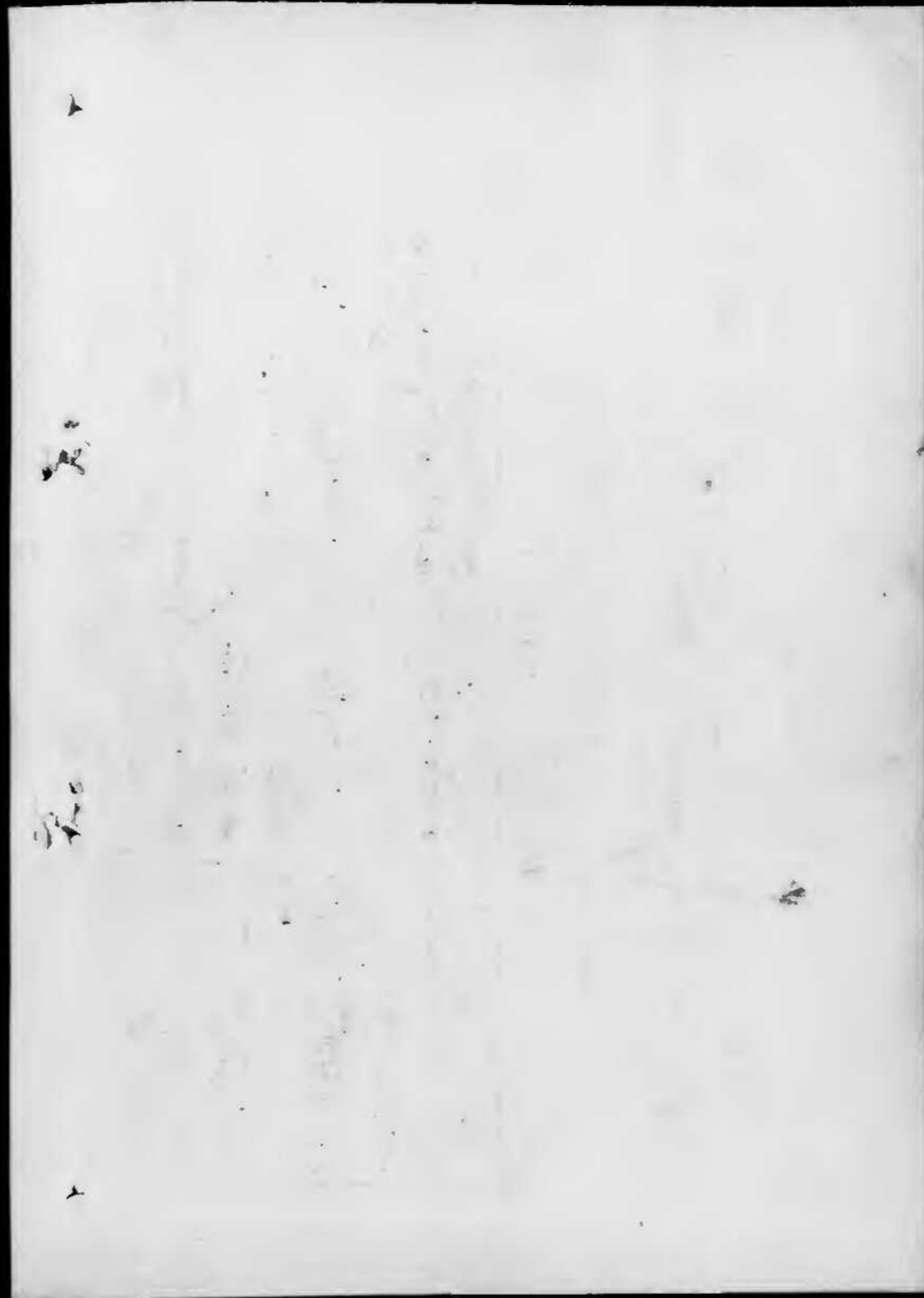
臨時議員

議席番號	所屬部會	官職	氏名	住 所	電 話 番 號
一五	港 灣	資源局事務官	植村甲午郎	澁谷區千駄ヶ谷三ノ四九六	青山 36, 六、一三七
一九	河 川	帝室林野局長官	三矢宮松	豊島區目白町四ノ四三	大塚 一、〇〇三

四九	河川、道路、港灣	內務省警保局長	安倍源基	麴町區車町一三ノ一	九段33、三〇四
一三	同	內務省衛生局長	挾間茂	牛込區藥王寺町四五	牛込34、五、五六八
六	港灣	大藏省主稅局長	大矢半次郎	世田ヶ谷區代田二ノ二、三ノ一	松澤三、六〇九
二九	道路、港灣	陸軍少將	塚田攻	淀橋區下落合四ノ一、六〇五	落合長崎二、四三二
八	港灣	海軍少將	太田垣富三郎	赤坂區青山南町五ノ三五	青山36、一、三八二
二二	河川	農林省農務局長	小濱八彌	中野區住吉町四四	四谷35、四、四四五
四一	同	農林省山林局長	原辰二	澁谷區榮町通一ノ三二	青山36、三、九二〇
五〇	河川、港灣	農林省水產局長	三宅貞士郎	牛込區西五軒町七	牛込34、二、〇二三
四四	河川	逓信省電氣局長	大和田梯二	澁谷區代々木大山一、〇七一	四谷35、二、二二二
三四	港灣	逓信省管船局長	小野猛	本郷區西片町一〇イノ四六	小石川35、一、二一〇
四〇	道路	鐵道省運輸局長	新井堯爾	大森區新井宿二ノ一、五八八	大森二、六五〇
二五	河川、道路、港灣	鐵道省工務局長	山田隆二	大森區山王一ノ二、六九七	大森八四二
四七	港灣		三橋信三	品川區五反田五ノ六〇	高輪44、三、七八八
五	同		太田丙子郎	兵庫縣武庫郡本庄村青木五三	御影三、一二八
四二	同		渡邊水太郎	赤坂區台町一八	赤坂40、二、三七〇
三三	同		加藤直法	芝區車町三五	高輪44、五、三〇三
五三	同		田島房太郎	兵庫縣武庫郡精進村打出字下宮塚四	芦屋二、二一〇

幹事

官	職	氏名	住所	電話番号
內務書記官	大臣官房人事課長	新居善太郎	麴町區外櫻田町一	銀座57、三、二〇二
內務書記官	土木局河川課長	中野與吉郎	澁谷區千駄ヶ谷二ノ四五〇	青山36、七、六五〇
內務書記官	土木局道路課長	阿部邦一	荏原區中延町一〇七一	高輪44、六、〇〇九
內務書記官	土木局港灣課長	石井政一	杉並區西萩窪一ノ七八	荏窪四、四七六
內務技師	土木局第一技術課長	鈴木雅次	大森區田調布三ノ九一	田調布二、七三四
內務技師	土木局第二技術課長	佐藤利恭	杉並區天沼一ノ二七九	荏窪二、三九二



- 一 國土計畫審議會運營に關する覺書
- 二 國土計畫審議會の委員、幹事、書記の詮衡及び一般庶務の準備行為は内務省、戦災復興院兩者協議の上これを行ふこと。
- 三 國土計畫の策定に關する審議會の運營は内務省がこれにあたるものとすること。但し國土計畫策定事項中、戦災都市復興計畫に關する事項に付ての審議會の運營は内務省、戦災復興院兩者協議の上これにあたるものとすること。
- 四 戦災地の市街地計畫に關する審議會の運營は戦災復興院がこれにあたるものとすること。但し國土計畫に關する事項に付ての審議會の運營は戦災復興院、内務省協議の上これにあたるものとすること。本覚書はこれを参通作製し各一通を保有する。

昭和二十一年十月十二日

法制局長官

内務次官

戦災復興院次長

国土計書審議會運営に關する御見書

に付ての諒解事項

- 一 事務取扱上御見書一及二の但書に付ては内務省事務當局が、御見書三の但書に付ては戦災復興院事務當局が各原案を複製し相互に十分打合せの上、これを執行ふものとする。

本諒解事項は、これを二通複製し各一通を保有する。

昭和二十一年十月十二日

内務省 国土局長

戦災復興院計畫局長

昭和二十一年度国土計畫画審議会
 二要之経費

科	目	員数	單價	金額	摘要
臨時部	臨時諸要務費			20,000	
	一般費			17,520	
臨時諸要務費	諸統興			10,000	
	内國旅費			7,520	
	總興			120	
	委員長手当	1	120	120	
	委員手当	40	100	4,000	
事務費	幹事手当	26	100	2,600	
	書記手当	10	100	1,000	
廳費				18,000	
雜費				680	
大日本帝國政府					
委員會十年大回幹事會					
第十回計十一回					
一四一〇〇月					

別紙を内務省へ送付し、
 取しつゝあり。

十月十日

内務省 保身課

内務省 保身課 長官

別紙は、
 送付し、
 取しつゝあり。

170

裏面白紙

乙第 三三七 號

昭和二十一年十月十日

内務大臣 大村 清



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

國土計畫審議會官制を制定する必要があるので別紙勅令案を提出する。

右閣議を請ふ。

内甲 九三

内務省

國土計画法審議會委員案

委員

- 長馬謙藏 (土木關係、元内務技監)
 - 諸井貞一 (工業一般、秋父也、下常務)
 - 村上龍太郎 (農業一般、開拓協會會長)
 - 高田保馬 (人口一般、前民族研究所長)
 - 田辺忠男 (國土計畫經濟學、元東大教授)
 - 河原春作 (文教一般、樞密顧問官)
 - 村上義一 (交通一般、元運輸大臣)
 - 加藤武史 (史學、東大名譽教授)
 - 笠原敏郎 (建築)
 - 田代壽雄 (鉱業)
 - 赤木朝治 (社会政策)
 - 石川一 (即) (日本産業協議會)
- 内務省
- 新井章治 (日本放送電)
 - 柳川宗左 (全國農業者會)
 - 徳川宗敬 (國土計画法協會)
 - (商工會議所中央機關公表)
 - 潮 惠之助 (都市計画法協會)

貴族院議員
衆議院議員

五名
一名

- 内閣副書記官長
- 法制局次長
- 經濟安定本部第一部長
- 戰災復興院次長
- 戰災復興院政務官二名
- 内務政務次官

臨時委員

内務省 官
 大藏省 官
 文部省 官
 農林省 官
 商工省 官
 運輸省 官
 遞信省 官
 戰災復興院 官
 内務省 國土局長

有澤廣巳 (經濟學、東大教授)
 金森我之 (土木、係九州土木事務所長)

内務省

戸田貞三 (社会学、東大教授)
 野田卯一 (大藏省主計局長)
 邵祐一 (内務省地方局長)
 末畑精一 (農業經濟、東大教授)
 梶原忠嘉 (農林省、農林省長)
 松尾邦松 (都市問題)
 矢部三志郎 (林業、日本林業會理事長)
 井出正孝 (水産、水産研究會會長)
 片岡直方 (供給施設、瓦斯、貴院)
 河口協介 (供給施設、水道、水道協會副會長)
 進藤武左衛門 (南東配電理事)
 折下吉延 (公園都市計画協合理事)
 岸田口出 (建築、東大教授)
 鈴木雅敏 (港湾、元内務次監)

榎木寛之 (都市計画)
 田中清玄 (三幸建設工業)
 赤木正雄 (治水砂防協会)
 杉本正幸 (貴州友元勸銀理事)
 三村和義 (纖維協会会長)
 田中清一 (富士製作所社長)
 高田寛 (日本交通公社)
 辻村太郎 (工学、東大教授)

内務省

五

第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

發北第250
21 9. 19

甲

昭和二十一年九月十九日
判決
昭二十一年九月十九日
主任 内務省 鈴木行政課長

大臣了

次官

地方局長

主任 行政課長

請議案

文書課長
審査委員

地方制度調査會官制に關する件

改正憲法の施行及び府縣知事等の身分

裏面あり

日 月 年
 日 月 年
 日 月 年
 日 月 年

徹底的な文化を画するに

公更とするに伴い、現行地方制度全般に亘り

根本的改革を加へると共に大都市における特別

制度を確立するに調査會を設置し、現行地方

制度を全面的に調査検討して速に成案を得る

必要があるに、別紙勅令案を提出する。

右閣議を請ふ

年月日

内務大臣 氏名

内閣總理大臣 宛

自治振興口下

規格 B. 5

196

裏面白紙

勅令第四六二 地方制度調査会官制

第一條 地方制度調査会は、内務大臣の所轄とし、その諮問に應じて、地方行政の調査に關する事項を調査審議する。

第二條 調査會は、委員二十人以内でこれを組織する。

第三條 委員及び臨時委員は、内務大臣の奏請により、内閣でこれを命ずる。

第四條 調査會に會長及び副會長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第五條 會長は、會務を總理する。副會長は、會長を輔佐し、會長不在のときは、會務を代理する。

第六條 會長は、必要に應じ、調査會に都會を置き、その所管事項を分掌させることができる。

防空總本部

都會に都會長を置き、會長の指名する委員を以てこれに充てる。都會所屬の委員は、會長がこれを指名する。

第七條 調査會に幹事を置き、内務大臣の奏請により、内閣でこれを命ずる。

幹事は、上司の命を承けて、庶務を整理し、會議事項について調査及び立案を掌る。

第八條 調査會に書記を置き、内務大臣がこれを命ずる。書記は、上司の指揮を承けて、庶務に従事する。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

地方制度調査会官制 第十月 公布

勅令第 九 號

地方調査調査官官制案

昭和二十一年九月五日

第一條 地方調査調査官は、内務大臣の管理に属し、その管轄に属して、地方行政の調査に關する事項を調査整理する。

第二條 調査官は、委員五十人以内でこれを組織する。

特別の事項を調査整理するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第三條 委員及び臨時委員は、内務大臣の奏請により、内閣でこれを命ずる。

第四條 調査官に會長及び副會長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第五條 會長は、會務を領導する。

會長に事故があるときは、副會長が、その職務を代理する。

第六條 會長は、必要に應じて調査官に會を置き、その所管事項を分掌させることができる。

防空總本部

第七條 調査官に幹事を置き、内務大臣の奏請により、内閣でこれを命ずる。

幹事は、上司の命を受け、職務を整理し、會務事項について調査及び立案を掌る。

第八條 調査官に書記を置き、内務大臣がこれを命ずる。

書記は、上司の指揮を受け、職務に従事する。

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

大日本帝國政府

理由

改正憲法の施行及び府縣知事等の身分を公吏とするに
 伴ひ、現行地方制度の全般に亘り根本的改革を加へると
 共に大都市における特別制度を確立するに、調査會を設置
 し、現行地方制度を全面的に調査検討して速に成案を得る
 必要があるからである。

裏面白紙

Local System Inquiry Commission

Imperial Ordinance, No.

Article 1. The Local System Inquiry Commission shall, under the jurisdiction of the Minister of Home Affairs and at his request, investigate and deliverate on matters relating to local administration.

Article 2. The Commission shall be composed of commissioners less than 50 in number.

Temporary commissioners may be appointed, if necessary for investigation and deliberation of special matters.

Article 3. Commissioners and Temporary Commissioners shall be appointed by the Cabinet upon the recommendation of the Minister for Home Affairs.

Article 4. There shall be a President and a Vice President in the Commission, to be chosen by mutual election from among the Commissioners.

Article 5. The President shall preside over the affairs of the commission.

The Vice President shall assist the President; and in case of the latter's disability, shall act in his place.

Article. 6. The President may set up in the Commission such Divisions as are required, and allocate the affairs to them.

Each Divisions shall have a Director, who is nominated by the President from among the Commissioners.

The members for each Division shall be nominated by the President.

031

裏
面
白
紙

Article 7. There shall be Secretaries in the commission, to be appointed by the Cabinet upon the recommendation of the Minister of Home Affairs.

The secretaries shall under the direction of their superiors dispose of miscellaneous affairs.

Article 8. There shall be Clerks in the Commission, to be appointed by the Minister of Home Affairs.

The Clerks shall under the direction of their superiors take charge of miscellaneous affairs.

Supplementary Rule

The present Imperial Ordinance shall come into effect as from the day of its promulgation.

裏
面
白
紙

地方制度調査會官制

勅令第 四七二 號

十月九日

第一條 地方制度調査會は、内務大臣の所轄に属し、その職務に關して、地方行政に關する事項を調査審議する。

第二條 調査會は、委員五十人以内でこれを組織する。

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第三條 委員及び臨時委員は、内務大臣の奏請により、内閣でこれを命ずる。

第四條 調査會に會長及び副會長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第五條 會長は、會務を整理する。

副會長は會長を補佐し、又、會長に事故があるときは、副會長が、その職務を代理する。

第六條 會長は、必要に關して調査會に調査員を置き、その事務は調査員

分掌させることができる。

調査員は調査員を置き、會長の指名する委員を以てこれに充てる。

調査員は、調査員を置き、會長がこれを指名する。

第七條 調査會に幹事を置き、内務大臣の奏請により、内閣でこれを命ずる。

幹事は、上院の命を受けて、職務を整理する。

第八條 調査會に書記を置き、内務大臣がこれを命ずる。

書記は、上院の命を受けて、職務に従事する。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

省及受付年月日 合議局 及受

第 第 第 第 第 第 第

號 送受	號 送受	號 送受	號 送受	號 送受	號 送受	號 送受	號 送受
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日



甲乙ノ種類

昭和二十一年十月十八日 付局受 月第 日第 局送 月 日

決行 日文書課長 施行

大臣 次官 大臣局長

請議案

東京都官制の一部を改正する等の案
要があるのを別紙勅令案を提出する。
右閣議を請ふ。

年 月 日 大臣

規格 H5

341

183

裏面あり

月
日
時
分
秒
年
月
日
時
分
秒

内閣總理大臣宛

照は、東京府官制の一部を改正するに依り、東京府官制を
裁り、之に依り、之を公布せしむる。

昭和 年十一月二日
内閣總理大臣
内務大臣

勅令第五二二號

東京府官制の一部を次の如く改正
する。

第一條中、專任四百八十人、を、專任四百八十
七人に改めしむ。

第二條中、專任四百四十八人以内、を、專任四
百五十二人以内と改めしむ。

内務省

第三條中、專任四百二十人、を、專任四百二十一人
と改めしむ。

第四條中、專任二百二十三人以内、を、專任二百二十四人
以内と改めしむ。專任二百二十一人以内、を、專任二百二十二人
以内と改めしむ。

第五條 地方官官制の一部を次の如く改正する。
第一條中、專任九千八百五十八人、を、專任九千九
百二十一人と改めしむ。

第二條中、專任千四百十人以内、を、專任千四百十三
人以内と改めしむ。專任四千三百八十七人以内、を、專任四千
五百二十一人以内と改めしむ。專任二萬七千四百十二人以内、を
二萬八千九百九十九人以内と改めしむ。

第四條 都府縣等臨時職員等酌量制の部
を次の如くに改定する。

第一條中「專任三十三人」を「專任三十八人」に、「專任
八人」を「專任十二人」に、「專任二百六十八人」を「專任
二百九十二人」に改める。

第一條ノ三中「專任三十九人」を「專任四十二人」に、
「專任百三十七人」を「專任百三十九人」に、「專任
二千百七十九人」を「專任二千百八十七人」に改め
る。

第一條ノ四第一項中「專任二百九十八人」を「專任
六百二十九人」に、「專任百六十八人」を「專任二百十
一人」に、「專任二千四百八十三人」を「專任二千
七百二十四人」に改める。

第五條 都府縣計畫課長及倉庫官制の十部を以下の
内務省

に改定する。

第十七條 第一項中「專任十九人」を「專任三十三
人」に、「專任七十七人」を「專任百五十一人」に、「專任
六十七人」を「專任六十七人」に、「專任一百三人」を「專
任二百十五人」に改める。

附則

この勅令は、公布の日より、これを施行する。

理由

府縣に於て一級土木事業の増加に伴って土木関係事務
 に従事する二名の地方事務官を十七人ない地方事務官
 十人ないに三名の地方事務官又は地方事務官又は自
 を、聯合軍國最要司令官の要求に基き、勤労統計調査
 事務に従事する三名の地方事務官及び四十二人を、聯合軍
 の軍舎の管理その他事務に充てられ、防衛の軍務に備は
 るの調査に關する事務に従事する二名の地方事務官及び
 官白木打車人も、交通要路の旅行に伴ひ、交通要路の
 警備に關する事務に従事する二名の地方事務官及び
 を、中衛軍訓練の旅行に伴ひ、北の事務に従事する
 二名の地方事務官及び三十一人ない三名の地方事務官
 人を、海軍の防衛機構を要し備するに、二名の地方事務
 官及び三十一人の地方事務官四十二人を、歳後及び
 免除に關する事務に従事する二名の地方事務官及び
 水産事業用自伐薪炭に關する事務に従事する二名の地
 方事務官一人を、傷病兵衛生の増進に關する事務に
 従事する二名の地方事務官十四人ない三名の地方事務
 人を、衛生事業の調査に關する事務に従事する二名の
 地方事務官一人を、地方事務官一人を、地方事務官
 六十二人を、地方事務官に任ずるに、地方事務官
 事務及び二名ない三名の地方事務官十人を、地方事務
 官に任ずるに、地方事務官一人を、地方事務官一人を、
 地方事務官一人を、地方事務官一人を、地方事務官
 地方事務官十四人及び地方事務官五人を、地方事務
 官及び二十一人ない地方事務官十人を、地方事務官
 するに、地方事務官一人を、地方事務官一人を、

内務省

地方社職員名簿内訳表

氏名	現在定員	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	その他
		勤労局長	特別民生委員	労働委員	労働委員	労働委員	労働委員	労働委員	労働委員	労働委員	労働委員	労働委員

東京市官制第一條

東京市官制第一條	東京市官制第一條	東京市官制第一條	東京市官制第一條	東京市官制第一條	東京市官制第一條	東京市官制第一條	東京市官制第一條	東京市官制第一條	東京市官制第一條	東京市官制第一條	東京市官制第一條	東京市官制第一條
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

北海道官制第一條

北海道官制第一條	北海道官制第一條	北海道官制第一條	北海道官制第一條	北海道官制第一條	北海道官制第一條	北海道官制第一條	北海道官制第一條	北海道官制第一條	北海道官制第一條	北海道官制第一條	北海道官制第一條	北海道官制第一條
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

第一條之二 (地方官)

地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

地方官制第一條

地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條	地方官制第一條
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第二條 (地方官)

地方官制第二條	地方官制第二條	地方官制第二條	地方官制第二條	地方官制第二條	地方官制第二條	地方官制第二條	地方官制第二條	地方官制第二條	地方官制第二條	地方官制第二條	地方官制第二條	地方官制第二條
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

めくれず

裏面白紙

地方社職員数		名	現在定員	一 二 三
東京都官制第一條		三	四八六	第一條(二)
地方官制第一條		三	四〇四八	第一條(一)
北海道官制第一條		三	四〇四八	第一條(一)
地方事務官		三	四〇四〇	
地方官制第一條		三	九八五八	
地方事務官		三	一一一〇	
地方事務官		三	四三八七	
地方事務官		三	二七一一二	

地方事務官	三	四〇四〇
地方官制第一條	三	九八五八
地方事務官	三	一一一〇
地方事務官	三	四三八七
地方事務官	三	二七一一二
地方事務官	三	四〇四八
地方事務官	三	四〇四〇
地方官制第一條	三	九八五八
地方事務官	三	一一一〇
地方事務官	三	四三八七
地方事務官	三	二七一一二



東京都官制

第一條

都長官及び局長、
東京都に左の職員ヲ置ク

昭和十八年六月十九日
勅令第四百四號

表官

次長

局長

秘書官

地方事務官

專任五人

專任二十六人

地方技官

專任一人

專任一人

地方事務官又ハ地方技官

專任四百八十人 人三級

第一條

左の職員ヲ置クコトヲ得

地方事務官

專任二十一人以内 二級

地方技官

專任二十二人以内 二級

地方事務官又ハ地方技官

專任四千四十八人以内 三級

北海道廳官制

第一條

道廳官外
北海道廳

大正二年六月十三日
勅令第百五十九號
職員ヲ置ク

長官

部長

地方事務官

專任

人

專任四百六十人

三級

地方技官

專任

人

專任

人

三級

第一條

道廳

地方事務官

前條、定員外ニ於テ北海
道廳ニ左ノ職員ヲ置クコトヲ得

專任三十二人以上

二級

地方技官

專任百三十三人以上

二級

地方事務官又ハ地方技官

專任七百九十七人以上

五級

地方官官制

第一條

府縣ニハ通ジ于丘ノ職員ヲ置ク

知事

部長

專任

人

二級

專任九千八百五十八人

人

三級

地方技官

專任

人

人

二級

專任

人

三級

第二條

前條ノ定員外ニ於于府縣ニ通ジ于丘ノ職員ヲ置クコトヲ得

地方事務官

專任千二百十人以内

二級

地方技官

專任四千三百八十七人以内

二級

地方事務官又ハ地方技官

專任二萬七千一百十三人以内

三級

都廳府縣等臨時職員等設置制

昭和五年八月二十九日
勅令第三百八十五號

第一條

東京都二区ノ職員ヲ置ク

地方事務官 二級

專任 三十三人

地方技官 二級

專任 八人

地方事務官又ハ地方技官 三級

專任 五百六十八人

第一條ノニ 警視廳ニ在リ職員ヲ置ク

地方事務官 二級

專任 一人

地方技官 二級

專任 一人

地方事務官又ハ地方技官 三級

專任 一人

警視 一人

警部 一人

第一條ノ三 北海道廳ニ在リ職員ヲ置ク

地方事務官 二級

專任 三十九人

地方技官 二級

專任 百三十三人

地方事務官又ハ地方技官 三級

專任 二千七百七十九人

警部 一人

警視 一人

第一條ノ四 府縣ニ通ジテ之ノ職員ヲ置ク

地方事務官

專任五百九十一人

ニ級

地方技官

專任百九十八人

ニ級

地方事務官又ハ地方技官

專任五千四百四十五人

警視

警部

前項職員ノ各府縣内ノ定員ハ内務大臣
之ヲ定ム

裏面白紙

大日本帝國政府

局發第一〇四〇號

昭和二十一年十月十日

內閣統計局長 川島 孝彦

內務次官 殿

勤勞統計調査に従事すべき三級官配置に就て

今般本局に於て聯合軍總司令部の指令に依り本年七月以降勤勞統計調査を施行して居ります。之に關聯して別紙の通都府縣に官吏配置の必要がありますので就ては地方官官制、東京都官制及び北海道廳官制の改正御取計方關係書類を添へて御依頼致します。

65 三〇一ノ

裏面白紙

大日本帝國政府

東京 三 愛 靜 岐 長 山 福 石 富 新 神 泉

宗

都 賀 重 知 尚 早 野 樂 井 川 田 海 川 京

裏面白紙

大日本帝國政府

大 兵 宗 和 島 岡 廣 山 德 谷 愛 高 福

歌

阪 犀 良 山 取 根 山 島 口 島 川 坂 知 岡

裏面白紙

大日本帝國政府

佐長熊大官

台

元

計

實崎本分崎島

四

六

— — — — —

裏面白紙

198

大日本帝國政府

官廳職員増員に就て
 昭和二十一年六月七日附柳台奉可旨並の指令に依る勅勞紙前紙並實
 施の爲互方に職員を増員するものとす
 一 増員數並に其の別表目録
 別表目録
 二 級目
 別表目録
 北 道 一 二
 青 森 一 二
 石 川 一 二
 宮 城 一 二
 秋 田 一 二
 山 形 一 二
 福 島 一 二
 次 官 一 二

裏面白紙

大日本帝國政府

總務省 大臣 官廳 事務 官 事務 官 事務 官

等

同 早 野 米 井 川 山 崎 川 水 菜 玉 島 木

裏面白紙

大日本帝國政府

天皇陛下萬歲

歌

萬歲萬歲萬歲

201

裏面白紙

大日本帝國政府

第

三、 増徴の 時期 二十 十月 一日	前	元	島	本	同	知	取	川
	六	一	一	一	一	一	一	一
	九	一	一	一	一	一	一	一

裏面白紙

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section

800
APO 500

004.06 (8 June 1946) ESS/RS
(RS-3)

SUBJECT: Instructions Relating to 1946 Census of Labor by Establishments.

TO : Cabinet Bureau of Statistics.

1. Reference is made to Memorandum for the Imperial Japanese Government from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, file AG 091.3 (27 May 46) ESS/RS (SCAPIN-1337A), dated 27 May 1946, subject: "Economic Data to be Furnished to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers".

2. It is directed that:

a. The Cabinet Bureau of Statistics conduct the 1946 Census of Labor by Establishments in consultation with the Research and Statistics Division, Economic and Scientific Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.

b. The 1946 Census of Labor by Establishments be conducted in the same manner as previous censuses of this type with modifications as follows:

- (1) To enter in Romaji or in Kana the names and addresses of reporting establishments.
- (2) To include within the scope of the Census basic information on production from all manufacturing plants and mines.
- (3) To exclude from the scope of the Census domestic workers and farming and fishing household.

c. The Cabinet Bureau of Statistics:

- (1) Insure complete and accurate enumeration of the census by providing for the employment, thorough instruction and adequate supervision of competent enumerators.
- (2) Insure rapid central tabulation of schedules and prompt transmission of all data required to the Research and

BASIC: Memo, Cabinet Bureau of Statistics, file 004.06 (8 June 46) ESS/RS (RS-3), dated 8 June 46 subject: "Instructions Relating to 1946 Census of Labor by Establishments".

Statistics Division, Economic and Scientific Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.

FOR THE CHIEF OF THE ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

EMERSON ROOS
Chief, Research and
Statistics Division

昭和二十一年

勤勞統計調査關係法規

内閣統計局

205

目次

一 大正十一年法律第五十二號(統計資料實地調査ニ關スル法律)……………三頁

二 勤勞統計調査令……………三

三 勤勞統計調査施行規則……………二

四 勤勞統計調査施行心得……………七

五 勤勞統計調査令第二十二條ノ規定ニ依リ勤勞統計調査員ニ交付スベキ證票様式ノ指定……………六

六 勤勞統計調査令第三十一條ノ規定ニ依リ調査ヲ行フベキ官營ニ屬スル事業場ノ指定……………七

一 大正十一年法律第五十二號(統計資料實地調査ニ關スル法律)

(大正十一年四月十九日
法律第五十二號)

改正 昭和四年法律第一號、昭和十五年法律第二號

第一條 政府ハ農業、勞働及技術ニ關スル統計資料蒐集ノ爲必要アルトキハ特ニ期日ノ定メ全國ニ涉リ又ハ一定ノ區域ヲ劃シテ本法ニ依ル實地調査ヲ行フコトヲ得

前項ノ實地調査ノ期日、範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 實地調査ニ依リテ蒐集シタル各個ノ資料ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三條 實地調査ニ關スル事務ニ從事シタル者其ノ職務執行ニ關シ知得タル個人、法人、組又ハ其ノ業務ニ關スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第四條 實地調査ニ際シ調査ノ忌避シ、申告ノ拒ミ又ハ故意ニ不實ノ申告ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第五條 虚偽ノ調査ノ流布シ又ハ統計書ハ威力ヲ用ヒテ實地調査ヲ妨ケタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

二 勤勞統計調査令

(昭和十九年四月十五日
勅令第二百六十五號)

改正 昭和十九年五月六日勅令第二百二十五號、昭和二十年十月二十日勅令第五百八十九號、昭和二十年十二月三

第一章 總則

第一條 大正十一年法律第五十二號（昭和十六年勅令第三百七十九號ニ於テ依ル場合ヲ含ム）ニ基ク労働及技術ノ統計ニ關スル實地調査（勤勞統計調査）ノ施行ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

勤勞統計調査ヲ分ツテ年次勤勞統計調査、毎月勤勞統計調査及毎週勤勞統計調査トス

第二條 本令ニ於テ工業事業場ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業場ヲ謂フ

一 一定ノ場所ニ於テ物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業ヲ營ムモノ（工場）

二 一定ノ場所ニ於テガス、電氣若ハ各種動力ノ發生、變更若ハ傳導ヲ爲ス事業又ハ水道ノ事業ヲ營ムモノ（ガス

電氣水道事業場）

三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壊又ハ其ノ準備ノ事業ヲ營ムモノ（土木建築事業場）

本令ニ於テ鑛業事業場ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業場ヲ謂フ

一 鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ヲ營ムモノ（採鑛事業場）

二 土石ヲ採取スル事業ヲ營ムモノ（土石採取事業場）

本令ニ於テ交通事業場ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業場ヲ謂フ

一 地方鐵道法ノ適用ヲ受クル事業ヲ營ムモノ（地方鐵道）

二 軌道法ノ適用ヲ受クル事業ヲ營ムモノ（軌道）

三 東道事業規則ノ適用ヲ受クル事業ヲ營ムモノ（架空東道）

四 自動車交通事業法ニ依ル旅客自動車運送事業ヲ營ムモノ（乗合自動車事業場）

五 自動車交通事業法ニ依ル旅客自動車運送事業ヲ營ムモノ（旅客自動車事業場）

六 自動車交通事業法ニ依ル貨物自動車運送事業ヲ營ムモノ（貨物自動車事業場）

七 小運送業法ノ適用ヲ受クル事業ヲ營ムモノ（小運送事業場）

八 前各號ノ事業以外ノ陸上運輸又ハ運送取扱ノ事業ヲ營ムモノ（其ノ他ノ陸上運輸事業場）

九 港灣運送業ヲ營ムモノ（港灣運送事業場）

十 通信事業ヲ營ムモノ（通信事業場）

本令ニ於テ其ノ他ノ事業場ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業場ニシテ使用從業者（家族及之ニ準ズベキ者ヲ除ク）ヲ有スルモノヲ謂フ

一 工業、鑛業又ハ交通業ヲ營ムモノニシテ工業事業場、鑛業事業場又ハ交通事業場ニ非ザルモノ（工業交通業事務所）

二 工業、鑛業及交通業以外ノ事業ヲ營ムモノニシテ農家及漁家以外ノモノ（其ノ他ノ産業事業場）

本令ニ於テ事業場ト稱スルハ第一項乃至第三項ノ事業場及前項ノ其ノ他ノ事業場ヲ謂フ

本令ニ於テ調査船舶ト稱スルハ帝國臣民又ハ帝國法人ニ使用セラルル船舶法ノ適用ヲ受クル總噸數二十噸以上ノ船舶又ハ之ニ準ズル日本船舶ニ非ザル船舶ヲ謂フ

第三條 本令ニ於テ事業主ト稱スルハ事業場又ハ船舶ヲ使用スル事務所ヲ事實上管理スル者ヲ謂フ

第四條 二以上ノ都府縣又ハ二以上ノ地方商工局ノ管轄區域ニ跨ル事業體ニ付テハ主ク事務所ノ所在地ヲ管轄スル
地方長官、地方商工局長第十二條若ハ第十三條、第二十六條、第二十九條若ハ第三十條又ハ第三十七條若ハ第三十
八條ノ職權ヲ行フ

第五條 本令中市町村及市町村長ニ關スル規定ハ東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ區及區長ニ、都府縣支廳、都
府縣支廳長、市町村長ニ市町村長及町村長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ各市、
市長、區及區長ニ之ノ適用シ本令中市町村トアリ又ハ市町村長トアリ若ハ町村長トアルハ町村長ニ準ズベ
キモノノ包含ス

第六條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ開令ヲ以テ之ヲ定ム

第二章 年次勤勞統計調査

第七條 調査ハ毎年六月末現在ニ依リ之ヲ行フ

各年ノ調査ノ名稱ニハ之ヲ行フ年次毎ニ其ノ年號ヲ冠ス

第八條 調査ハ官營ニ屬セザル事業體又ハ船舶ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付之ヲ行フ

- 一 工業事業場
- 二 鑛業事業場
- 三 交通事業場
- 四 其ノ他ノ事業體
- 五 調査船舶

第九條 調査ハ事業體又ハ船舶ニ付從業者ノ内譯、異動其ノ他勤勞ニ關聯アル事項ニシテ開令ヲ以テ定ムルモノヲ調
査ス

第十條 調査ハ事業體又ハ船舶ヲ使用スル事務所ニ就キ之ヲ行フ

第十一條 事業體ノ事業主又ハ船舶ヲ使用スル事務所ノ事業主ハ第九條ノ事項ヲ申告スル義務アルモノトス

第十二條 地方長官ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ採鑛事業場ヲ除キタル他ノ事業體ニ關スル調査ノ執
行ヲ指揮監督ス

第十三條 地方商工局長ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ採鑛事業場ニ關スル調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十四條 海運局長ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ニ在ル事務所ニ於テ使用スル船舶ニ關スル調査ノ執行
ヲ指揮監督ス

第十五條 都府縣支廳長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ採鑛事業場ヲ除キタル他ノ事業體ニ關スル調査ノ
執行ヲ指揮監督ス

第十六條 市町村長ハ採鑛事業場ヲ除キタル他ノ事業體ニ付テハ地方長官（都府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ
當該支廳長）、採鑛事業場ニ付テハ地方商工局長、船舶ニ付テハ海運局長ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ事業體
及船舶ヲ使用スル事務所ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第十七條 調査ノ事務ノ執行ヲ指導セシムル爲必要アルトキハ都府縣、地方商工局、海運局、都府縣支廳又ハ市
第十八條 調査ノ事務ヲ執行セシムル爲市町村ニ勤勞統計調査員（以下調査員ト稱ス）ヲ置ク

第七
七

第十九條 指導員ハ毎年地方長官、地方商工局長又ハ海運局長ノ推薦ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第二十條 調査員ハ毎年地方長官之ヲ命ズ

第二十一條 指導員及調査員ハ名譽職トス

第二十二條 調査員ニハ内閣總理大臣ノ定ムル證票ヲ交付シ職務執行ノ際之ヲ持帶セシム

第二十三條 調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承テ調査票用紙ノ配付、調査票ノ蒐集其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第二十四條 官營ニ屬スル事業體及船舶ニ關シテハ各其ノ主務大臣本令ニ準ジテ其ノ調査ヲ行フ其ノ手續ハ主務大臣内閣總理大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第三章 毎日勤勞統計調査
第二十五條 調査ハ毎月末現在ニ依リ之ヲ行フ

第二十六條 調査ハ官營ニ屬セザル左ノ事業場ニシテ地方長官ノ指定スルモノ、官營ニ屬セザル採鑛事業場ニシテ地方商工局長ノ指定スルモノ及官營ニ屬セザル船舶運轉事務所ニシテ海運局長ノ指定スルモノニ使用セラルル運輸ニ從事スル調査船舶ニ付之ヲ行フ

工場
二 ガス電気水道事業場
三 地方鐵道
四 軌道

五 乗合自動車事業場

六 旅客自動車事業場

七 貨物自動車事業場

八 小運送事業場

九 港灣運送事業場

第二十七條 調査ハ事業場又ハ船舶ニ付從事者ノ内務、其ノ他勤勞ニ關スル事項ニシテ附合ノ以テ定ムルモノノ調査ス

第二十八條 事業場ノ事業主又ハ船舶運轉事務所ノ事業主ハ前條ノ事項ヲ申告スル義務アルモノトス

第二十九條 地方長官ハ内閣總理大臣ノ命ヲ受ケ其ノ管轄區域内ノ第二十六條各號ニ掲グル事業場ノ調査ニ關スル事務ノ執行ヲ管掌ス

第三十條 地方商工局長ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ採鑛事業場ノ調査ニ關スル事務ノ執行ヲ管掌ス

第三十一條 海運局長ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ニ在ル船舶運轉事務所ニ使用セラルル運輸ニ從事スル調査船舶ノ調査ニ關スル事務ノ執行ヲ管掌ス

第三十二條 内閣總理大臣ノ指定スル官營ニ屬スル事業場ニ關シテハ各其ノ主務大臣本令ニ準ジテ其ノ調査ヲ行フ其ノ手續ハ主務大臣内閣總理大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第四章 毎週勤勞統計調査
第三十三條 調査ハ毎週月曜日末現在ニ依リ之ヲ行フ

第三十四條 調査ハ官營ニ屬セザル左ノ事業場ニシテ地方長官ノ指定スルモノ及官營ニ屬セザル採掘事業場ニシテ地方商工局長ノ指定スルモノニ付之ヲ行フ

一 工場

二 ガス電気水道事業場

三 地方鉄道

四 軌道

五 乗合自動車事業場

六 貨物自動車事業場

七 小運送事業場

前項ノ指定ハ第二十六條ノ規定ニ依リ指定アリタル事業場ノ中適當アルモノニ付之ヲ行フ

第三十五條 調査ハ事業場ニ付従業者ノ内課、異動其ノ他勤勞ニ關スル事項ニシテ閣令ヲ以テ定ムルモノヲ調査ス

第三十六條 事業場ノ専業主ハ前條ノ事項ヲ申告スル義務アルモノトス

第三十七條 地方長官ハ内閣總理大臣ノ命ヲ奉ケ其ノ管轄區域内ノ第三十四條各款ニ掲グル事業場ノ調査ニ關スル事務ノ執行ヲ管掌ス

第三十八條 地方商工局長ハ内閣總理大臣ノ命ヲ奉ケ其ノ管轄區域内ノ採掘事業場ノ調査ニ關スル事務ノ執行ヲ管掌ス

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。
昭和二十一年年次勤勞統計調査は、第七條第一項の規定にかかはらず昭和二十一年七月末現在により、これを行ふ。

三 勤勞統計調査施行規則

(昭和十九年四月十五日
閣令第十四號)

改正 昭和十九年五月六日閣令第十五號、昭和二十年四月四日閣令第五號、昭和二十年十月二十日閣令第四十九號、
昭和二十年十二月三十一日閣令第七十四號、昭和二十一年 月 日 閣令第 號

第一章 年次勤勞統計調査

第一條 勤勞統計調査令(以下令ト稱ス)第八條第一號乃至第四號ニ掲グル事業場ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

一 事業場ノ所在地

二 事業場ノ種類

三 従業者ノ内課、就業人員、就業時間及給與

四 常備従業者ノ雇入及解雇

令第八條第一號及第二號ニ掲グル事業場(土木建築事業場ヲ除ク)ニ付テハ前項ノ事項ノ外生産額ニ關スル事項ヲ調査ス

令第八條第一號乃至第三號ニ掲グル事業場又ハ同條第四號ニ掲グル其ノ他ノ事業場ニ付前二項ノ事項ノ調査ニ用フ

ベキ調査票用紙ハ官給シ其ノ様式ハ内閣總理大臣之ヲ定ム
令第八條第五號ニ掲グル調査船ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

- 一 總體ノ船舶ニ關スル事項
 - イ 事務所ノ名
 - ロ 事務所ノ所在地
 - ハ 船舶數
 - ニ 高級船員
 - ホ 普通船員
 - ヘ 年齢別船員數
 - ト 一箇月間ノ給與
- 二 個別ノ船舶ニ關スル事項
 - イ 船名
 - ロ 事務所ノ名
 - ハ 事務所ノ所在地
 - ニ 船舶ノ種類
 - ホ 總噸數
 - ヘ 航行區域又ハ從業制限

- ト 船隻使用ノ目的
- チ 高級船員個人別
- リ 普通船員

前項第一號又ハ第二號ノ事項ノ調査ニ用フベキ調査票用紙ハ官給シ其ノ様式ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第二條 勤勞統計調査員(以下調査員ト稱ス)其ノ職務ヲ執行スル期間ハ毎年六月二十日ヨリ七月十日迄トス但シ調査事項ニ關シ質問ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 調査員故障アルトキハ市町村長ハ之ニ代ルベキ適當ノ者ヲ選任シ其ノ職務ヲ執行セシムベシ

第四條 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲調査員第二條ノ期間内ニ其ノ職務ヲ執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能ハザルトキハ市町村長ハ該事故アル事業體又ハ船舶ヲ使用スル事務所ニ限り其ノ期間ヲ十日以内延長スルコトヲ得

第五條 事業體ノ所在地ニ以上ノ市町村ニ跨リ調査ニ關スル所屬分明ナラザルモノアルトキハ關係市町村長ハ協議ノ上其ノ所屬ヲ定ムベシ協議調ハザルトキハ工業事業場、土石採取事業場、交通事業場及其ノ他ノ事業體ニ關シテハ地方長官、採礦事業場ニ關シテハ地方商工局長之ヲ指定ス

第六條 事業主ハ調査票用紙ニ調査事項ヲ記入シ記名捺印ノ上調査期日後五日以内ニ之ヲ調査員ニ提出スベシ

第七條 市町村長ハ調査票ノ事業體又ハ船舶ヲ使用スル事務所アリト認メタルトキハ調査員ヲシテ速ニ調査ヲ爲サシメ又ハ便宜ノ方法ニ依リ之ヲ調査スベシ

第八條 令第五條ノ規定ハ本章ニ之ヲ準用ス

第九條 令第二十六條ノ規定ニ依リ、地方長官、地方商工局長又ハ海運局長（以下指定官廳ト稱ス）ノ指定スベキ事業場又ハ船舶運轉事務所（以下調査事業體ト稱ス）ノ數ハ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依ル。

令第二十六條ノ指定ハ事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フ

第十條 令第二十六條各號ニ掲グル事業場及同條ニ規定スル採集事業場ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

- 一 事業場ノ名
 - 二 事業場ノ所在地
 - 三 事業ノ種類
 - 四 常備勞務者ノ一箇月間ノ異動
 - 五 常備勞務者ノ一箇月間ノ就業人員、就業時間及賃金
- 前項ノ事項ヲ調査ニ用フベキ調査票用紙ハ官給シ其ノ様式ハ内閣總理大臣之ヲ定ム
- 令第二十六條ニ規定スル調査船舶ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス
- 一 事務所ノ名
 - 二 事務所ノ所在地
 - 三 航行區域及其ノ船舶數
 - 四 乘組普通船員ノ一箇月間ノ異動
 - 五 乗組普通船員ノ一箇月間ノ延乘組人員及給與
- 前項ノ事項ヲ調査ニ用フベキ調査票用紙ハ官給シ其ノ様式ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第十一條 調査期日ニ休業スル調査事業體ハシテ前月ノ調査期日ノ翌日ヨリ引續キ休業中ノモノニ關シテハ其ノ月分ノ調査ノ行ハズ

調査事業體ニシテ天災並ニ其ノ已ムノ得ザル事由ニ因リ調査ノ行フコト能ハズト決定官廳ニ於テ認ムルモノニ關シ亦前項ニ同シ

第十二條 調査事業體ニシテ前條第一項ノ規定ニ該當スルモノナルトキハ事業主ハ調査期日後五日以内ニ其ノ旨ヲ指

痛官廳ニ報告スベシ前項ノ報告ハ其ノ月分ノ調査票用紙ニ休業中ノ旨ヲ附屬シタルモノノ提出ヲ以テ之ノ爲スベシ

第十三條 調査事業體ノ名、所在地若シテ事業ノ種類ニ付變更アリタルトキ又ハ事業ノ廢止アリタルトキハ事業主ハ直ニ其ノ旨ヲ指定官廳ニ報告スベシ

第十四條 事業主ハ調査票用紙ニ調査票、調査年月及調査事項、記入シ記名捺印ノ上、五月十日迄ニ指定官廳ニ之ヲ提出スベシ

第三章 往來勞務統計調査

第十五條 令第二十四條ノ規定ニ依リ、地方長官又ハ地方商工局長ノ指定スベキ事業場（以下調査事業場ト稱ス）ノ數

ハ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依ル

令第二十四條ノ指定ハ事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フ

第十六條 調査事業場ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

- 一 事業場ノ名
- 二 事業場ノ所在地

三 事業ノ種類

四 常備勤務者ノ一週間ノ異動

五 常備勤務者ノ一週間ノ就業人員及賃金

前項ノ調査ニ用フベキ調査票用紙ハ官給シ其ノ様式ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第十七條 調査期日ニ休業スル調査事業場ニシテ前週ノ調査期日ノ翌日より引續キ休業中ノモノニ關シテハ其ノ週分ノ調査ヲ行ハズ

調査事業場ニシテ天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ調査ヲ行フコト能ハズト地方長官又ハ地方商工局長ニ於テ認ムルモノニ關シ亦前項ニ同ジ

第十八條 調査事業場ニシテ前條第一項ノ規定ニ該當スルモノナルトキハ事業主ハ調査期日ノ翌日中ニ其ノ旨ノ地方長官又ハ地方商工局長ニ報告スベシ

前項ノ報告ハ其ノ週分ノ調査票用紙ニ休業中ノ旨ヲ附箋シタルモノノ提出ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第十九條 調査事業場ノ名、所在地若クハ事業ノ種類ニ付特異アリタルトキ又ハ事業ノ廢止アリタルトキハ事業主ハ直ニ其ノ旨ノ地方長官又ハ地方商工局長ニ報告スベシ

第二十條 事業主ハ調査票用紙ニ調査番號、調査年月日及調査事項ヲ記入シ捺印ノ上、次ノ水曜日迄ニ地方長官又ハ地方商工局長ニ之ヲ提出スベシ

附 則

本令は、公布の日から、之を施行する。

昭和二十一年年次勤勞統計調査に付ては、第二條本文の改正規定により調査員が其の職務を執行する期間は同規定にかかはらず七月二十日より八月十日迄とする。

四 勤勞統計調査施行心得

(昭和十九年四月十五日
内閣訓令第三號)

改正 昭和十九年五月六日内閣訓令第四號、昭和二十年十月二十日内閣訓令第六號、昭和二十年十二月三十一日内閣訓令第八號、昭和二十一年 月 日内閣訓令第 號

第一章 年次勤勞統計調査

第一節 地方長官、地方商工局長又ハ海運局長

第一條 地方長官ハ調査員ヲ任命シタルトキハ其ノ氏名ヲ市町村長ニ通知スベシ

第二條 地方長官ハ内閣統計局長ヨリ調査事務ニ要スル調査票用紙其ノ他ノ調査用品ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ市町村長(都廳府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ニ對スル分ハ都廳府縣支廳長)ニ交付スベシ

地方長官調査用品ヲ市町村長(都廳府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ニ對スル分ハ都廳府縣支廳長)ニ交付スルニ當リテハ地方商工局長及海運局長ノ意見ヲ參照シ交付數ニ過不足ナキヲ期スベシ

第二條ノ二 地方長官ハ市町村長ヨリ提出シタル(都廳府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村ニ關スル分ハ都廳府縣支廳長ヨリ提出シタル)調査票ニ依リ別ニ定ムル様式ノ統計表ヲ作成シ八月十日迄ニ内閣統計局長ニ提出スベシ

第三條 地方長官ハ市町村長ヨリ提出シタル(都廳府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村ニ關スル分ハ都廳府縣支廳長ヨリ

進達シタル) 市町村要計表ニ依リ工業事業場、土石採取事業場、交通事業場及其ノ他ノ事業體ニ關シ別表第一號樣式甲ノ府縣要計表ヲ作成シ調査票及市町村要計表ト共ニ八月十日迄ニ之ヲ内閣統計局長ニ送付スベシ

第四條 地方商工局長ハ市町村長ヨリ提出シタル市町村要計表ニ依リ採鑛事業場ニ關シ別表第一號樣式乙ノ府縣要計表ヲ作成シ調査票及市町村要計表ト共ニ八月十日迄ニ之ヲ内閣統計局長ニ送付スベシ

第五條 海運局長ハ市町村長ヨリ提出シタル市町村要計表ニ依リ船舶ヲ使用スル事務所ニ關シ別表第一號樣式丙ノ府縣要計表ヲ作成シ調査票及市町村要計表ト共ニ八月十日迄ニ之ヲ内閣統計局長ニ送付スベシ

第二節 都廳府縣支廳長

第六條 都廳府縣支廳長ハ地方長官ヨリ調査事務ニ要スル調査票用紙其ノ他ノ調査用品ノ交付ヲ受ケタルトキハ進ニ之ヲ町村長ニ交付スベシ

第七條 都廳府縣支廳長ハ管轄區域内ノ町村長ヨリ提出シタル調査票及市町村要計表ヲ檢査シ地方長官ノ定ムル期限迄ニ之ヲ地方長官ニ進達スベシ

第三節 市町村長

第一款 總 則

第八條 年次勸勞統計調査ニ關スル市町村長ノ職務ハ左ノ如シ

- 一 調査員ノ氏名告示
- 二 調査區域ノ設定及調査員ノ擔當調査區域ノ指定
- 三 調査員ノ指導

四 準備調査

五 調査票用紙ノ交付

六 調査票ノ檢査

七 市町村要計表ノ作成、調査票ノ整理及調査費額ノ提出

八 以上ノ附帶事務

第九條 市町村長ハ適當ノ方法ニ依リ管内ニ調査ノ趣旨ノ普及ヲ圖ルベシ

第十條 市町村長ハ勸勞統計調査施行規則(以下規則ト稱ス) 第四條ノ規定ニ依リ規則第二條ノ期間ヲ延長シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官、地方商工局長又ハ海運局長ニ報告スベシ

第十一條 市町村長ハ必要アルトキハ事業主ヲシテ事業體又ハ船舶ヲ使用スル事務所ノ職員中ヨリ調査擔當者ヲ設ケシメ之ヲシテ調査票作成ノ補助及調査員トノ事務ノ連絡ニ當ラシムベシ

第二款 調査員ノ氏名告示

第十二條 市町村長ハ地方長官ヨリ調査員ノ氏名ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ告示スベシ

第三款 調査區域ノ設定及調査員ノ擔當調査區域ノ指定

第十三條 市町村長ハ管内ヲ適當ノ調査區域ニ分割シ之ニ第一號ヨリ始マル番號ヲ附スベシ但シ特別ノ事情アルトキハ一町村ヲ以テ一調査區域ト爲スコトヲ得

前項ノ調査區域ハ一人ノ調査員一日中ニ調査票用紙ノ配付及記入方ノ説明又ハ調査票ノ蒐集及檢査ヲ完結シ得ルヲ程度トスベシ

第十四條 市町村長ハ調査員ノ任命アリタルトキハ直ニ各調査員ノ擔當調査區域ヲ定メ其ノ旨本人ニ通知スベシ擔當

調査區域ノ變更ヲ爲シタルトキ亦同シ

前項ノ通知ニ際シテハ準備調査簿用紙ニ欄外所定ノ事項ヲ記入ノ上證書、調査提要其ノ他調査ノ必要ナル書類ト共ニ之ヲ本人ニ交付スベシ

第四款 調査員ノ指導

第十五條 市町村長ハ調査員ノ擔當調査區域ヲ指定シタル後適當ノ時期ニ於テ調査員ヲ招集シ準備調査ノ方法、調査票ノ記入其ノ他調査ノ心得ベキ事項ヲ指示スベシ

第五款 準備調査

第十六條 市町村長ハ調査員ヲシテ六月二十日現在ニ依リ其ノ管内ニ於テ勤務統計調査令（以下令ト稱ス）第八條ノ規定ニ係ル事業體及船舶ヲ使用スル事務所（以下調査個所ト稱ス）ニ就キ同月二十五日迄ニ準備調査ヲ爲サシムベシ

第十七條 市町村長ハ準備調査後調査員ヨリ準備調査簿ノ提示アリタルトキハ之ヲ檢査シ調査ニ重複、脱漏又ハ誤謬ノ疑アルトキハ之ヲ調査員ニ質シ準備調査簿ノ訂正ヲ命シ必要ト認ムルトキハ再調査ヲ命ズベシ

第十八條 市町村長ハ準備調査後調査期日迄ニ調査個所ニ異動アルコトヲ發見シタルトキハ調査員ヲシテ其ノ都度準備調査簿ヲ訂正セシムベシ

第六款 調査票用紙ノ交付

第十九條 市町村長ハ第十七條ノ檢査ヲ終ヘタルトキハ調査員ニ準備調査簿ヲ交付スルト共ニ調査票用紙ヲ交付スベシ

第二十條 市町村長ハ調査票用紙ノ交付ニ際シ不足ノ生ジタルトキハ地方長官（都廳府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ都廳府縣支廳長）ニ請求シ其ノ補給ヲ受ケ速ニ之ヲ調査員ニ交付スベシ

第七款 調査票ノ檢査

第二十一條 市町村長ハ調査員ヨリ調査票及準備調査簿ヲ受領シタルトキハ調査票ヲ準備調査簿ト比較對照シ之ヲ檢査スベシ

第二十二條 市町村長ハ前條ノ檢査ノ結果調査票及準備調査簿ノ記入ニ重複、脱漏又ハ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ調査員ヲシテ之ヲ訂正セシムベシ

第八款 市町村要計表ノ作成、調査票ノ整理及調査書類ノ提出

第二十三條 市町村長ハ檢査後ノ調査票ニ依リ工業事業場、土石採取事業場、交通事業場及其ノ他ノ事業體ト採礦事業場ト船舶ヲ使用スル事務所ト、三種ニ分チ別表第一號様式ノ市町村要計表ヲ作成スベシ

前項ノ要計表ハ町村組合ニ在リテハ各町村別ニ作成スベシ
都ノ區ノ存スル區域並ニ市制第六條ノ第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區ノ要計表ニ依リ市（都ニ在リテハ區ノ存スル區域）ノ要計表ヲ作成スベシ

第二十四條 市町村長ハ年次勤務調査票ノ工業事業場、採礦事業場、土石採取事業場、交通事業場、其ノ他ノ事業體又ハ船舶ヲ使用スル事務所毎ニ一括シ之ヲ調査區域ノ番號ト準備調査簿ノ番號順ニ整理シ地方長官、地方商工局長又ハ海運局長ノ定ムル期限迄ニ市町村要計表ト共ニ適當ノ方法ニ依リ工業事業場、土石採取事業場、交通事業場又

ハ其ノ他ノ事業體ニ關スルモノハ(都廳府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ニ在リテハ都廳支廳長ノ經テ)地方長官ニ、探險事業場ニ關スルモノハ地方商工局長ニ、船舶ヲ使用スル事務所ニ關スルモノハ海軍局長ニ提出スベシ
準備調査簿ハ翌年調査ノ時期迄市町村長之ヲ保存スベシ

第四節 調査員

第一款 總 則

第二十五條 調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査區域ヲ適當シ左ノ職務ヲ行フ

一 準備調査

二 調査票用紙ノ配付及記入方ノ説明
三 調査票ノ蒐集及検査

四 調査票ノ整理及調査書類ノ提出
五 以上ノ附帯事務

第二十六條 調査員ハ調査場所ニ就キ職務執行ノ際證券ヲ携帯スベシ

第二十七條 調査員ハ職務執行中知得タル事項ヲ故ナク他人ニ漏洩スベカラズ

第二十八條 調査員ハ適當調査區域ト隣接調査區域トノ間ニ震復、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認ムルトキハ直ニ其ノ旨ヲ市町村長ニ申出デ指揮ヲ請フベシ

第二十九條 調査員ハ疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲調査事務ニ從事シ難キトキハ直ニ市町村長ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ

第三十條 調査員ハ調査票及附屬書類提出後ニ於テ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命ゼラレタルトキハ調査ノ上連ニ答申スベシ

第二款 準備調査

第三十一條 調査員ハ市町村長ノ定ムル期間内ニ準備調査区域内ヲ巡回シ調査箇所ノ有無及其ノ數ヲ確メ別表第三號様式ノ準備調査票用紙ニ調査箇所毎ニ所定ノ事項ヲ記入スベシ
準備調査後調査票用紙ニ調査箇所ニ異動アルコトヲ発見シタルトキハ其ノ都府准備調査簿ヲ訂正スベシ

第三十二條 調査員ハ準備調査ヲ終ヘタルトキハ直ニ準備調査簿ヲ市町村長ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第三款 調査票用紙ノ配付及記入方ノ説明

第三十三條 調査員ハ市町村長ノ定ムル期日迄ニ適當調査区域内ノ調査箇所ニ調査票用紙ヲ配付スベシ

第三十四條 調査員ハ調査票用紙配付ノ際準備調査票用紙ニ調査區域ノ番號及準備調査簿ノ番號ヲ記入スルノ外年次、勤務調査票甲ニ在リテハ用紙所定ノ箇所ニ工事事業場(土木建築事業場ヲ除ク)、土木建築事業場、探險事業場、土石採取事業場、其ノ他ノ事業體ノ別ニ調査票用紙ヲ爲シ且配付スベキ調査票用紙ノ種類及枚數ニ相違ナキヤ否ヤヲ確ムベシ

第三十五條 調査員ハ調査票用紙配付ノ際各調査箇所ノ事業主又ハ世帯主ニ對シ七月五日迄ニ調査票ヲ作成スベキ旨ヲ告グベシ

第三十六條 調査員ハ調査票作成ノ期日迄ニ適當調査区域内ノ調査箇所ヲ巡回シ調査票作成ニ必要ナル説明ヲ爲スベシ

第四款 調査票ノ蒐集及検査

第三十七條

調査員ハ七月七日迄ニ適當調査區域内ノ各調査箇所ニ就キ調査票ヲ蒐集スベシ

第三十八條

調査員ハ調査票ヲ受取リタルトキハ直ニ調査票ノ記入事項ヲ検査シ補正ヲ要スルモノアルトキハ事業主

又ハ世帯主ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之ヲ訂正スベシ

第三十九條

調査員ハ前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ準備調査票ト各調査票トヲ對照シ符合スルヤ否ヤヲ検査シ誤謬アルトキハ直ニ之ヲ訂正スベシ

第四十條

調査員ハ前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ調査票所定ノ箇所ニ捺印スベシ

第四十一條

調査員ハ年次労働調査票ヲ準備調査票ト番號順ニ整理シ準備調査票ト共ニ市町村長ノ定ムル期限迄ニ之ヲ市町村長ニ提出スベシ

第五節 附 則

第四十二條

令第五條ノ規定ハ本章ニシテ準用シ本章中町村トアルハ之ニ準ズベキモノヲ包含ス

第二章 毎月労働統計調査

第一節 總 則

第四十三條

毎月労働統計調査ニ關スル地方長官、地方商工局長又ハ海運局長ノ職務ハ左ノ如シ

一 調査票ノ指定

二 調査票準備書帳ノ作成

三 事業主ノ指導

四 調査票用紙ノ交付

五 調査票ノ検査、送致目錄ノ作成及調査書類ノ提出

六 以上ノ附屬事務

第四十四條

指定官廳ハ其ノ月分ノ調査ヲ行フコト能ハズト認めタル調査票アルトキハ調査ヲ行ハザル旨ヲ當該調査事業體ノ事業主ニ通告シ且其ノ旨ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

前項ノ報告ハ其ノ月分ノ調査票ト共ニ調査票用紙ニ當該調査事業體ノ調査番號、調査事業體ノ名、所在地及事業ノ種類ヲ記入スルノ外調査不能ナル旨ヲ附記シタルモノノ提出ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第四十五條

指定官廳ハ事業主ヲシテ調査事業體ノ職員中ヨリ調査擔當者ヲ選ケシメ之ヲシテ調査票作成ノ補助及指定官廳トノ事務ノ連絡ニ當ラシムベシ

第二節 調査事業體ノ指定

第四十六條

地方長官、地方商工局長又ハ海運局長ハ令第二十六條ノ規定ニ依リ内閣統計局長ノ定ムル基準ヲ參照シ調査事業體ノ指定ヲ行フベシ

第四十七條

地方長官、地方商工局長又ハ海運局長ハ規則第九條第一項ノ通知ニ際シテハ調査番號ヲ事業主ニ通告スベシ

第四十八條

調査事業體ニシテ廢業其ノ他ノ事由ニ因リ調査ニ適セザルニ至リタルモノアルトキハ指定官廳ハ其ノ指定ヲ取消シ其ノ旨ヲ事業主ニ通告スルト共ニ直ニ之ニ代ルベキモノヲ補充指定スベシ

第四十九條 指定官廳ハ調査事業體ニ付一定ノ順序ニ依リ調査書類ヲ附スベシ但シ前條ノ規定ニ依リ補充指定シタル場合ニハ指定ヲ取消シタル調査事業體ノ調査書類ヲ附スベシ

第五十條 地方長官、地方商工局長又ハ海軍局長ハ調査事業體ヲ指定シタルトキハ其ノ調査書類、名、所在地、事業主ノ氏名、事業ノ種類、勞務者概數(船舶運搬事務所ニ在リテハ就航船舶概數及乗組者通船員概數)及指定ノ年月日ヲ、調査事業體ノ指定ヲ取消シタルトキハ其ノ調査書類、名、取消ノ年月日及事由ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

第五十一條 指定官廳ハ調査事業體ニ付別表第四號様式ニ依リ其ノ調査書類順ニ調査書類表を作成シテ作成スベシ

第五十二條 指定官廳ハ調査事業體調査書類記載ノ所定事項ニ異動アリタルトキハ其ノ異動記載ヲ訂正スルト共ニ當該調査書類ノ其ノ月分ノ調査書類ニ其ノ旨ヲ附記スベシ

第五十三條 指定官廳ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ヲ招集シ調査書類ノ記入其ノ他調査心得ベキ事項ヲ指示スベシ

第五十四條 指定官廳ハ内閣統計局長ヨリ調査票用紙其ノ他ノ印刷物ノ交付ヲ受ケタルトキハ連ニ之ヲ事業主ニ交付スベシ

第五十五條 指定官廳ハ事業主ヨリ調査票ノ提出アリタルトキハ之ヲ檢査スベシ

第六節 調査票ノ檢査、送致目録ノ作成及調査書類ノ提出

第五十六條 指定官廳ハ前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ調査票ヲ休業中ノモノ及調査不能ノモノト共ノ他ノモノトノ二種ニ分テ之ヲ各別ニ調査書類順ニ取テ夫々一括シ別表第五號様式ニ依リ送致目録ト共ニ翌月十五日迄ニ内閣統計局長ニ送付スベシ

第五十七條 毎週勤勞統計調査ニ關スル地方長官又ハ地方商工局長ノ職務ハ左ノ如シ

- 一 調査事業體ノ指定
- 二 調査事業體表帳ノ作成
- 三 事業主ノ指導
- 四 調査票用紙ノ交付
- 五 調査票ノ檢査、送致目録ノ作成及調査書類ノ提出
- 六 以上ノ附帶事務

第五十八條 地方長官又ハ地方商工局長ハ其ノ週分ノ調査ヲ行フコト能ハズト認ムル調査事業體アルトキハ調査ヲ行ハザル旨ヲ當該調査事業體ノ事業主ニ通告シ其ノ旨ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

前項ノ報告ハ其ノ週分ノ調査票ト共ニ調査票用紙ニ當該調査事業體ノ調査書類、名、所在地及事業ノ種類ヲ記入スルノ外調査不能ナル旨ヲ附記シタルモノノ提出ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第三章 毎週勤勞統計調査

第一節 總 則

第五十九條 毎週勤勞統計調査ニ關スル地方長官又ハ地方商工局長ノ職務ハ左ノ如シ

- 一 調査事業體ノ指定
- 二 調査事業體表帳ノ作成
- 三 事業主ノ指導
- 四 調査票用紙ノ交付
- 五 調査票ノ檢査、送致目録ノ作成及調査書類ノ提出
- 六 以上ノ附帶事務

第六十條 地方長官又ハ地方商工局長ハ其ノ週分ノ調査ヲ行フコト能ハズト認ムル調査事業體アルトキハ調査ヲ行ハザル旨ヲ當該調査事業體ノ事業主ニ通告シ其ノ旨ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

前項ノ報告ハ其ノ週分ノ調査票ト共ニ調査票用紙ニ當該調査事業體ノ調査書類、名、所在地及事業ノ種類ヲ記入スルノ外調査不能ナル旨ヲ附記シタルモノノ提出ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第五十九條

地方長官又ハ地方商工局長ハ事業主ヲシテ調査事業場ノ職員中ヨリ調査担当者ヲ設ケシメ之ヲシテ調査票作成ノ補助及地方長官又ハ地方商工局長トノ事務ノ連絡ニ當テシムベシ

第二節 調査事業場ノ指定

第六十條 地方長官又ハ地方商工局長ハ合第三十四條ノ規定ニ依リ内閣統計局長ノ定ムル基準ヲ參酌シ調査事業場ノ指定ヲ行フベシ

第六十一條 地方長官又ハ地方商工局長ハ規則第十五條第二項ノ通知ニ照シテハ調査票號ヲ事業主ニ通告スベシ

前項ノ調査票號ハ毎月勤勞統計調査ノ調査票號ト同一ノモノトスベシ

第六十二條 調査事業場ニシテ廢業其ノ他ノ事由ニ因リ調査ニ適セザルニ至リタルモノアルトキハ地方長官又ハ地方商工局長ハ其ノ指定ヲ取消シ其ノ旨ヲ事業主ニ通告スルト共ニ直ニ之ニ代ルベキモノヲ補充指定スベシ

第六十三條 地方長官又ハ地方商工局長ハ調査事業場ヲ指定シタルトキハ其ノ調査票號、名、所在地、事業ノ種類及指定ノ年月日ヲ、調査事業場ノ指定ヲ取消シタルトキハ其ノ調査票號、名、取消ノ年月日及事由、内閣統計局長ニ報告スベシ

第三節 調査事業場票ノ作成

第六十四條 地方長官又ハ地方商工局長ハ調査事業場ニ付別表第四號様式甲ニ依リ其ノ調査票號順ニ調査事業場票ヲ作成スベシ

前項ノ調査事業場票ハ毎月勤勞統計調査ノ調査事業場票ノ備考欄ニ毎週勤勞統計調査ニ併用ノ旨ヲ記入シタルモノヲ以テ之ニ替フルコトヲ得

第六十五條 地方長官又ハ地方商工局長ハ調査事業場票記載ノ所定事項ニ異動アリタルトキハ其ノ都度記載ヲ訂正スルト共ニ當該調査事業場ノ其ノ過分ノ調査票ニ其ノ旨ヲ附記スベシ

第四節 事業主ノ指導

第六十六條 地方長官又ハ地方商工局長ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ヲ招集シ調査票ノ記入法ノ他調査上心得ベキ事項ヲ指示スベシ

第五節 調査票用紙ノ交付

第六十七條 地方長官又ハ地方商工局長ハ内閣統計局長ヨリ調査票用紙其ノ他ノ印刷物ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ事業主ニ交付スベシ

第六節 調査票ノ検査、送致目録ノ作成及調査票類ノ提出

第六十八條 地方長官又ハ地方商工局長ハ事業主ヨリ調査票ノ提出アリタルトキハ之ヲ検査スベシ

前項ノ検査ノ結果調査票ノ記入ニ誤謬又ハ脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ事業主ヲシテ速ニ之ヲ訂正セシムベシ

第六十九條 地方長官又ハ地方商工局長ハ前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ調査票ヲ休養中ノモノ及調査不能ノモノト共ノ他ノモノト二種ニ分チ之ヲ各別ニ調査票號順ヲ重ネテ夫々一括シ別表第六號様式ニ依リ送致目録ト共ニ次ノ土曜日迄ニ内閣統計局長ニ送付スベシ

附 則

この訓令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年年次勤勞統計調査に付ては第二條の二及第三條乃至第五條中八月十日迄とあるのは九月十日迄、第十

第二號様式 乙

昭和 年市町村要計表
(地方商工局提出用)

交通	其他	事業	乗場
計			

東京都 市 町 区
北海道 郡 村
府 縣

第二號様式 丙

昭和 年市町村要計表
(海運局提出用)

探	採	場	數
---	---	---	---

東京都 市 町 区
北海道 郡 村
府 縣

第三號様式

昭和 年準備調査簿

船	船	務	所	數
---	---	---	---	---

東京都 市 町 区
北海道 郡 村
府 縣

調査區域第 () 號

勤務統計調査員(氏名印)

北東 府海 縣道 郡 市 村町區

第三號様式記入方

一 番號ハ各調査員毎ニ一號ヨリ始ムルコト
二 調査票用紙配付後終結等ニ依リ寫真不能ノモノハ其ノ旨備考欄ニ記入スルコト
三 用紙二枚以上ニ互ルトキハ其ノ枚數及號數ヲ備考欄外ニ記入シ且最終ノ用紙ニ計ヲ記入スルコト

番	號	事	業	體	又	ハ	船	務	所	名	所	在	地	場	工	建	山	石	通	交	其	他	甲	乙	乙	二	備	考

第四號様式 甲 (事業場ノ分)

定	所	調	査	番	號	第	號	備
事	業	場	ノ	所	在	地		電
事	業	主	ノ	氏	名			話
								番
								號
								()
								()

第五號様式

送致目録

調査事業體

指図書業時又ハ船運事務所ノ數

調査事業場又ハ船運事務所ノ數

調査
内休業中ノモノ及調査不能ノモノ

枚
枚

考
考

(昭和 年 月 分)

右ノ通及送付候也

昭和 年 月 日

内閣統計局長殿

地方長官(地方面工局長又ハ船運局長)

第六號様式

毎週勤務統計調査票送致目録(昭和 年 自 月 日 分)

至 月 日 分

指定
調査
内休業中ノモノ及調査不能ノモノ

枚
枚

考
考

三三

222

第四號様式 乙 (船舶運輸事務所ノ分)

項	事	定	所	調	指	指	指	指	指
定	取	取	取	取	取	取	取	取	取
消	消	消	消	消	消	消	消	消	消
ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
雙	雙	雙	雙	雙	雙	雙	雙	雙	雙
考	考	考	考	考	考	考	考	考	考
備	備	備	備	備	備	備	備	備	備
電	電	電	電	電	電	電	電	電	電
話	話	話	話	話	話	話	話	話	話
番	番	番	番	番	番	番	番	番	番
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏
調	調	調	調	調	調	調	調	調	調
査	査	査	査	査	査	査	査	査	査
當	當	當	當	當	當	當	當	當	當
者	者	者	者	者	者	者	者	者	者
((((((((((
))))))))))

三四

右ノ通及送付候也
 昭和 年 月 日
 内閣統計局長殿
 地方長官(地方商工局長)

五 勤勞統計調査令第二十二條ノ規定ニ依リ勤勞統計調査員ニ交付スベキ證票様式ノ指定

(表面) (用紙ノ大サハ日本標準規格B列八番トス)
 (昭和十九年四月十五日)
 (内閣告示第十號)

勤勞統計調査員證票	昭和 年 月 日
住所	
氏名	
内閣	

(裏面)

統計資料實地調査ニ關スル法律(抄)
 第四條 實地調査ニ際シ調査ヲ忌避シ、申告ヲ拒ミ又ハ故意ニ不實ノ申告ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 勤勞統計調査令(抄)
 第二十二條 調査員ニハ内閣總理大臣ノ定ムル證票ヲ交付シ職務執行ノ際之ヲ携帯セシム

六 勤勞統計調査令第三十一條ノ規定ニ依リ調査ヲ行フベキ官營ニ屬スル事業場ノ指定

左ノ各圖ニ屬スル工場
 地方專賣局(仙臺、東京、金澤、名古屋、大阪、廣島及熊本)
 造幣局
 印刷局
 (昭和十九年四月十五日)
 (内閣告示第十一號)

鐵道局

左ニ掲グル郵便局、電信局及電話局

郵便局（札幌、小樽、函館、仙臺、秋田、山形、福島、高崎、浦和、東京中央、横濱、新潟、金澤、福井、長野、静岡、名古屋、京都、大阪中央、神戸中央、鳥取、岡山、廣島、松山、福岡、長崎、熊本及鹿児島）

電信局（東京中央、大阪中央、神戸中央及長崎）

電話局（札幌、東京中央、横濱中央、金澤、名古屋中央、京都中央、大阪中央、神戸中央、岡山、廣島中央及福岡中央）

左ニ掲グル驛、車掌區、機關區及電車區

驛（旭川、室蘭、秋田、仙臺、郡山、新潟、福井、米子、東京、沼津、名古屋、大阪、廣島、門司、熊本及徳島）

車掌區（札幌、仙臺、新津、沼津、名古屋、福知山、下關及門司）

機關區（函館、福島、新津、沼津、濱松、梅小路、岡山及大里）

電車區（中野及宮原）



戦復人第六六五號

昭和廿一年十月十六日

戦災復興院次



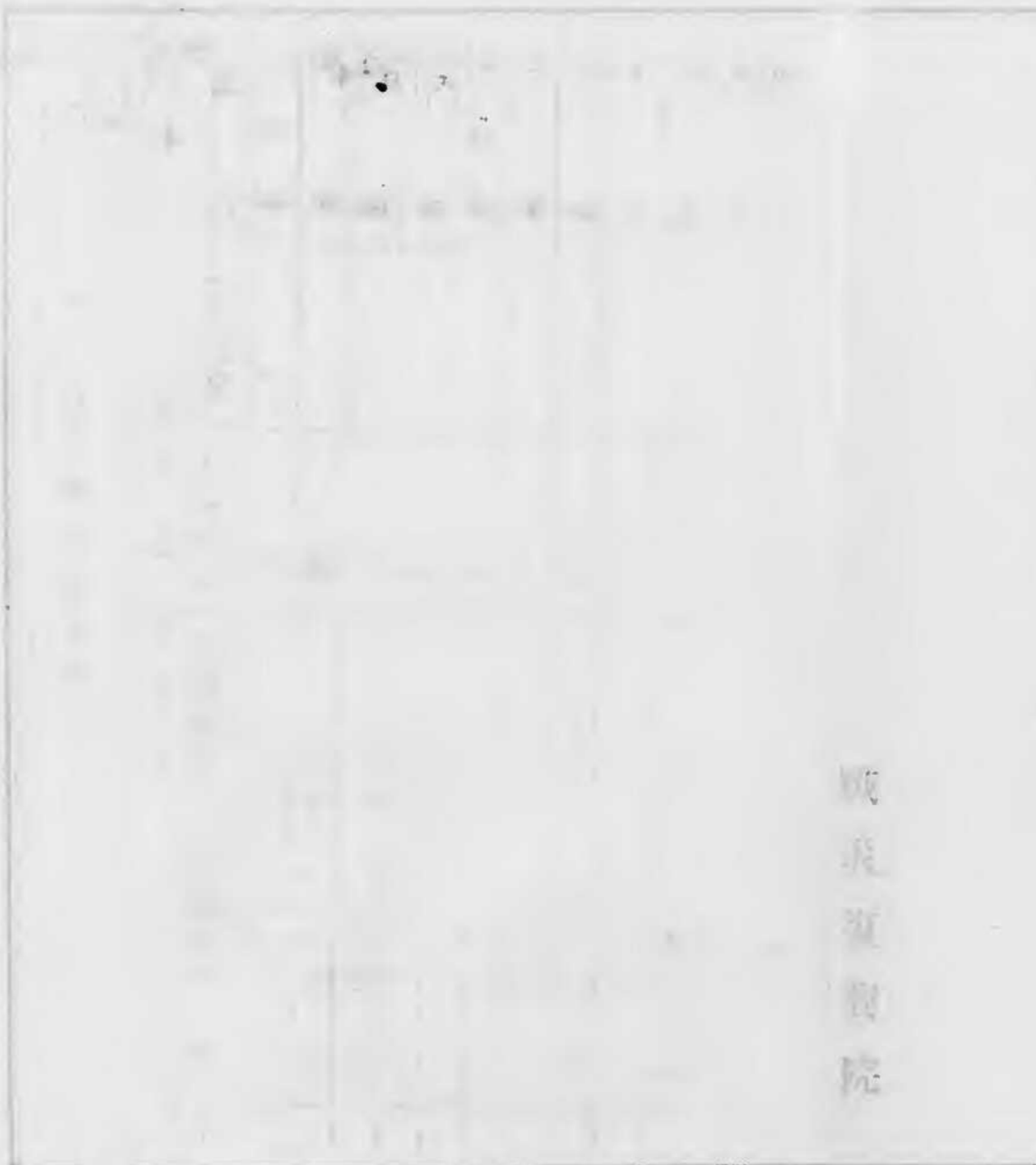
内務次官殿

地方官々制等改正の件

今般聯合車最高司令官の要求に依る兵舎宿舍其の他の建造物及設備の營繕並に備品の調達に關する事務を一層簡滑適確に實施する爲、地方廳に職員を配置することになつたので別紙配置表の通、東京都官制、北海道廳官制及地方官々制の改正方取り計らはれた

戦災復興

裏面白紙



廣島支院

行 分 号	鹿 島	鹿 兒 島	官 船	熊 本	佐 賀	大 分	福 岡	高 知	愛 媛	香 川	德 島	和 歌 山	山 口	廣 島
一 五				—		—								—
二 九	三 二			—		二 三				—	—			二
三 八	六 七	—	—	—	—	—	三	—	—	—	—	—	—	二 —
一 〇 八	一 七	四	—	二	—	六	—	—	—	—	四 四	—	—	一 八
	二 三 一	五	二	五	二	〇	一 七	二	二	六	六	二	—	一 三 一

地方職職員前回配當表

計	鹿兒島	熊本	大分	福岡	廣島	岡山	山形	青森	宮城	岐阜	滋賀	愛知	奈良	群馬	埼玉	長崎	兵庫	神奈川	大阪	京都	東京	北海道	縣別區分		
																							前回	既配當分	
五				一	一				一							一							一	二級學務官	
五〇	一	一	一	三	四	一	二	二	四	一	一	一	二	三	二	二	二	五	四	二	四	三	三	二級技官	
四〇	一	二	二	二	二	二	一	二	二	二	一	一	一	二	二	二	二	三	二	二	三	二	二	三級學務官	
二〇〇	一	六	六	九	〇	六	〇	九	一六	六	六	六	六	九	一	八	七	一六	一三	七	一五	一七	一七	三級技官	
二九五	三	九	九	一五	一七	九	一三	一三	二三	九	八	八	八	二	一六	一三	一	二四	一九	一	二二	二三	二三	計	

國家文書院

		縣別區分																地方廳職員新配置																																																														
		三	愛	靜	山	滋	岐	長	宮	福	岩	青	山	秋	福	石	富	島	岡	余	埼	栃	茨	千	群	新	長	兵	神	大	京	東	北	二級事務官	三級技官	三級事務官	三級技官																																											
		車	知	岡	采	賀	早	野	城	島	手	森	形	出	井	川	山	取	根	山	長	玉	木	城	葉	馬	瀨	崎	庫	川	阪	都	京	道	台	計	計	計																																										
													1	1																																																																		
5	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	6	1	1	1	9	1	0	0	2	5	1	7	7	1	5	1	7	1	2	2	2	2	4	2	1	1	4	1	2	1	4	2	2	2	2	2	2	0	2	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

東京電報院

郡	鹿	宮	熊	佐	大	船	高	野	香	徳	和	山	廣
島	元	坂	本	賀	分	岡	知	鏡	川	島	山	口	島
二〇			一		一	一						一	一
八二	一		二		三	六			一	一		二	四
一〇七	二	一	三	一	三	五	一	一	一	一	一	二	三
三一七	五	一	八	一	二	〇	一	一	四	四	一	八	〇
五二六	八	二	四	二	九	三	二	二	六	六	二	一	一
												三	八

戦後復興院

一 聯合軍用宿舍建設関係地方廳機構整備に要する経費の増加
 聯合軍最高司令官の要求による宿舍其の他の建造物及設備の營
 繕並に備品の調達についての事項を圓滑通確に実施する爲一層
 機構を整備する必要があるからこの経費を要する

款	項	金額	算出内訳
一 臨時部 一般費	臨時諸要務費	三三三〇〇〇 円	内訳別紙の通り

聯合軍用宿舎建設關係地方廳臨時機構整備に要する経費の増加内訳

區	人員	一人年額	金額	備	考
一般費			五、六、〇〇〇		
臨時諸要務費			三、三、〇〇〇		
事務給	一五	二、七、六〇	四、一、四〇〇		
技官	三二	三、〇〇〇	九、六、〇〇〇		
技官	一八	一、〇、八〇	一九八、七二〇		
技官	一八	一、〇、八〇	一九九、八〇〇		
技官	一〇	一、〇、八〇	一〇一、八〇〇		
技官	四七	六、〇〇	二、八、二〇〇		
技官	一八	四、〇〇	七、三、六〇〇		
技官	一五	二、〇、七〇	二、〇、七〇〇		
技官	三二	四、八、〇〇	四、八、〇〇〇		
技官	一八	九、九、三六〇	九、九、三六〇		
技官	一〇	一、四、八九〇	一、四、八九〇		
技官	五〇	五、〇、九〇〇	五、〇、九〇〇		
技官	一四	一、〇、〇〇	一、四、一〇〇		
技官	三六	八、〇〇	三、六、八〇〇		

區	人員	一人年額	金額	備	考
特殊費			九、八、〇〇〇		
事務費			三、〇、〇八〇		
事務費			一、八、四八〇		
事務費			一、二、六〇〇		
事務費			九、八、〇〇〇		
事務費			一、五、〇四〇		
事務費			九、二、四〇		
事務費			五、八、〇〇		

内第一一〇二號

昭和二十一年十月七日

内務大臣官房人事課長 殿

厚生大臣官房秘書課長



厚生大臣官房秘書課長
同内務大臣官房人事課長

132

233

民生委員令施行に伴ふ東京都官制等中止に關する件

民生委員令の施行に伴ひ、あつたに、民生委員令の施行を記置することになつたので、別紙のとほり、宣訓改正方御取計ひ願ひたい。

裏面白紙

東京都官制等中次のやうに改正する

一 東京都官制第一條ノ二

地方事務官又は地方役員の品中「専任三人三級」を加へる。

二 北海道官制第一條ノ二

地方事務官又は地方役員の品中「専任八人三級」を加へる。

三 地方官制第二條

地方事務官又は地方役員の品中「専任二一九人三級」を加へる。

裏面白紙

民生委員指導職員設置理由

民生委員令の施行に伴ひ、一般的行政の實施、特に民生委員の監督
及び指導の爲め必要なる本旨に基き、その活動する趣用を圖るため指
導を強化すること緊要なるに依り、民生委員指導職員を設置したい。

民生委員指導職員設置訓令資料

- 一、民生委員令
- 二、民生委員指導職員配置説明
- 三、民生委員指導職員配置表
- 四、民生委員指導職員事務分掌
- 五、民生委員指導費制
- 六、昭和二十年民生委員指導職員設置補助費補助に要する費の内訳
- 七、民生委員配置標準規程

裏面白紙

裏面あり

民生委員令

第一條 民生委員は、社會の福祉を増進するために、仁愛の精神をもつて、保護誘掖のことに依り、

第二條 民生委員は、市へ東京都の区のある区域においてはその区域とする。以下同じ。町村の区域にこれを置く。

第三條 民生委員の定数は、地方長官が、関係市町村長（東京都の区のある区域においては区長とする。）の意見を徴して、市町村の区域毎にこれを定める。

第四條 民生委員は、地方長官の推薦によつて、厚生大臣がこれを委属する。

前項の地方長官の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦委員會が推薦した者について、都道府県に設置された民生委員銓衡委員會の意見を徴してこれを行ふ。

前項の民生委員推薦委員會及び民生委員銓衡委員會の組織は、厚生大

臣がこれを足る。

第五條 民生委員は名譽職とし、その任期は二年とする。但し、特別の事由があるときは、任期中であつても、これを解任することが出来る。

第六條 民生委員は、その市町村の区域において、相當の区域又は事項を分つて、その職務を行ふものとする。

第七條 民生委員の職務は、左の通りである。

- 一 生活状態を調査すること。
 - 二 保護を要する者を適切に保護誘換すること。
 - 三 社会施設と密接に連絡し、その機能を扶けること。
- 民生委員は、前項の職務を行ふ外、必要に応じて、生活の指導を行ふ。

第八條 民生委員は、その職務に関して、地方長官の指揮監督を受ける。

第九條 民生委員は、地方長官が関係市町村長（東京都の区のある区域において）は、市長とする。）の意見を徴して定める区域毎に、民生委員會を

裏面あり

組織しなればならぬ。

前項の規定による民生委員会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情があるときの外、市においてはその区域を数区域に分かつ区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならぬ。

第十條 地方長官は、必要があると認めるときは、関係市町村長（東京都の区のある区域、京都市、大阪市、横浜市、神戸市、及び名古屋市の市長とする。以下同じ。）その他適當なる者を、民生委員会の組織に加はらしめることができる。

関係市町村長又はその委任を受けた者は、民生委員会に出席し、意見を述べることができる。

第十一條 民生委員会の任務は、左の通りである。

- 一 民生委員が擔當する区域又は事項を定めること。
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び統制をなすこと。

三 必要な資料又は情報を集めること。

四 民生委員をして、その職務に関して互に勵まし、研究及び修養をな
させらるること。

五 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を處理すること。
民生委員會は、民生委員の職務に関して必要と認めらる意見を、関係
各廳に具申することが出来る。

第十二條 関係市町村長は、民生委員に對して、その職務に関して必要な
指示をすることが出来る。

第十三條 民生委員、民生委員推薦委員會、民生委員銓衡委員會及び民生
委員會に関する費用は都道府縣の負擔とする。

第十四條 この勅令中町村に関する規定は、町村制を施行しない地におい
ては町村に準ずるものに、町村長に関する規定は、町村長に準ずるもの
にこれを適用する。

案主より有言
別紙案集に付内務
省之迄是下之水
特利
総務課案

大村清一
殿



内務省官制の一部を改正する等の必要があるので別紙勅令案を
提出する。

右閣議を請ふ。

内甲九一

内務省



内第ハ五号

乙第 三三四 號

昭和二十一年十月五日

内務大臣 大村 清一

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

内務省官制の一部を改正する等の必要があるので別紙勅令案を提出する。

右閣議を請ふ。

内甲九一

内務省



めくれず

附則

この勅令は、生活保護法施行の日からこれを施行する。

方面委員令は、これを廢止する。

この勅令施行の際、現に方面委員の職にある者は、民生委員を委嘱すべしとのものとする。但し、その任期は、この勅令施行の日から二箇月とする。

前項の場合においても、第五條但書の規定の適用を妨げない。

少年救護法施行令の一部を次のやうに改正する。

第九條第一項及び第二項を次のやうに改める。

少年救護委員ハ民生委員令ニ依ル民生委員ヲ以テ之ニ充ツ

前項ノ規定ニ依ル者ノ外地方長官必要アリト認ムルトキハ別ニ少年救護委員ヲ選任スルコトヲ得

少年救護委員ハ名譽職トス

第二項ノ規定ニ依リ選任セラレタル少年救護委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

民生委員指導職員配置説明

全國地方事務所並に支廳のニ分の一に對し配置して民生委員の指導及び一般的社會行政に従事せしめるもので、その都道府縣於ける配置に際しては、要保護者數、民生委員數、地理的狀況等を勘案して定めさせるものである。
都道府縣に對する配置豫定は左の通りである。

裏面白紙

府縣名	指導員	民生委員	地方事務所	支庁	計
北海道	1	4	1	1	7
青森	1	3	1	1	6
岩手	1	3	1	1	6
宮城	1	3	1	1	6
秋田	1	3	1	1	6
山形	1	3	1	1	6
福島	1	3	1	1	6
茨城	1	3	1	1	6
栃木	1	3	1	1	6
群馬	1	3	1	1	6
千叶	1	3	1	1	6
東京	1	3	1	1	6
神奈川	1	3	1	1	6
新潟	1	3	1	1	6
富山	1	3	1	1	6
石川	1	3	1	1	6
福井	1	3	1	1	6
山梨	1	3	1	1	6
長野	1	3	1	1	6
岐阜	1	3	1	1	6
愛知	1	3	1	1	6
三重	1	3	1	1	6
滋賀	1	3	1	1	6
京都	1	3	1	1	6
大阪	1	3	1	1	6
奈良	1	3	1	1	6
和歌山	1	3	1	1	6
鳥取	1	3	1	1	6
島根	1	3	1	1	6
岡山	1	3	1	1	6
広島	1	3	1	1	6
山口	1	3	1	1	6
徳島	1	3	1	1	6
香川	1	3	1	1	6
愛媛	1	3	1	1	6
高松	1	3	1	1	6
高知	1	3	1	1	6
福岡	1	3	1	1	6
佐賀	1	3	1	1	6
熊本	1	3	1	1	6
大分	1	3	1	1	6
宮崎	1	3	1	1	6
鹿児島	1	3	1	1	6
沖縄	1	3	1	1	6
計	1	3	1	1	6

民生委員指導職員配置表

裏面白紙

民生委員指導職員事務分掌

- 一 民生委員の指導訓練に関する件
 - 1. 民生委員の精神指導に関する件
 - 2. 民生委員の連絡啓発に関する件
 - 3. 民生委員講習會に関する件
 - 4. 民生委員研定會に関する件
 - 5. 民生委員交換派遣に関する件
 - 6. 民生委員の職務内容指導に関する件
- (イ) 生活状態調査に関する件
- (ロ) 要保護者に対する後援誘掖に関する件
- (ハ) 社會施設の調査連絡、機能助長に関する件
- (ニ) 少年教護に関する件

- (ホ) 要保護者の就職斡旋に関する件
- (ヘ) 要保護者の授産に関する件
- (ト) 其の他一般生活指導に関する件

二 民生委員制度並にその趣旨徹底に関する件

三 民生委員選任に関する件

- 1. 推薦委員會組織に関する件
- 2. 推薦委員會運営指導に関する件
- 3. 選任指導に関する件
- 4. 推薦委員會との連絡事務に関する件

六、民生委員選任委員會との連絡事務に関する件
七、選任事務に関する件

四、民生委員會指導に関する件

- 一、委員會組織に関する件
- 二、委員會の運営に関する件
- 三、委員會の事務指導に関する件
- 六、會計事務の監督指導に関する件

五、常務委員會指導に関する件

- 一、組織に関する件
- 二、運営指導に関する件

三、常務委員との事務連絡指導に関する件

六、町村民生委員事務所指導に関する件

- 一、運営に関する件
- 二、事務指導に関する件
- 三、會計事務の監督指導に関する件

七、生活保護法による保護事務に関する件

- 一、生活保護法の趣旨徹底に関する件
- 二、各種保護事務に関する件
- 三、保護状況調査に関する件

八一般保護事務に関する件

九一般保護状況調査に関する件

十一般社会状況調査に関する件

民生委員指導費調

區	分所要額	國庫補助		全上内		備考
		所要額	補助額	所要額	補助額	
市町村民生委員會費	四、六一四〇	二、〇三〇	二、〇三〇	二、〇三〇	二、〇三〇	算式別紙(一)の通
委員會費	七、九五〇	四、九七五	四、九七五	四、九七五	四、九七五	
委員會事務費	三、〇六六	一、五三三	一、五三三	一、五三三	一、五三三	
委員活動費	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
委員會事務諸費	六、六一〇	五、三三〇	五、三三〇	五、三三〇	五、三三〇	
銓衡委員會費	三、三〇〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	算式別紙(二)の通
民生委員事務諸費	五、五二八	二、五七六	二、五七六	二、五七六	二、五七六	算式別紙(三)の通
民生委員指導費	三、九七二	六、四八六	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	算式別紙(四)の通
職員工設置費	七、〇〇〇	三、七六五	三、七六五	三、七六五	三、七六五	算式別紙(五)の通
指導調査費	四、六〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	
指導事務費	六、六一〇	五、三三〇	五、三三〇	五、三三〇	五、三三〇	
計	二、四、一四〇	五、六四三	四、〇三一	四、〇三一	四、〇三一	
民生委員聯盟事務費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	算式別紙(六)の通
民生委員交換指導費	五、六八〇	五、六八〇	五、六八〇	五、六八〇	五、六八〇	
民生委員指導講習費	三、三三四	三、三三四	三、三三四	三、三三四	三、三三四	
民生委員手帳調製費	五、二六五	五、二六五	五、二六五	五、二六五	五、二六五	
民生委員徽章調製費	四、四八八	四、四八八	四、四八八	四、四八八	四、四八八	
合計	二、三、四一四	六、六四三	五、〇三一	五、〇三一	五、〇三一	

昭和二十一年度民生委員指導職員設置費
補助に要する経費内訳

科目	区分	昭和二十一年度所 要額(六個月分)	月割差増 所(六ヶ月分)	所要額	備考
臨時部					
民生安定施設費					
民生安定施設費					
補助費					
民生安定施設費	補助	三三三〇	三三三〇	六四八六	
民生委員指導費	補助				
民生委員指導費	職員設置費				

備考 一人當 單價 年額 五、六四〇円

内訳	本俸	物價手當	賞与	臨時手當	旅費	廳費	雑費
人俸給	四、九一〇						
内訳	九六〇	六〇〇	五二〇	二八三〇	六〇〇	八〇〇	五〇〇

民生委員配置標準

道	人口数	民生委員配置標準数	要援護世帯数	民生委員配置標準数	町内会数	部落会数	左に依る民生委員配置標準数	合計配置標準数	現行方面委員数	現行定数との増減数
北海道	3,504,604	2,350	22,981	760	10,304	980	4,070	3,112	978	
青森	1,087,232	740	11,934	400	2,386	220	1,360	1,905	△545	
岩手	1,217,070	830	30,087	790	4,004	380	2,200	4,239	△2,039	
宮城	1,462,100	990	18,525	610	3,493	340	1,940	1,470	470	
秋田	1,175,813	810	17,693	580	4,242	410	1,800	1,760	40	
山形	1,294,934	880	15,636	520	3,715	360	1,760	1,216	544	
福島	1,718,786	1,310	42,810	1,410	5,033	480	3,200	2,241	959	
茨城	1,940,833	1,320	13,965	460	8,318	790	2,570			
栃木	1,503,617	1,030	9,172	310	3,802	360	1,700	1,850	△150	
群馬	1,524,635	1,040	16,555	540	3,722	350	1,930			
埼玉	2,023,553	1,380	25,072	830	4,465	430	2,640	2,236	404	
千葉	2,008,114	1,370	13,205	440	5,974	570	2,380	1,908	472	
東京都	4,140,432	2,860	65,711	2,170	3,034	290	5,320	2,543	2,777	
神奈川県	2,019,943	1,380	25,138	830	2,783	260	2,470	1,029	1,441	
新潟	2,326,811	1,570	22,326	740	7,040	670	3,000	1,873	1,107	
富山	932,669	640	19,510	640	3,459	330	1,610	1,324	286	
石川	577,197	600	23,089	750	3,048	290	1,640	2,074	△434	
福井	675,703	470	15,532	510	3,106	300	1,280	1,768	△488	
山梨	796,773	550	6,341	210	2,136	200	960	2,188	△1,228	
長野	2,027,235	1,380	23,286	770	8,053	770	2,920	1,251	1,667	
岐阜	2,260,059	1,540	12,996	410	5,624	530	2,480	6,718	△4,238	
静岡	1,444,000	980	21,959	730	4,465	430	2,140	1,604	536	
愛知	2,914,085	1,990	28,550	990	6,972	660	3,640	3,000	640	
三重	1,371,858	940	12,696	420	4,634	440	1,800	1,668	132	
滋賀	831,306	570	12,421	410	2,490	230	1,210	1,309	△99	

裏面白紙

京都	1,621,978	1,100	57,757	1,900	5,738	550	3,550	-
大阪	2,976,140	2,030	31,700	1,050	4,574	440	3,520	3,829
兵庫	2,326,172	1,920	45,002	1,490	5,248	570	3,980	1,561
奈良	744,381	510	9,204	310	2,462	230	1,050	495
和歌山	933,231	640	10,215	340	2,873	270	1,250	1,268
鳥取	557,429	380	7,943	260	2,103	200	840	1,000
島根	848,995	580	11,078	370	5,032	480	1,430	1,953
岡山	1,538,621	1,050	22,341	740	9,593	910	2,700	3,383
廣島	1,901,430	1,350	18,265	610	7,531	720	2,680	5,593
山口	1,375,472	940	9,758	320	4,985	470	1,730	2,930
徳島	828,784	570	10,393	340	3,658	350	1,260	1,098
香川	872,312	600	9,255	310	3,126	300	1,210	1,492
愛媛	1,380,709	940	14,295	470	5,742	540	1,950	1,940
高知	797,896	550	11,970	400	3,361	320	1,270	1,600
福岡	2,706,644	1,980	29,331	970	5,379	510	3,460	2,065
佐賀	856,672	590	4,931	180	2,201	210	980	1,327
長崎	1,417,924	960	13,303	440	3,644	350	1,750	1,745
熊本	1,631,976	1,110	13,293	440	4,932	460	2,010	1,288
大分	1,148,009	780	11,037	310	3,720	350	1,490	1,409
宮崎	957,856	650	11,782	390	2,040	200	1,240	1,020
鹿児島	1,813,314	1,230	26,757	880	5,251	500	2,610	1,330
總計	73,323,500	50,000	967,853	30,000	210,120	20,000	100,000	

備考

1. 総人口は内務省地方局調
2. 要援護世帯数は厚生省社会局調
3. 町内会部会長数は内務省地方局調
4. 民生委員配置豫定数
5. 増減数中△印は減を示す

昭和 21. 4. 26. 現在
 " 21. 6. 30. 現在
 " 21. 7. 30. 現在

100,000名以内
 50,000名は人口数に按ずる比例
 30,000名は要援護世帯数に按ずる比例
 20,000名は町内会部会長数に按ずる比例

1. 依り各都道府県に配置す。

丙第一一五九號

昭和二十一年十月二十三日

厚生大臣官房秘書課長



内務大臣官房人事課長 殿

都道府縣等臨時職員等設置制中改正に關する件
労働關係調整法の施行、麻薬取締監督及び鼠族昆蟲驅除等に從事するこれ
等職員の増加に伴ひ、別紙のとほり、標記官制改正方御取計ひ願ひたい。

裏面白紙

裏面白紙

一 労働関係調整法施行に伴ふ増員

第一條 東京都の部中

地方事務官 専任 四人

地方事務官 専任 八人

第一條ノ三 北海道廳の部中

地方事務官 専任 三人

地方事務官 専任 五人

第一條ノ四 府縣の部中

地方事務官 専任 二十四人

地方事務官 専任 七十二人

二 麻薬取締監督に伴ふ増員

第一條 東京都の部中

地方事務官 専任 一人

地方技官 専任 一人

二級
三級
を加へる

二級 三人
三級 八五人
を加へる

二級
三級
を加へる

三級
二級
を加へる

第一條ノ三	北海道廳の部中	一人	三級	を加へる
地方事務官	専任	一人	二級	
地方技官	専任	一人	二級	
第一條ノ四	府縣の部中	五十四人	三級	を加へる
地方事務官	専任	四十四人	二級	
地方技官	専任	五人	二級	
鼠族昆蟲驅除に伴ふ増員				
第一條	東京都の部中	一人	二級	を加へる
地方技官	専任	一人	二級	
第一條ノ四	府縣の部中	十九人	二級	を加へる
地方技官	専任	十九人	二級	

裏面白紙

資料目次

一 労働関係調整法施行に伴う地方廳に於ける人員配置表

二 労働組合結成状況調

三 労働関係調整法施行に要する経費

(一) 調停仲裁費内訳

中央扱分 一〇件 六〇四〇〇圓

委員 九名 一件當(期間一〇日) 四三三〇圓

日當 八圓 九名分 七二圓 一〇日分 七二〇圓

宿泊 四〇圓 一人五泊 二〇〇圓 九名分 一、八〇〇圓

車馬賃 二〇〇圓 九名分 一、八〇〇圓

計 一〇件分 四三三〇圓

参考人 二〇名 一件當 一、七五〇圓

日當 五圓 二〇名分 一〇〇圓 五日分 一、〇〇圓

宿泊 二六圓 一人一泊 二六圓 二〇名分 五二〇圓

車馬賃 五〇圓 二〇名分 一、〇〇〇圓

計 一〇件分 一、七五〇圓

地方扱分 三〇件 六九二一〇圓

委員 九名 一件當(期間一〇日) 一、五七五圓

日當 六圓 九名分 五四圓 一〇日分 五四〇圓

宿泊 三〇圓 一人三泊 九〇圓 九名分 八一〇圓

車馬賃 二五圓 九名分 二二五圓

計 三〇件分 四七二五〇圓

参考人 二名 一件當 七三二圓

日當 一二名分 六〇圓 二日分 一二〇圓

宿泊 二六圓 一人一泊分 二六圓 二名分 三二二圓

車馬賃 二五圓 一二名分 三〇〇圓

計 三〇件分 一二、九六〇圓

合計 一二、九六一〇圓

(二) 幹旋費内譯 (地方扱分)

幹旋費 二名 一件當 (一期間一〇日) 三五〇圓

日當 六圓 二名分 一二圓一〇日分 一二〇圓

宿泊 三〇圓 三泊 九〇圓 二名分 一八〇圓

車馬賃 二五圓 二名分 五〇圓

一〇件分 合計 三五〇〇圓

(一) 特殊應費内譯		區分	員數	單價	金額	備考
印刷費			10000	七圓	221100	
法解説			10000	七圓	104000	
パンフレット			10000	三圓	104000	
カード			10000	三圓	11100	
報告書作成費			10000	三圓	10000	一件300部の30件分
通信運搬費			10000	三圓	30000	
計					1111100	

一労働關係調整法施行に關する經費
 労働關係調整法の施行に伴ひ労働爭議の解決に當り仲介斡旋調停及仲
 裁の機能を十分に發揮せしめ労働關係の公正なる調整を圖る爲此の經
 費を要する

款 項	金額	算出内		備考
		區分	員數單價	
		譯		
		二一年追加	平年度	
		要額	要額	
臨時部				
一般費				
臨時諸要務費	四三二〇〇〇	俸給		
		事務費		
		二級	七八〇〇〇	一五六〇〇〇
		二級	三七一〇〇	七四四〇〇
		三級	四〇〇〇〇	八七〇〇〇
		諸給與	一四二九三五	二一八八七〇
		内國旅費	七八九〇〇	一〇五三〇〇
		二級	九三〇〇	一八六〇〇
		二級	一七〇〇〇	三三〇〇〇
		特殊	三〇七〇〇〇	五七〇〇〇
		雜給		
		慰勞金	三八五三五	六二六七〇
		雇員給(事務)	二五五〇〇	五七〇〇〇
		事務費	一五七〇六五	一六四一三〇
		應費	一四六〇四〇	一五四〇八〇
		人件フモノ	八〇〇〇	一六〇八〇
		特殊	一三八〇〇〇	一三八〇〇〇
		雜費(人件フモノ)	五〇〇	一〇〇〇〇
		調停表等公表費	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
計			四三二〇〇〇	五九九〇〇〇

一新開一件三行
 三〇〇〇〇〇
 三〇〇紙券

一應三〇〇〇〇圓ノ
 四六應分

資料目次

- 一 事務分擔表
- 二 麻薬取締事務一覽表
- 三 麻薬取締監督上要する職員配置表
- 四 職員表
- 五 豫算書

裏面白紙

（事務分担）
 中央との連絡。
 一、製造業者及び輸入業者の取締。
 二、販賣業者及び取引の取締。
 三、醫師、歯科醫師、獣醫師の取締。
 四、麻薬中毒患者の防止及び取締。
 五、諸関係法令の實施及び運用。
 六、消費の矯正。
 七、免許證下附。
 八、諸報告の蒐集、集計及び調査。
 九、封緘紙賣下付及び整理。
 十、不正取引の取締。

（内務省所管分）
 一、製造業者及び輸入業者の取締。
 二、販賣業者及び取引の取締。
 三、醫師、歯科醫師、獣醫師の取締。
 四、麻薬中毒患者の防止及び取締。
 五、諸関係法令の實施及び運用。
 六、消費の矯正。
 七、免許證下附。
 八、諸報告の蒐集、集計及び調査。
 九、封緘紙賣下付及び整理。
 十、不正取引の取締。

一、現地指導及び連絡。
 二、特殊麻薬保管倉庫の監督。
 （北海道一、宮城一、東京二、新潟一、大阪四、香川一、福岡一）

参考

新舊比較	新設	新設	備考
員数	員数	員数	
製造業者	一〇	七	新設による員数は昭和三年十月一日現行の定員額による。
卸賣業者	四九	七	
小賣業者	九八八二	一九一	
薬局	一一二八	六三七七	
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	八三四三		
麻薬研究所	四五〇〇	六五二七	
合計	四七、〇〇〇	八〇、〇〇一	

一〇、一、一、一

資料目次(鼠族昆虫駆除)

全力

- 一 司令部覺書
- 一 職員配置表
- 一 事務分擔表
- 一 豫算書

聯合國具最高司令部

一九四六年五月四日附

綴込番號 七二五(一九四六、五、四) P H

覺書 日本帝國政府宛

主 題 一 昆蟲及鼠族の驅除を擔當する官吏の任命に關する件

昭和二十一年九月二日附「公衆衛生對策に關する件」覺書を參照すること

日本政府は各都道府縣衛生課内に昆蟲鼠族の驅除管理を常時擔當すべ

き官吏を任命すべし、上記官吏は都道府縣内に於ける昆蟲鼠除驅除に従事

する人事及諸活動一切の組織、教育、活動監督及協調の責に任ずべきものとす

郡市町に於ける下部單位(班)の教及組織は本年四月五日より二七日に到る

間、京都に於て催された講習會にて大要を示されたものと、各都道府縣

地方衛生課長と各都道府縣衛生課長及び地方軍政中隊公衆衛生擔當官

と協議の上、各都道府縣の計画案を作成し、厚生省に提出すること

厚生省は各都道府縣昆蟲鼠族擔當官に対し必要と考へる活動狀況及

資材消費狀況に關する定期的報告を徴すること

日本政府は最高司令部 G H Q に本覺書に應じて取りたる措置に

關する報告を作成し、五月五日迄に提出すべし

高級副官 B. M. フィッチ准將代

A. J. Pele

69c

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 725.11 (4May 46)PH
(SCAPIN - 920)

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT : Appointment of Insect and Rodent Control
Officers.

1. Reference is made to Memorandum number (SCAPIN-48), dated 22 September 1945, Subject: "Public Health Measures."

2. The Imperial Japanese Government is directed to appoint a full-time Insect and Rodent Control Officer in each prefectural (Ken) health office. This officer to be responsible for the organization, training, operation, supervision and coordination of all insect and rodent control personnel and activities within the prefecture.

3. The number and organization of subordinate units in counties (Gun), cities (Shi) and towns (Machi) will depend upon prevailing local conditions in the several prefectures, as outlined during the conference held at Kyoto from 22 April to 27 April 1946. Prefectural insect and rodent control officers will submit to the Ministry of Health and Social Affairs plans for their respective prefectural health office and the local Military Government Public Health Officer.

4. The Ministry of Health and Social Affairs will require prefectural insect and rodent control officers to make such periodic reports of activities and consumption of supplies as may be deemed necessary.

5. The Imperial Japanese Government will submit a written report to GHO, SCAP, not later than 15 May 1946 concerning the action taken to comply with this Memorandum.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

A. J. REBE

for

R. H. FIMHA

Brigadier General, AGD,
Adjutant General.

Received: 5 May 9.25 a.m.

Shukan : pp.

Copy : D of GA

裏面白紙



衛發第三六七號

昭和二十一年五月十日

各地方長官殿

厚生省衛生局長

鼠族昆虫駆除実施に関する件

標記の件に關しては本年三月十一日衛發第三七八號
都市清掃防疫ヲ強化ニ關スル件通牒同四月二十六日
衛發第三七七號「鼠族昆虫駆除実施ニ關スル件」並びに
同四月二十五日より二十七日の間京都府で開催した講習會
で、聯合軍より指示を受けられた方針、実施方法等に
基いて既に実行に移されたこと、思ふが今般
別決の通り、聯合軍より正式に指令を接受したから
至急之の措置を講ぜられたい。

記

- 一、各都道府縣に於て本業務担当責任者、其の補佐者
及鼠族昆虫駆除看導と任命又は編成し、五月三十日
迄に第一表様式により之を本者に報告されたい。
(新に技官定員及び豫算計上につき、努力中である
が一應前記講習會出席者又は現在の職員中より
適當の者と任命されたい)
- 二、各都道府縣の本業務責任者は關係方面及び各
地聯合軍と充分に連絡の上、各地の実情に應じ、至急
実施計畫を立案し之を五月末日迄に本者に報告さ
れたい。
- 三、管下各都市に鼠族昆虫駆除実施班を編成して
其の教育を行はれたい。たゞは町村についても都市
に準じて実施すること、編成を全部完成する迄は
第二表様式により、その進歩状況と毎旬本者に報告
されたい。

資料については本者でも努力中であるが各都道府県に於ても官下の既存物資の活用或は生産振起を圖る等極力入手努力されたい。

(第一表) 鼠族昆虫駆除責任者その他任命状況報告

区別	職名	氏名	年令	略歴	備考
業務担当責任者					
全補佐者					
鼠族昆虫駆除員					

(第二表) 鼠族昆虫駆除実施班編成状況報告

区市名	人口	編成豫定数	内既編成数	教育実施状況	備考

(備考) 本報告は編成完了で、都市も管内全部都市を編成完了するまで再掲すること。

事務分擔表

- 一 鼠族昆虫驅除に關する計畫並に實施
 - 一 思想啓發並に民衆教育
 - 一 市町村の行ふ驅除實施指導
 - 一 藥品及資材の獲得並に配給
 - 一 驅除班の編成監督並に訓練
 - 一 其の他鼠族昆虫驅除一切の事務
- 現地軍政部の連絡

一 鼠族昆虫驅除實施に要する經費

傳染病未然防止の方法として鼠族昆虫の驅除は最も肝要にして
 之が事業の責任擔當官を各都道府縣に設置するに於て此の經費を要す

款項	金額	區	分員數	單價	内 計(平年度)	備考
臨時費	九四〇〇	俸給				
一般費		技官	二	三〇〇〇	六〇〇〇〇	
		二級	二〇	三〇〇〇	六〇〇〇〇	
		諸給與			九六〇五六	
		内國旅費			三五〇〇〇	
		二級	二〇	一〇〇〇	二〇〇〇〇	
		特殊	四六	二三〇〇	一〇五八〇	
					二三〇〇〇	

款項	金額	區	分員數	單價	内 計(平年度)	備考
		推給 (慰勞金)	四六	七二〇	三三一二〇	
		雇員給 (技術雇)	一〇	二四五〇	四九〇〇	
		事務費	一〇	八〇〇	一六〇〇	
		應費 (人件費)	六六	一六五〇	一〇八五〇	
		雜費 (人件費)			三三〇〇	
合計	九四〇〇〇				一六〇、九五六	

秘水第二九八號

昭和廿一年十月二十八日

農林大臣官房秘書長

内務大臣官房人事課長 殿



地方縣職員定員増加の件

別紙の通水産業用資材對策關係、製絲業法施行關係及桑園の擴充及登錄關係につき地方縣職員定員増加の必要あるから至急地方官々制中改正方御取計はれたい。

追て別に依頼した養蠶制度改革に伴ふ東京師範、北海道廳官制及び地方官官制等改正による養蠶制度改革關係の二級事務官及び二級技官並びに未業地取得關係の二級事務官及び二級技官の地方別定員配當表(別表)は確定にして實際の配當は多少變更あるものと仰了知ありたい

裏面白紙

275

裏面白紙

地方職定員増加課

國庫支辨 (廳府縣等臨時職員等設置制によるもの)

職分	事務官		技官		計	備考
	二級	三級	二級	三級		
農地制度改革關係	三二二	九三一	一三八		一三九一	
補助職員 (地方官官制第二條の規定によるもの)						
未墾地取得關係	二二五	五八	一四四	二九八	一一二五	全額補助
耕地關係		九〇	九〇	四五〇	六三〇	專業費補助 (二分ノ二五)
水産業用資材貯蔵關係			二二		二二	二分ノ一補助
製絲業法施行關係			一四	二七	四一	二分ノ一補助
桑園の擴充及登錄關係			二八	六二	九〇	二分ノ一補助
計	二二五	五八	二九六	八三七	一九〇六	

めくれず

水産業用資材對策に關する経費(昭和二十二年)

區	分	数量	單價	計金額
總務部	一 概費	八	九八、〇〇〇	九八、〇〇〇
	二 業務費	二	七、五〇〇	一五、〇〇〇
農林技官	一 概費	一	三、六〇〇	三、六〇〇
	二 業務費	一	一、八〇〇	一、八〇〇
	三 旅費	一	五、〇〇〇	五、〇〇〇
農林技官	一 概費	六	五、一六〇	三〇、九六〇
	二 業務費	二	三、〇〇〇	六、〇〇〇
	三 旅費	二	二、一八〇	四、三六〇
諸給與	一 概費	四	二、一八〇	八、七二〇
	二 業務費	二	三、〇〇〇	六、〇〇〇
	三 旅費	二	二、一八〇	四、三六〇

課	分	数量	單價	計金額
二 課	一 概費	三	一、〇〇〇	三、〇〇〇
	二 業務費	三	一、〇〇〇	三、〇〇〇
三 課	一 概費	五	一、五〇〇	七、五〇〇
	二 業務費	二	二、二〇〇	四、四〇〇
四 課	一 概費	九	三、一〇〇	二八、一〇〇
	二 業務費	二	六、〇〇〇	一二、〇〇〇
五 課	一 概費	七	二、五〇〇	一七、五〇〇
	二 業務費	二	二、五〇〇	五、〇〇〇
六 課	一 概費	八	一、〇〇〇	八、〇〇〇
	二 業務費	二	一、〇〇〇	二、〇〇〇
七 課	一 概費	四	三、九七六	一五、九〇四
	二 業務費	二	四、三九七	八、七九四
八 課	一 概費	四	三、九七六	一五、九〇四
	二 業務費	二	四、三九七	八、七九四

備品費(五、〇〇〇) 圖書及印刷費(四、〇〇〇)

要求理由

現下迄に今後に於ける食糧の供給事情に鑑み水産物の増産確保を期する為には水産業用資材の供給確保と配給の適正措置を圖ることは最も緊要な事である。

然るに之が主要資材である處の樺虫、漁網、綿花、麻、染料等は、その殆ど全部を聯合國よりの輸入に仰がなければならぬ。之等主要資材に付ては既にその一部は輸入を許可せられ水産物の増産の爲に使用されてゐるのであるが食糧確保上必要なる限度の需要を充て得ず如く今後益々その輸入量の増進と輸入の促進とを懇請しなければならぬ。併して之等輸入資材を以て食糧対策上最大の効果を發揮せしむる爲には、之等の資材が最も効率的に配分され、計画的にして然も其の適確に配給され水産物とのリニアリと相俟て出荷の増強に役立つものだければならぬ。このことは又対外的にも之等資材の輸入促進に懇請を要するところである。

更に水産機械器具、土建用資材、包装用資材、其の他に付ても鉄鋼、セメント、其の他の國內供給事情に鑑み、其の確保に於ける適正化を必要とする事情にある。仍てこの經費を要する。

説明参考書整理表

一	職員事務分擔	別紙添附
二	經費区分表	本省
三	計畫年割表	十シ
四	經費支出年割表	十シ
五	收入豫定額	十シ
六	豫算契約に關する要求書	十シ
七	繰越明許に關する要求書	十シ
八	補充充實途に關する要求書	十シ
九	補助金交付要綱	地方職員設置請願規則による
十	補助金員控區分綱	別紙添附
二	説明参考書	

裏面白紙

一 職員事務分擔

一區

分

二 課
三 課
四 課
五 課
六 課
七 課
八 課
九 課
十 課
十一 課
十二 課
十三 課
十四 課
十五 課
十六 課
十七 課
十八 課
十九 課
二十 課
二十一 課
二十二 課
二十三 課
二十四 課
二十五 課
二十六 課
二十七 課
二十八 課
二十九 課
三十 課
三十一 課
三十二 課
三十三 課
三十四 課
三十五 課
三十六 課
三十七 課
三十八 課
三十九 課
四十 課
四十一 課
四十二 課
四十三 課
四十四 課
四十五 課
四十六 課
四十七 課
四十八 課
四十九 課
五十 課

一 炭業用石油に關する事務

1. 需要量調査及配分に關する事務

2. 輸送計畫現物化調査及使用実績調査に關する事務

3. 石油品質調査及使用指導に關する事務

二 鉄鋼非鐵金屬等に關する事務

1. 冷浸炭素鋼其の關に關する事務

2. 炭素鋼用ニ木建築用鋼に關する事務

3. 鋼管鋼板鋼線に關する事務

4. 木材等ニ關する事務

三 綿及絹製鋼綢絹織に關する事務

1. 需要調査原料確保配分に關する事務

2. 生産割當生産指導與計畫に關する事務

3. 規格に關する事務

4. 品質検査調査に關する事務

5. 生産割當の監督に關する事務

四 麻及紙織造鋼綢絹織に關する事務

1. 需要調査原料確保配分及配分実績調査に關する事務

2. 生産割當生産指導與計畫に關する事務

五 其他の資料に關する事務

1. 三製法製鋼に關する事務

2. 炭素鋼化學炭素鋼鋼材鋼材に關する事務

3. 鋼材の製造に關する事務

計

一、補助金員搭込分調

種別	事業費補助 基本額	事業費 主体	国庫 歳入	国庫助成金	地方負担割合 都道府県市町村其他	備考
地方公共団体其他 職員給与補助 地方公共団体補助	三八〇〇〇			一九〇〇〇 六月	一九〇〇〇 六月	
課 除	六〇月 三〇〇〇〇	都道府県	二分の一	一五〇〇〇 六月	一五〇〇〇 六月	
事業費	八〇〇〇			四〇〇〇	四〇〇〇	

裏面白紙

二 説明参考書
一 事業計画

水産物の生産に不可欠なる水産業用資材の供給確保と円滑なる配給を図るは現下水産食糧確保の重要性より見て最も緊要とする所であるから本省及地方廳に所要の職員を設置して生産配給体制を強化し以て水産物の維持増強を図るものとす。又一面水産業用資材の生産出荷の確保に萬全を期する為民間専門家に囑託して生産実績の把握に必要なる事項を調査連絡せしめ之が供給確保と適正圓滑なる配給に資せんとす。

(一) 地方公共団体其他職員費補助

水産業用資材の配給は相當複雑せるを以て配給割當等の迅速適正を期すると共に配給関係の調査を行ひ其の対策を速に講ぜしむる為沿海郡道府縣に専任職員を設置せしめ之に要する経費の二分の一を補助せんとす。

種別	数量	単價	金額	補助率	補助金	地方公共団体補助	計
専任職員	2	3,000	6,000	2/3	4,000	2,000	6,000
事務費	2	1,000	2,000	2/3	1,333	667	2,000
経費	2	2,000	4,000	2/3	2,667	1,333	4,000
計			12,000		8,000	4,000	12,000

昭和二十一年度官制改正説明参考書（追加豫算ノ分）

蠶絲局

事項	官名	増加定員	備考
一、優良生絲増産施設に要する經費	農林技官（二級）	一	〔蠶絲局に設置〕
	農林技官（三級）	一	
	地方技官（二級）	一四	〔岩手縣外三七都府縣〕
	地方技官（三級）	二七	
	農林技官（二級）	一	〔蠶絲局に設置〕
	農林技官（三級）	二	
	農林技官（二級）	四	〔蠶絲局二人 蠶絲試驗場二人〕
	農林技官（三級）	六	
	地方技官（二級）	二八	〔青森縣外四三都府縣〕
	地方技官（三級）	六二	
二、製絲業實態調査に要する經費	農林技官（二級）	六	〔蠶絲局四人 蠶絲試驗場二人〕
	農林技官（三級）	九	
	地方技官（二級）	四二	
	地方技官（三級）	八九	
	計	一四六	

農 林 省

計	事務費		俸給		原料費	(項) 地方公共団体其他 職員費補助
	三級	二級	三級	二級		
	二七人	一四八	二七人	一四八	八〇貫	
	六〇〇	八〇〇	五〇〇	一五〇〇	二五〇	
	四九三,〇〇〇	八,一〇〇	七,二九〇	一七,七九〇	三,一四九〇	二〇,〇〇〇
	二四九,〇〇〇	八,一〇〇	七,二九〇	一七,七九〇	三,一四九〇	〇
	七四二,〇〇〇	一六,二〇〇	一四,五八〇	三五,五八〇	六,二九八〇	二〇,〇〇〇

優良生絲増産施設に關する經費説明書

一、要求事由

蠶絲業の復興五ヶ年計畫は閣議で決定をみ本計畫は着々實行に、移されつゝあるが「ナイロン」等の化學纖維の發達及支那蠶絲業發達等の爲日本生絲も之れに對應し海外需要分野を開拓確保するべく速急に製絲技術を改善し以て品質の向上を圖り且増産を強力に推進しようとする

又蠶絲試験所に於ては爾後決定及格付方法に付試験研究を行ふの外全國爾後決定所中十ヶ所の試験研究の結果を、綜合調整し格付方法の万全を期せんとす

二、實施計畫

本目的を早急に而も効果大とする爲左の事項に付試験研究を委託し所期の目的を果さんとす

(1) 技術者の技術指導並に研究會を組織

技術者の再教育の爲科學的製絲技術の講習學者等講師の講演或は研究會による相互の討論會等に依り技術の向上を圖らしむる。

(2) 能率の製絲方法の普及

現在製絲法は各工場獨自の形式を深るが必ずしも優秀ではなく一部優秀技術が採用されるも工場の秘密主義のため一般的に行はれないから今般従來の一部工場に採用されつゝある能率の製絲法を參考として新たなる方式の制定に必要な研究を委託すると共に之が普及徹底に努める

(3) 製絲技術の研究委託

優秀工場を選定し此れに對し製絲技術の科學的研究を委託し得たる成果は技術者の技術指導項目とする

(4) 繭検定方法改善研究委託

戦時中生絲は専ら内需に向けられ輸出向優良生絲の生産は等閑に附されたる爲繭検定及び格付方法は單純化せられたのであるが終戦後生絲は全面的に輸出に轉換した結果優良生絲の生産が強く要請せられつつあり既に生絲検査方法の改正を見たる今日當然速かに繭の検定及び格付方法の改善を圖る爲其の方途を確立するの要がある。依つて全題繭検定所五十ヶ所中十ヶ所を選定し繭の検定及び格付方法の試験研究を實施せしめんとす

説明参考書整理表

一 職員事務分担	
二 収入予定額	
三 地方職員配置表	
〃	別紙添付
〃	

一 職員事務分担

計	技術者の技術指導並研究會 能率の練練法の普及徹底 製練技術の研究委託 尚檢定及格対方法の改善	益	分	技	官
		二級	三級	二級	三級

二 收入予定額

計	生	屑	屑	物	益
	糸	物	物	品	分
	一	二	一	一	數
	〇	〇	〇	〇	量
	〇	〇	〇	〇	單
	〇	〇	〇	〇	價
	二〇	五	一	二〇	全
	六	〇	六	〇	額
	六	〇	〇	〇	備
	〇	〇	〇	〇	考

計	鹿	宮	大	能	長	佐	福	高	能	香	德	山	廣	岡	島	鳥	和	奈	大	京
	児																秋			
	島	崎	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	口	島	山	根	取	山	良	座	院	都
一																				
四			-																	
二																				
七	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

滋	三	愛	静	岐	長	山	福	石	富	新	神	東	千	崎	群	伊	茨	福	山	秋	宮	岩	青	北
賀	重	知	岡	年	野	栗	井	川	山	樺	川	京	葉	玉	再	木	城	湯	形	田	城	手	森	道
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

地方職員人員配置表

一、製糸業實態調査の要する経費

全体的な行政費

區	金額	数量	単價	金額	金額	金額	備考
臨時部	113,000			113,000	113,000	226,000	
一般費	91,500			91,500	91,500	183,000	
(項)臨時諸要務費							
俸給	25,800			25,800	25,800	51,600	
技官	15,000			15,000	15,000	30,000	
二級	10,800	1	10,800	10,800	10,800	21,600	
三級	4,000	2	2,000	4,000	4,000	8,000	
諸給與							
旅費							
二級							

區	金額	数量	単價	金額	金額	金額	備考
三級	600	2	300	600	600	1,200	
業務者	280	2	140	280	280	560	
給與	792			792	792	1,584	
職員給	1380			1380	1380	2,760	
事務費	300			300	300	600	
技術費	1080			1080	1080	2,160	
事務費	840			840	840	1,680	
應費	993			993	993	1,986	
人員停應費	165			165	165	330	
特別應費	988			988	988	1,976	
雜費	605			605	605	1,210	
合計						12,150	
							應済金

製絲業実態調査に要する経費説明書

一、要求事由

六月二十七日附聯合軍最高司令部指令に
より製絲業の実態の月別調査を行ふこと
を命ぜられた。

本調査は製絲業方策特に生絲の輸出計
画樹立に粗算を来たさばい為に正確且迅速
に調査を実施せんとし本経費を要求す。

二、実施計画

本調査の内容は細部に亘り且機械的計算
を要する矣も加はり従来の製絲業者の調
査とは異なるものが大少しとせず且製絲業者は
零細なるものが大部分なる為各府縣廳は

提本期日に達せざるやうに督促すると
共に再三検討の上不慮のものに付ては照

會し或は訂正をさせたる後本省に持参し
二工場以上を有するもの綜合表は本社

が直接農林省へ持参することと定めらる
る。

本省に於ては該記のほい様再検討の上
合表作成して期限までに司令部に提出す

ると共に本調査を整理とし製絲業方策決
定の指針の資料を制作することとする。

說明參考書整理表

一 職員事務分擔
二 聯合軍指令部覺書

別紙添附

裏面白紙

別紙

職員事務分擔

區	分	技	官			
一、資料調査、綜合分類表作製、關係各 廳へ資料配布	二、原料調査、綜合分類表作製、原料の 布の調整、資料作製、關係國に資料配 布	三、製材運轉狀況、綜合分類表作製、 關係各省へ資料配布	四、勞務の綜合分類表作製、關係各省へ 資料配布	五、生産量、生産設備、綜合分類表作製、關係 計		
					二	三
					二	三
					二	三
					二	三

商工省及林業省に對する覺書

日本に於ける繊維工業に對する報告書提出に關する件

一、聯合軍最高司令部より日本帝國政府に對する昭和三十二年五月二十七日附發第一聯合軍最高司令部に提出すべき經濟關係資料「参照のこと」

二、商工省及林業省に對し左記事項を要する、

(四) 日本に於ける繊維工業に關する報告書提出の件につき司令部經濟調査部調査統計課より指示を受けるため、この覺書受領後二日以内に代

表は經濟研究所ヨル三〇八號室に出頭すること、
(四) 報告事項の説明のため、繊維工業各部門代表との打合會を開催することとし、其の打合會の日時及場所を聯合軍最高司令部經濟調査部調査統計課總務係に通知すること

(四) 左記事項に關しては與へられざる指示により行ふこと、

(1) 各級繊維工業の全工場又は代表工場に對し報告書用紙を配付すること

(2) 配付済報告書を集計し、一覽表作成の上で聯合軍最高司令部經濟調査部調査統計課に提出すること。

經濟調査部長に代つて

調査統計課長 エマソン・ロス

給與	雇員	事務	技術	人	業	定	被	原	苗
給與	給與	雇	雇	料	手	備	費	費	不
二	二	一	一	六	一	一	一	一	一
三〇〇〇	六〇〇	七〇〇	七〇〇	四三〇	四三〇	三〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇
六〇月分 二七〇〇	六〇月分 五三〇	六〇月分 二六〇〇	六〇月分 九〇〇	六〇月分 九〇〇	六〇月分 五八〇	六〇月分 五八〇	六〇月分 二二〇	六〇月分 二二〇	六〇月分 二二〇
五八八〇	一〇〇〇〇	一八〇〇	八六〇〇	一五九六〇	二七六〇	四六〇〇	二〇〇	三八〇〇	二二〇〇
餘	勞	全							

區	分	類	種	各	工
區	分	類	種	各	工
區	分	類	種	各	工
區	分	類	種	各	工
區	分	類	種	各	工
區	分	類	種	各	工
區	分	類	種	各	工
區	分	類	種	各	工
區	分	類	種	各	工
區	分	類	種	各	工
區	分	類	種	各	工
區	分	類	種	各	工
區	分	類	種	各	工
區	分	類	種	各	工
區	分	類	種	各	工
區	分	類	種	各	工
區	分	類	種	各	工

病害豫防 除地設補 花虫驅助 花虫補助	病害豫防 除地設補 花虫驅助 花虫補助	病害豫防 除地設補 花虫驅助 花虫補助	病害豫防 除地設補 花虫驅助 花虫補助	病害豫防 除地設補 花虫驅助 花虫補助	病害豫防 除地設補 花虫驅助 花虫補助	病害豫防 除地設補 花虫驅助 花虫補助	病害豫防 除地設補 花虫驅助 花虫補助	病害豫防 除地設補 花虫驅助 花虫補助	病害豫防 除地設補 花虫驅助 花虫補助	病害豫防 除地設補 花虫驅助 花虫補助
------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

桑野燒滅 除地設補	桑野燒滅 除地設補	桑野燒滅 除地設補	桑野燒滅 除地設補	桑野燒滅 除地設補	桑野燒滅 除地設補	桑野燒滅 除地設補	桑野燒滅 除地設補	桑野燒滅 除地設補	桑野燒滅 除地設補	桑野燒滅 除地設補
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

計	農業區除其他補助			市町村農業會			事務費		
	三級	二級	三級	三級	二級	三級	三級	二級	三級
	四三〇	六二	二八	六二	八〇	五〇	六二	二八	六二
	二〇〇	六〇	八〇	二〇〇	六〇	八〇	二〇〇	六〇	八〇
	五,四七〇.〇〇	六,〇〇〇.〇〇	一八,六〇〇.〇〇	六,〇〇〇.〇〇	一八,六〇〇.〇〇	一六,〇〇〇.〇〇	六,〇〇〇.〇〇	一八,六〇〇.〇〇	一六,〇〇〇.〇〇
	一,九五八.〇〇	四,五〇〇.〇〇	一八,六〇〇.〇〇	一,九五八.〇〇	四,五〇〇.〇〇	一八,六〇〇.〇〇	一,九五八.〇〇	四,五〇〇.〇〇	一八,六〇〇.〇〇
	四,三八〇.〇〇	九,〇〇〇.〇〇	三,七二〇.〇〇	四,三八〇.〇〇	九,〇〇〇.〇〇	三,七二〇.〇〇	四,三八〇.〇〇	九,〇〇〇.〇〇	三,七二〇.〇〇
									五,〇〇〇.〇〇

要求事由
我國經濟再建の基礎資材は、多くを輸入に俟たなければならぬが、その支拂手段の大衆たる生絲の原料前を生産増強と品質の向上を期するに刻下喫緊の急務である。このために蚕絲業復興五箇年計画を樹立して、その計画遂行に當る職員を増加し、蚕絲業の根柢である桑園の復興を圖ると共に蚕絲試驗場及地方蚕業試験場に於て病虫害の駆除施設を講じ、以て蚕絲業の急速なる復興を圖らんとするものである。

七、說明書及報告書

事業實施計画

甲、本省に於ける施設

一、協議會の開催

桑園の登録及桑園の擴充計画の遂行並に桑苗の生産配給等に関する協議會を全國六箇所に於て年二回開催し、五箇年計画の圓滑なる遂行を期するものとする

二、講習會の開催

桑園の擴張と實施するには桑苗の急速な増殖を圖らなければならぬ。若般蚕絲試驗場で挿木による簡易にして早い桑苗生産法を案發したので、これが急速な普及徹底を圖るための全國六箇所で講習會を開催する。

三、宣傳普及事業

右の簡易採苗法を普及するため、その方法に関する説明を記載した小冊子を配布し、これが急速なる實施を圖るものとする。

四、桑園登録施設

蚕絲業五箇年計画の實施の基調をなす桑園の登録を先遂するため、桑園台帳及びこれが趣旨の徹底を期するための印刷物を作製し配布するものとする。

乙、蚕絲試驗場施設

一、優良桑品種の育成普及事業

現在栽培されてゐる桑品種には系統が不正で收葉量、葉質等に差異あるものがある。又桑苗生産者はその系統

の良否等鑑別せずして母樹として使用し各種の系統を混濁するものがある。又果園の生産能率を著しく阻害してゐる。よきで蚕絲試験場を支場の氣候風土を異せしめる地方十箇所は二十町歩の果園を新設し、十町歩は優良な桑品種育成用に供し、十町歩は配布の穂木苗木育成用に供し、播種年々々々十町歩を養成し地方の氣候風土を多岐にして大々適切なる品種を地方果園用母樹として配布する。而して配布したる播種年々々々十町歩は都道府縣に於て年々四〇〇本の苗木とし、穂木母樹として二百〇本栽植せしめ年々一億〇〇本（一株より穂木五〇本の苗木を生産する）之により年々八千五百町歩（現在果園十七万町歩の五〇％）の改補植を行ふ。

尚現在桑苗木生産に使用してゐる母樹に付ては、其の品種の系統を鑑別し 種の普及に努めらる。

(三) 蚕桑の害虫防除事業
 蚕桑の害虫「蟹蛆」及「桑野蠹蛾」によつて蒙る被害は全國に亘つて著しいものがある。其の防除対策は極めて困難であるが、蚕絲試験場に於て試験研究の結果天敵を利用して防除の方策を講ずることが最も有効である。即ち赤蠶病菌によつて「蟹蛆」寄生蜂類によつて「桑野蠹蛾」の駆除豫防を急速に行ふものである。これがたの蚕絲試験場に母菌及寄生蜂類の増殖に必要なる設備をなして都府縣として、これを防除に當るとして産出確保と苗質の向上とを圖るものがある。

取、地方に於ける施設補助

(一) 桑園擴充施設の補助

桑園の登録の確實迅速なる實施と桑園擴充の計畫の適正化並に桑苗の生産増強配給割當等の圓滑なる遂行を圖るもの、各都道府縣及各郡の區域に於て年三回協議會を開催せしめることとする。

(二) 蠶蛆駆除施設の補助

蚕の最も著しい害虫である蠶蛆による被害は最近激増し、その豫防駆除を圖ることは目下の急務である。最近蚕絲試験場に於て赤煙苗の利用による蠶蛆駆除法の研究が完成し、顯著な効果のあることが判明したので右省と地方蚕業試験場に於て増殖し、之を苗の集荷場所、蠶蛆の被害の多い、養蚕

家の床下等に撒布し、その殺滅を圖らんとするもので、地方蚕業試験場の増殖配布の経費に對し國庫より補助金を交付するものである。

(三) 桑野蠶蛾駆除施設の補助

「桑野蠶蛾」による桑園の損害は年々極めて大きく関東以西に於ては平均約一〇%と推算される。従来これが適當な防除方法は少なかったが、蚕絲試験場に於て特殊の寄生蜂の利用による有効な駆除方法を発見したので、地方蚕業試験場はこの寄生蜂を増殖し、多量に発生する處のある地方に放つてこれが駆除を圖らんとするもので右の増殖費、配布費に對し國庫より補助金を交付するものである。

(四) 地方公共団体の補助

五箇年計画の達成は先づ桑園の實態を調査し右を基礎として、桑園の擴張計画を樹立し、これが適切なる實施を期するに、地方廳に専任職員として二級技官二入名、三級技官六二名計九〇名を設置し、これに要する經費に對し補助するものである。

(五) 農業団体その他補助

桑園の登錄片貝施に伴ひ、市町村農業會の技術員は非常に繁雑化と化する。是の的確な壁なる實施を期するに、手當を支給するものとする。

説明参考書目整理表

一 職員事務分擔表	〃
二 経費区分表	〃
三 計画年割額	ナシ
四 経費支出年割額	ナシ
五 収入豫定額	ナシ
六 豫算外契約に關する要求書	ナシ
七 繰越明許に關する要求書	ナシ
八 補充費途に關する要求書	ナシ
九 補助金交付要項	追記提出
一〇 補助金負擔区分割	別紙添附
一一 説明参考書	〃
一二 地方職員配置表	〃

職員事務分担表

事項	二級技官			三級技官			計
	一	二	三	一	二	三	
蚕絲局 桑園の拡充及登録に関する事項 桑苗の生産配給に関する事項	—	—	—	—	—	—	—
蚕絲試験場 桑の優良品種の育成普及に関する事項 桑の接穂及苗木の生産配付に関する事項 赤痘病菌による蜜阻防除実施に関する事項 寄生蜂類による桑野螟防除実施に関する事項	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—

地方廳	桑園の拡充及登録に関する事項	合計
—	二八	二八
—	六二	六二
—	九〇	九〇

二 經費区分表

区分	總額	委託分	委託分		備考
			總額	委託分	
俸給	九三四〇	四〇八〇	五二六〇	三三八〇	
二級技官	六〇〇〇	三〇〇〇	一五〇〇	一五〇〇	
三級技官	三二四〇	一〇八〇	一〇八〇	一〇八〇	
諸給與	六四七二	六四七二			
旅費	三〇〇〇				
給與	二〇五二	二〇五二			
雇員給	一〇二〇	一〇二〇			
事務	三〇〇	三〇〇			
技術	七二〇	七二〇			
事務費	二四四二	二四四二			
事務費	二四四二	二四四二			

總額	一〇〇、二〇〇	一〇〇、二〇〇			
雜費	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇			
協議費	七、八〇〇	七、八〇〇			
請願費	四、二〇〇	四、二〇〇			
普及費	三、六九〇	三、六九〇			
普及費	三、六九〇	三、六九〇			
普及費	九、八五〇	九、八五〇			
普及費	五、五九三	五、五九三			
普及費	二、一五三	二、一五三			
旅費	二、〇〇〇	二、〇〇〇			
給與	六、四〇〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	
雇員給	五、三二〇	二、七六〇	二、七六〇	二、七六〇	
備人料	七、九八〇	七、九八〇			
被服費	二、〇四〇	一、〇二〇	一、〇二〇	一、〇二〇	

原料費	三八〇〇〇	三八〇〇〇	三八〇〇〇	三八〇〇〇	三八〇〇〇
雑費	一八三五〇	一八三五〇	一八三五〇	一八三五〇	六二〇〇
委託試驗 場新設	四八三〇〇	四八三〇〇	四八三〇〇	四八三〇〇	四八三〇〇
菌類培養室	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
寄生蜂飼育室	二四〇〇〇	二四〇〇〇	二四〇〇〇	二四〇〇〇	二四〇〇〇
雑工事	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
子事監督費	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇
計	三九八六〇	三九八六〇	三九八六〇	三九八六〇	三九八六〇

裏面白紙

一、補助金負担区分調

種別	事業費補助 基本額	事業費補助 主体補助率	国庫補助 金	地方負担区分 備考
蚕糸業改良補助	三八〇、六〇〇		二二〇、六〇〇	地方負担区分備考
蚕糸業改良補助 原簿簿者 設 補 助	八五五、六〇〇	府 縣 全 額	八五五、六〇〇	
蚕糸業改良補助 設 補 助 振 害 予 防 駆 除 設 補 助	三九五、〇〇〇	府 縣 二 分 一	一四七、五〇〇	
蚕糸業改良補助 設 補 助 除 設 補 助 除 設 補 助	二〇〇、〇〇〇	府 縣 二 分 一	一〇〇、〇〇〇	
蚕糸業改良補助 設 補 助 除 設 補 助 除 設 補 助	九五〇、〇〇〇	府 縣 二 分 一	四七、五〇〇	
地方公共団体補助 他職員費補助	五五五、〇〇〇		五二七、五〇〇	
地方公共団体補助 俸 給 補 助	一〇五、〇〇〇		六七、五〇〇	
地方公共団体補助 俸 給 補 助	七五四、〇〇〇	府 縣 二 分 一	三二七、五〇〇	
地方公共団体補助 事務費補助	二〇八、〇〇〇	全 額	二九、八〇〇	
農業団体其他補助	四五〇、〇〇〇		四五〇、〇〇〇	

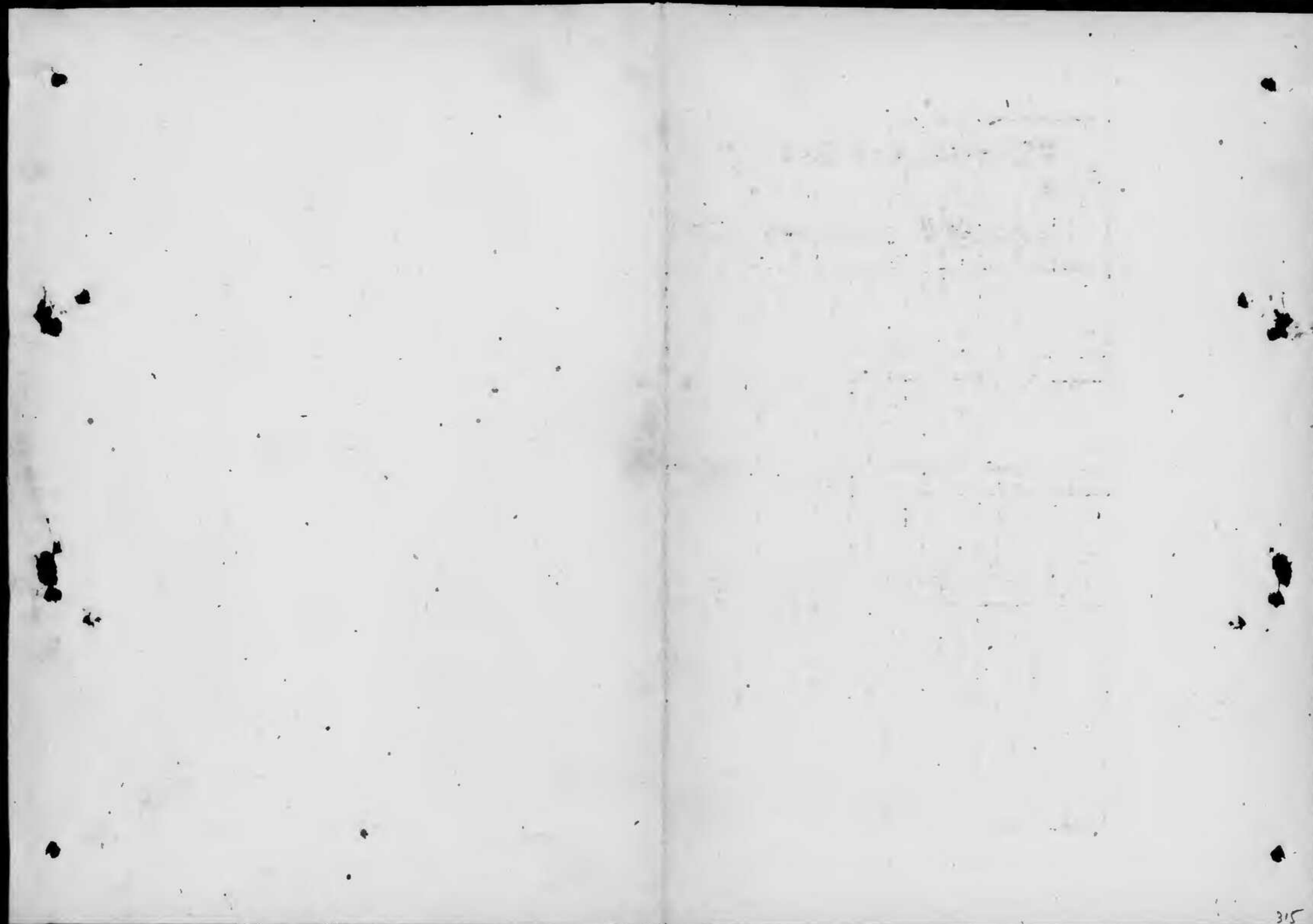
中町農業會補助 四五〇、〇〇〇
中町農業會 全 額 四五〇、〇〇〇
中町農業會 全 額 四五〇、〇〇〇

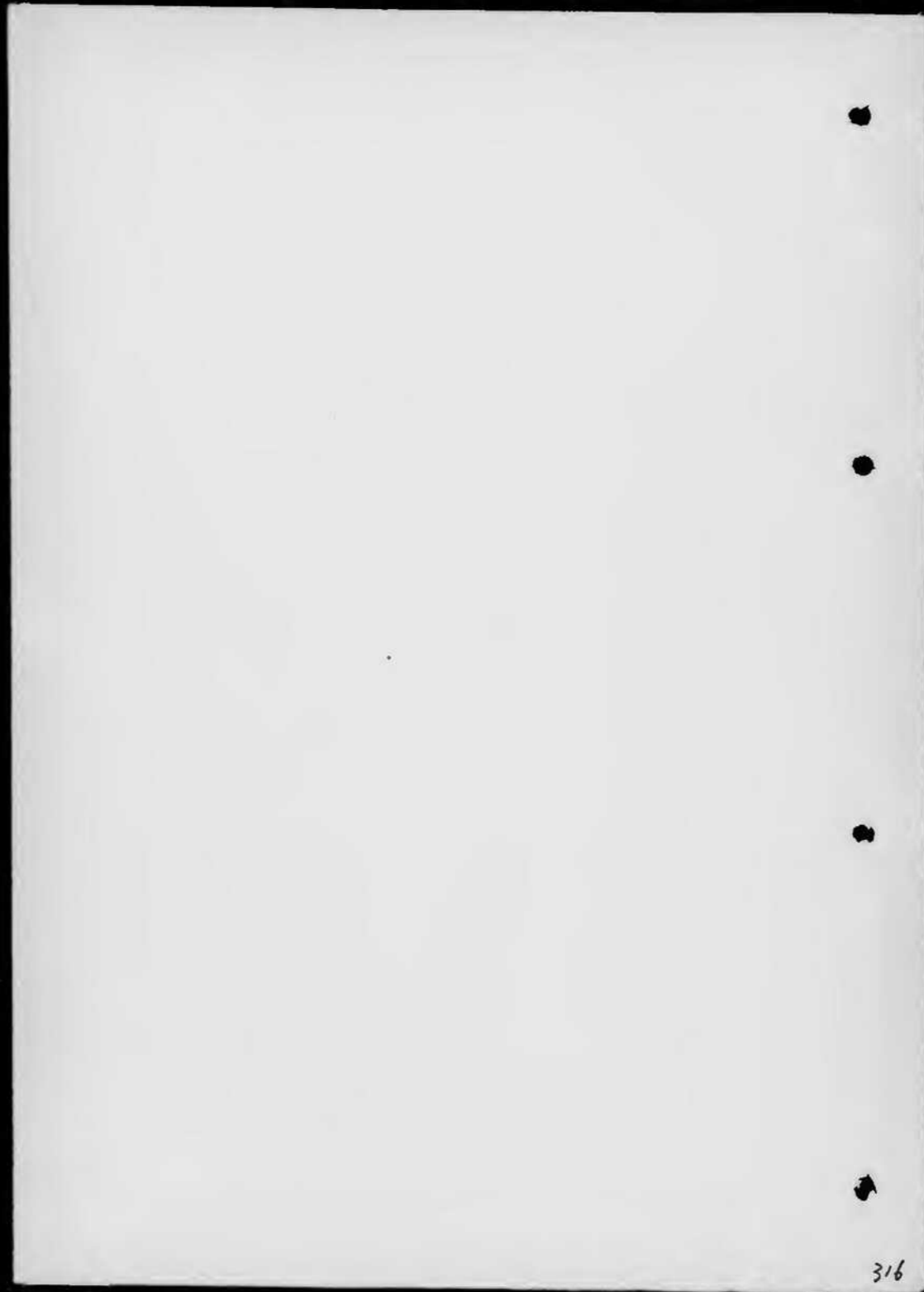
計	鹿	宮	大	熊	長	佐	福	高	愛	香	德	山	廣	岡	島	鳥	和	奈	兵	大	京
	見	崎	分	本	崎	賀	岡	知	暖	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都
二八	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六二	-	-	=	=	-	-	-	-	-	-	-	-	=	-	-	-	-	-	-	-	-
九〇	=	=	=	三	-	=	=	=	=	-	=	=	=	=	=	-	-	=	=	=	=

滋	三	受	靜	岐	長	山	福	石	富	新	神	東	千	埼	群	栃	茨	福	山	秋	宮	岩	青	縣
賀	重	知	岡	阜	野	梨	井	川	山	湯	川	京	葉	玉	馬	木	城	島	形	田	城	手	森	名
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	三	三	=	=	=	=	=	-	-	-	-
=	=	=	=	三	四	三	-	-	=	=	=	=	=	四	四	=	三	三	三	=	=	=	=	=

一、二、地方職員配置表

備考





316

裏面白紙



317

